国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第８版）
策定・改訂編

令和３年６月

内閣官房国土強靱化推進室

目　次

（頁）

Ⅰ　策定手順とそれぞれの策定手法等 3

１．　策定体制の構築 3
（1）　地方公共団体内に体制を創る 3
（2）　都道府県との連携 7
（3）　地域の強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力 8
（4）　住民の参加と専門家による知見の活用 11
（5）　国土強靱化地域計画に関する手続き 14
２．　国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方 15
（1）　目指すべき将来の地域の姿の想定 16
（2）　STEP1　地域を強靱化する上での目標の明確化 17
（3）　STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定 18
（4）　STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討 20
（5）　STEP4　リスクへの対応方策の検討 25
（6）　STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け 35
（7）　KPI の設定 36
３．　策定の具体例 39
（1）　目指すべき将来の地域の姿の想定 39
（2）　STEP1　地域を強靱化する上での目標の明確化 40
（3）　STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定 42
（4）　STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討 45
（5）　STEP4　リスクへの対応方策の検討 52
（6）　STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け 55
４．　策定時の取組例 57
（1）　住民参加のワークショップを活用 57
（2）　住民アンケートを実施 59
５．　その他の留意すべき事項 60
（1）　国土強靱化地域計画の名称 60
（2）　議会への説明等 61
６．　策定に係る事務の一連の流れ 62
（1）　策定に係る事務の一連の流れ 62
（2）　策定に向けた各プロセスの概要 64

Ⅱ　計画の推進と不断の見直し等 65

１．　計画の推進 66
(1)　推進体制の構築 66
(2)　Action 確認リスト（計画の推進） 70
(3)　計画の推進 71
２．　不断の見直し 84
(1)　Action 確認リスト（不断の見直し） 85
(2)　年次計画（アクションプラン）等の策定 97
(3)　他の計画等の必要な見直し 98
Ⅲ　市町村での策定の推進 99
１．　都道府県から市町村への支援 99
Ⅳ　国への相談等 108

Ⅰ　策定手順とそれぞれの策定手法等

ここでは、国土強靱化地域計画の策定手順と策定手法について説明します。まず「１．策定体制の構築」について説明し、次に「２．国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方」を説明します。２．で説明する進め方の具体例を「３．策定の具体例」に示しますので、２．と３．は一体としてご活用ください。そして、それ以外の特徴的な例を「４．策定時の取組例」で紹介し、最後に「５．その他の留意すべき事項」を記載します。

１．　策定体制の構築

具体的な策定に入る前に、どのような体制で策定を進めるかを検討します。策定に関わる主体を選定する重要な手順です。

(1)地方公共団体内に体制を創る

地方公共団体内での担当部局を決め、また庁内会議を発足させるなどして団体内での策定体制を整えます。

○国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりです。そのため、**地方公共団体内の広範な部局の所掌にまたがる取組です**。

○このため地域計画の策定にあたり、特に初めての場合は、**地方公共団体内に強靱化に関する総合調整・とりまとめ等を担う部局**（以下「担当部局」という）**を決める必要**があります（強靱化の観点から組織の見直しができれば、より有効です）。
担当部局については、地方公共団体内の組織体制や地域計画の性格をどのように捉えるかにより定まるものであり、首長等のリーダーシップにより担当部局を決定した地方公共団体も見られます。
当該地方公共団体の行政全般に関わる総合的な計画の策定等を所管する**企画担当の部局が担う場合**のほか、**防災担当部局が担う場合**があります。企画担当の部局内に国土強靱化を所掌する組織を新たに設置したり、危機管理、企画、都市建設等の複数の部局が分担、連携しつつ、担当部局を担うことも考えられます。

○次いで、**人命の保護、維持・早期回復が必要な（＝強靱化が必要な）重要な機能を念頭に置き、関係する部局**（例えば企画部局、防災・危機管理部局、保健医療・福祉部局、農林水産部局、産業部局、土木部局、消防、教育委員会等）を強靱化を担う庁内部局として定め、**それぞれが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築**します。

○そのため担当部局は、**地域における国土強靱化の推進の必要性・重要性や、国等における国土強靱化の推進に係る動き等について、庁内職員の十分な認識、理解を得る**よう努めることも必要です。

○なお、関係する部局は固定的に考えるのではなく、地域計画策定の過程とりわけリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を自由な発想で検討・設定した後に、必要となる部局を改めて検討し適宜補うなど柔軟に考える必要があります。あるいは国における国土強靱化推進本部が全大臣を構成メンバーとしているように、全部局で構成する方法も考えられます。

○『国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集』[1] に、実例について、コンパクトにまとめています。

○策定体制の構築にあたって、地方公共団体内で国土強靱化の理解を深めるために内閣官房職員の研修会等への講師派遣（出前講座）を利用することも有効です。

※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。
（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202106_demaekouzapr.pdf）

〔参考〕策定済団体の例（担当部局や庁内会議等の策定体制）

山梨県山梨市	【担当部局】防災危機管理課
	【庁内会議】「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を新設 （トップ）　総務統括官 （メンバー）課長補佐、主幹級の担当リーダー24 人で構成 非常勤の防災危機管理アドバイザーを追加
長野県東御市	【担当部局】総務部企画財政課
	【庁内会議】「国土強靱化地域計画庁内連絡会議」を新設 （トップ）　副市長 （メンバー）総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市整備部長、教育次長、議会事務局長、市民病院事務長
徳島県徳島市	【担当部局】土木部土木政策課
	【庁内会議】「国土強靱化地域計画策定会議」を新設 （トップ）　市長 （メンバー）副市長、部長級職員など 19 人で構成

[1] 平成 28 年 3 月発行。各地方公共団体に配布済。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―策定過程で生まれた庁内の交流―

「強靱化計画には部局を超えた取組が必要です。策定にあたって、庁内が一つにまとまることができるのか、少し不安でした。そこでまず、各部局の課長などが集まる連絡会議を発足させました。連絡会議の事務局は、政策地域部政策推進室に置き、会議を全部で 10 回程度実施しました。各部局の責任者が集まって意識が共有されたおかげで、部署の枠を超えて横断的に取り組める雰囲気になりましたね。いつもは他部局の施策にはそれほど関心を持たないのが正直なところなのですが、強靱化という共通の視点で直接話をしたり、他の部局から自分の部局の施策がどう見えるかという点から説明方法を考えたりしました。策定が終わるころには、随分お互いの部局への理解も進んだと思います。」

―集まって、戻って話して意識が浸透―

「各課の副課長たちが集まるかたちで、庁内推進会議を立ち上げました。多忙な中での会議でしたが、毎回 20 名ほどが集まって、『強靱化』という共通の目的に向けて、部課を超えた話し合いができたと思います。年間で全 5 回、約 2 か月に一度のペースで開催しました。副課長たちが、庁内推進会議での内容を各部局へ持ち帰って協議し、またその結果を庁内推進会議に持ち寄るというサイクルを繰り返して、職員全体に『強靱化』への意識づけが広がったと感じます。」

〔参考〕策定済団体の例（職員の理解促進の機会創出）

● 群馬県館林市は、職員のワークショップを実施し、国土強靱化に関する市の現状や課題を整理し、それぞれの立場から率直な意見交換を行う中で、取り組むべき施策の方向性を論議した。また、職員を対象とした、有識者による研修会を開催し、国土強靱化の意義について理解促進に努めた。

（職員ワークショップ）

（有識者による研修会）

〔参考〕策定済団体の例（庁内の体制例）

● 庁内説明会等の開催
  ・ 策定委員会開催前に複数回にわたり町内勉強会や素案作成説明会を開催した。
  ・ 部局間でのコミュニケーションを図るために、庁内にて国土強靭化地域計画に関する説明会を開催した。
  ・ 各部局から個別計画の作成担当者等を集め、計画策定経緯やリスクシナリオの設定についての会議を開催した。
● 庁内における計画内容の調整を実施
  ・ 防災部門において課長会議での周知・説明のほか、脆弱性評価・強靭化施策の各課照会、各課等との調整、及び地域計画の素案作成を行った
  ・ 計画案の骨子等は、幹部会や部課長会において、適宜、庁内幹部に報告した。脆弱性評価内容や強靭化の推進方針などについては、各課担当係長級の職員に個別に照会を実施した。
  ・ 施策担当課に対して個別ヒアリングを実施した。
  ・ 部局間でのコミュニケーションを図るため、個別事業担当部局へのヒアリング実施した。同時に意見交換を行い、地域計画への理解を深め、施策推進を促した。
● 既存のワーキンググループの活用
  ・ 次期総合戦略の策定において設置している庁内ワーキングチームに対し、新たに構成員を追加したうえで全庁的な推進体制を構築した。
● 職員の配置
  ・ 国土強靭化担当の管理職を配置（部長級職員、兼務）した。

「国土強靭化地域計画策定効果に関するフォローアップ調査」より

(2)都道府県との連携

市町村が地域計画を策定する際には、都道府県との連携を図ることが望まれます（基本編Ⅱ１．(4)及び基本編Ⅳの Q８参照）。

○策定体制の構築に際し、例えば都道府県の担当者に、庁内会議や委員会の委員として参画してもらうことで、都道府県の立場から、地域計画への意見やアドバイスをもらうことができ、都道府県の地域計画との調和も図ることができます。

○また、市町村が地域計画の策定を進めるに当たり、適宜、策定方針やスケジュール、検討中の計画案の内容等について、都道府県に対し説明等を行うことも同様に有益です。

○一方、都道府県が市町村に対して、都道府県の広域防災に関する役割と責任も踏まえて自団体の地域計画（見直し案や見直し途中情報も含む）の説明等を行うことは、都道府県と同様のリスクが想定される市町村の当該計画の策定を推進するとともに、市町村の国土強靱化に対する理解を深める観点から有効であると考えられます。実際に複数の都道府県において、内閣官房の出前講座も活用した市町村向け説明会が実施されています。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―県の支援により策定が円滑に進んだ（合同策定の事例より）―

「ワーキンググループでは、各町村より各分野の課長レベルにも参加してもらいましたが、その際に、県の説明やサポートを受けたことで、理解が得られ、その後の庁内調整がスムーズに行えました。また、庁内や議会での説明の際には、策定の意義、効果、必要性等の説明を県に支援してもらいました。さらに、説明方法や質疑応答等が整理された資料の提供を受けて、有効に活用することができました」

「KPI の設定に最も労力を要しました。県の KPI を示してもらい、取捨選択し、町村で現状値を算出できる KPI か、町村が主体の業務なのかをワーキンググループですり合わせを行いました。町村では数値が出せないものは、県に情報提供を受けました。」

(3)地域の強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力

地域の強靱化の効果的な推進のためには、多様な主体との連携・協力が欠かせません。適切な会議体や意見交換会を活用して多様な主体の参画を促します。

○国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**自団体内の関係部署・部局にとどまらず、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めるもの**です。

○このため、維持・早期回復が必要な（＝強靱化すべき）重要な機能を念頭に置きながら、担当部局が中心となって、**例えば、地元組織（自治会、商工会議所等）、民間事業者（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）、都道府県においては自団体内の市町村、隣接する他の地方公共団体、市町村においては包括する都道府県、国の地方支分部局など、強靱化を連携・協力しながら推進すべき主要な主体を決めます**。

○地域計画は、上記の主体が緊密に連携して策定する体制を構築することが重要です。

○また、国の地方支分部局との連携・協力も地域計画の実効性を高める観点等から有益です。

○国の「国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)」（以下「基本計画」という）においては、関係府省庁が連携する体制を構築しましたが、地域計画においても、より地域に密着した計画とする観点から、できる限り、地方公共団体以外の主体と連携・協力することが重要です。

〔参考〕策定済団体の例より

<table>
<tr><th>連携の方法</th><th colspan="2">参画する主体</th></tr>
<tr><td rowspan="6">外部有識者会議の設置</td><td colspan="2">学識経験者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国</td><td>関係府省庁の地方支分部局</td></tr>
<tr><td>内閣官房国土強靱化推進室</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊</td></tr>
<tr><td colspan="2">警察</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防本部</td></tr>
<tr><td>書面による意見聴取</td><td colspan="2" rowspan="3">民間事業者（ライフライン事業者（鉄道、情報通信、電力・ガス等）、放送事業者・新聞社等）
地域の関係団体（医師会、自治会連合会、農業協同組合、商工会、校長会、婦人会、消防団等）</td></tr>
<tr><td>意見交換会の実施</td></tr>
<tr><td>市町村防災会議での意見聴取</td><td colspan="2">市町村の地域防災に関係する、国や都道府県の関係機関、学識経験者、ライフライン事業者等の民間事業者、地域住民の代表等から構成</td></tr>
<tr><td>総合計画と併せて総合計画審議会で検討を実施</td><td colspan="2">住民、市町村内の公共的団体・各種団体等の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、市町村職員等から構成</td></tr>
<tr><td>定例会議の活用</td><td colspan="2">周辺市町村（情報共有を行うため）</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　策定済団体による多様な主体との連携・協力を整理すると、概ね上記のような主体との連携が共通項的に確認できます。地域の実情に合わせて様々な主体との連携・協力を模索することが重要です。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、書面開催とする市町村も見られます。</td></tr>
</table>

〔参考〕策定済団体担当者の声

―民間にも強靱化の動き―

「策定の際に、民間の企業や団体などにお声掛けして『検討会議』へ参加していただき、地域計画への意見を出していただきました。その過程で、企業や団体のほうでも自分たちは何ができるか？と考える動きが生まれてきました。たとえば、災害用の食料・水などの備蓄、老朽化した住宅や建物の耐震化、BCP策定をした企業や団体もあります。強靱化の重要性が民間にも波及していると感じています。」

―建設会社BCPに認定制度―

「当県では、建設会社がBCPを策定した場合にその成果と実効性を県の建設業BCP審査会が審査し、県が認定するという仕組みを導入しています。建設会社は、大災害発生時に緊急対応の最前線で行政と協力していくことが求められるからです。この取組によって県内の建設会社のBCP策定率が上昇しています。」

(4)住民の参加と専門家による知見の活用

国土強靭化では自助・共助・公助の組み合わせが重要であることから、住民の参加を得ることはとても大切です。また、専門家による知見の活用も考えられます。それぞれ地域の実情に合わせた方法の検討が必要です。

○住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。また、国土強靭化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて**住民の参加を得て検討を進めることが望まれます**。

○計画の策定における住民参加の方法としては、「検討委員会」等の組織への住民の代表の参加のほかに、

・町内会や公民館などの地域ごとに座談会や懇談会を設け、地域の課題等に関する意見を把握する
・住民と行政が合同でワークショップ等を開催し、地域に存在するリスクを抽出する
・住民や自治会等にアンケートを実施する

等地域の実情に合った多様な方法が考えられます（ワークショップやアンケートの実施について後述 13、57～59 頁参照）。

○また、専門家による知見を活用することにより、客観性の確保に努めるとともに、地域計画の内容を充実させることも可能になると考えられます。その際、地域で活動する企業、特に情報通信や物流など、脆弱性をカバーすることが可能な情報やノウハウ等を持っている可能性がある企業の担当者等にも専門家として参加を得ることも有効と考えられます。

○このため、(3)で述べた多様な主体や、住民の代表、専門家などによる「検討委員会」等の組織を設け、節目ごとに意見を聞きながら、脆弱性の評価や計画内容の検討を行うことが効果的であると考えられます。

○　上記の住民の参加や専門家による知見の活用は、計画策定時だけでなく、計画の進捗管理や見直し時にも有用で、望ましい取組です。

〔参考〕策定済団体の例

● 山梨県山梨市は、庁内会議として「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を設置（4 頁参照）したほかに、有識者会議として「山梨市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置しました。構成メンバーは以下の通りです。

座長	山梨大学大学院　教授
委員	明治大学　危機管理研究センター　特任教授 山梨市消防団　団長 女性市民代表（山梨市内在住）・タレント 内閣官房　国土強靱化推進室　企画官 山梨県　峡東建設事務所　所長

● 静岡県掛川市は、既存の「掛川市防災会議」を活用しました。防災会議で地域計画（案）の説明と意見交換を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見を頂きました。構成メンバーは以下の通りです。

トップ	市長
メンバー	防災関連機関(警察、消防、ライフライン関係事業者等) 区長会長 市議会議長 市議会総務委員長 ボランティア組織代表者 有識者等

● 八戸圏域８市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）は、学識経験を有する方等から幅広く意見を聴取するために、八戸圏域８市町村国土強靱化地域計画検討会議を設置しました。

座長	八戸工業大学 教授
メンバー	八戸学院大学 地域連携研究センター 准教授 独立行政法人国立高等専門学校機構 八戸工業高等専門学校 教授 東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長 青森県危機管理局 防災危機管理課 課長

〔参考〕策定済団体担当者の声

―まちづくり協議会との連携やワークショップで住民に浸透―

「策定時に、区長、消防団、まちづくり関係者、民生児童委員、日赤奉仕団等とともにワークショップを行ったところ、自治体職員だけではわからない地元ならではの意見が出されました。○○地区のあの川は氾濫したら危ないかもしれないとか、この細い道路は万一の時には崩れそうだと思う、などといった声が上がりました。それらの声を地域計画の中に取り入れたので、結果として庁内で作った案よりも内容を充実させることができました。

またワークショップを実施したことで、より多くの住民の方々に地域計画を知ってもらうことができたのではないかと思います。

最近、まちづくり協議会を各地区で立ち上げていて、ここが主体となって懇親会を開催しています。その懇親会では、もちろん全然関係ないことを話す会もあるのですが、防災や減災に向けたテーマもたびたび取り上げられているようです。全国で度重なる災害のニュースで住民の方々も防災については心配し、意識しているようですね。こういう取組が地元の強靭化につながると思います。今後もこのような取組と連携して、共に地域の強靭化を進めていきたいですね。」

(5)国土強靱化地域計画に関する手続き

地域計画策定の際の手続きについては特に決められていませんが、策定の様々な段階で地域に対する周知等に努めることが望まれます。

○地域計画を定める際の手続きに関して基本法に規定はありませんが、地域計画は住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、当該地域における国土強靱化に関する指針となるものです。そのため、**地域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう、計画の最終案のみならず、策定に向けた取組について、自団体の総合計画等の例を参考に、できる限りオープンな形で策定することが大切**です。

〔参考〕策定済団体の例

東京都荒川区	・地域住民等が主体となって組織されている「防災まちづくり協議会」の会合（年３回程度）の場を活用して、幅広く地域の情報や住民の意見等を集約しながら、地域が抱える脆弱性や計画内容を検討した ・東京都及び国土強靱化推進室と個別協議等を実施した ・「地域強靱化計画骨子」（案）、「地域強靱化計画素案」、「地域強靱化計画」の各策定前に（区議会の）震災対策調査特別委員会報告又は同委員への個別説明を行った ・パブリックコメントを実施した ・地域強靱化計画策定後、全議員に計画冊子を配付した
静岡県掛川市	・防災会議にて周知を行い、区長会長、市民団体代表者等からもご意見を頂いた ・市議会全員協議会にて掛川市国土強靱化地域計画(案)の報告、説明を行った

2．　国土強靭化地域計画策定の基本的な進め方

国土強靭化はPDCAサイクルを繰り返して取組を推進します。ここでは、下図の「Plan」についてSTEP1～STEP5のプロセスを説明します。

なお、検討の全体の流れをご理解いただくために、標準的と思われる手順を紹介します。実際には、策定主体により、多様な手順があるものとお考えください。理解を助けるために、必要に応じて次項「３．策定の具体例」（39頁以降）を参照してください。

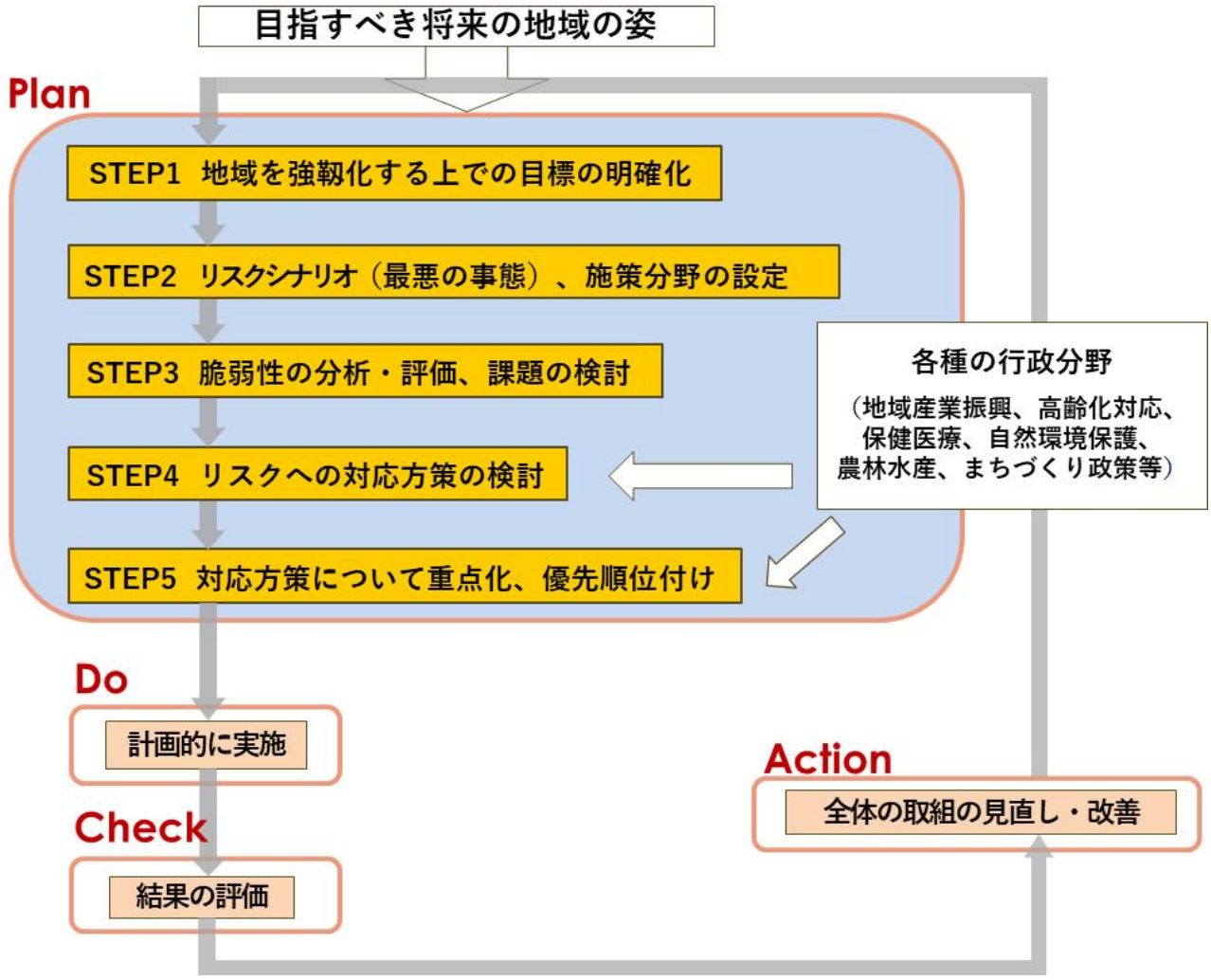

(1)目指すべき将来の地域の姿の想定

各 STEP に入る前に、まず「目指すべき将来の地域の姿」を考えます。すべての STEP はこれを念頭に進める必要があります。

○**STEP1～STEP5 の各プロセスにおいて、地域の強みや弱み等の地域特性を踏まえた、「目指すべき将来の地域の姿」を念頭に置き、検討を進めることが肝要**です。
「目指すべき将来の地域の姿」の実現が、災害によって頓挫しないよう強靱化の取組を進めていくという視点です。
具体的な進め方としては、まずは（STEP1 の前に）、**地域の強靱化を通じて「目指すべき将来の地域の姿」**を想定し、それを念頭に各ステップの検討を行い、**必要に応じその姿を修正しながら検討**することになります。

(2)STEP1　地域を強靭化する上での目標の明確化

国土強靭化を推進する上で最も重要な「目標」を定めます。国の基本計画では４つの「基本目標」と８つの「事前に備えるべき目標」を設定し、計画期間については、期間設定は行わず概ね５年ごとに見直すこととしています（具体例は 41 頁参照）。

①　基本目標の設定

○都道府県においては国の目標（国の目標について後述 40 頁参照）、市町村においては都道府県や国の目標が参考になると思われます。

②　事前に備えるべき目標の設定

○国で定めた８つの事前に備えるべき目標（後述 40、41 頁参照）及び市町村においては都道府県の定めた目標を参考に、自団体の地域特性を踏まえて設定します。具体的には、自団体でも備えるべき目標は採用し、自団体には該当しない目標を削除して、さらに自団体独自の目標があれば追加するなどします。

③　計画期間の設定

○目標の設定と併せて、**地域計画の計画期間**については、基本計画及び市町村においては都道府県の地域計画の計画期間との調和に留意しつつ、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して、適切に設定します。

○地域計画はその理念から考えると、計画期間が限定されず将来にわたり継続する普遍的計画であるべきともいえます。一方で、地域を取り巻く環境変化に合わせて見直しをする必要があるため、また PDCA を効果的に実施するため、計画期間を設置することを検討してください。

(3)STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

それぞれの地方公共団体の状況を踏まえつつ、以下の手順によりリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を設定していきます（具体例は 42 頁参照）。なお、基本計画ではリスクシナリオを「起きてはならない最悪の事態」としています。

①　自然災害の想定

○自然災害の想定として、
・基本計画と同様に**大規模自然災害全般を対象とする**方法
・その**地域の特性に応じた自然災害を特定する**方法
の２つが考えられます。地域の特性に応じて想定する場合は、過去の災害を参考に検討する方法や、将来の発生予測を基に検討する方法が考えられます。なお、自地域には大きな地震は起こらないといった思い込みには、注意が必要と思われます。

○**最も切迫している災害を先行し、その他については追って拡充する等、段階的に地域計画を策定する**ことも考えられます。
自然災害を特定する際には、自団体の地域防災計画、市町村の場合は都道府県の地域計画が参考になります。具体的には、自団体にも該当する災害は採用し、該当しない災害を削除して、さらに自団体に影響の大きい災害を追加するなどします（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

②　リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

○基本計画の 45 の起きてはならない最悪の事態(資料編Ⅳ資料５参照)、及び市町村においては、**都道府県のリスクシナリオを参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク(自然災害)及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域の特性を踏まえて、リスクシナリオを設定**します。具体的には、自団体に該当するリスクシナリオは採用し、該当しないリスクシナリオを削除して、さらに自団体独自のリスクシナリオを追加するなどします（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○**リスクシナリオについて、適切な説明を加える**ことで具体性が増し、STEP3 以後の検討や、住民等の理解の促進に有用と考えられます（具体例として 43、44 頁参照）。

○リスクシナリオの設定は、①で想定した自然災害から派生する直接的な被害に必ずしも縛られることなく**想定外の事態をなくす想像力が重要となります。原因が何かではなく、どのような事態になると最悪かを想定する**ことになります。そしてリスクシナリオに応じて、想定する自然災害を見直すことや、STEP1 の目標を見直すという柔軟性が必要です。

③　施策分野の設定

○**②で設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて施策分野を設定**します。その際、基本計画（12 の個別施策分野と５の横断的分野、44 頁参照）や、市町村においては都道府県の地域計画の施策分野、また、**自団体が行政運営の基本とする総合計画等の施策分野等を参考に**します（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。
なお、施策分野の設定には、担当部局を明確にするという視点もあります。

○また、個別施策分野に加えて、部局横断的な取組などを横断的分野として設定することも重要です。

○国土強靱化は長期的視点に立った国づくり、地域づくりを主眼にする点で、従来の防災対策とは異なっています。そのための長期的な施策も横断的分野（国の場合は「研究開発」や「老朽化対策」など）に設定し、将来にわたって取り組むべき施策等の意識づけをすることも地域計画の大きな役割です。

(4)STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討

脆弱性の分析・評価は、地域の強靭化を進める上でその前提となる、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する地域の弱点を洗い出すという点で非常に重要なプロセスです。

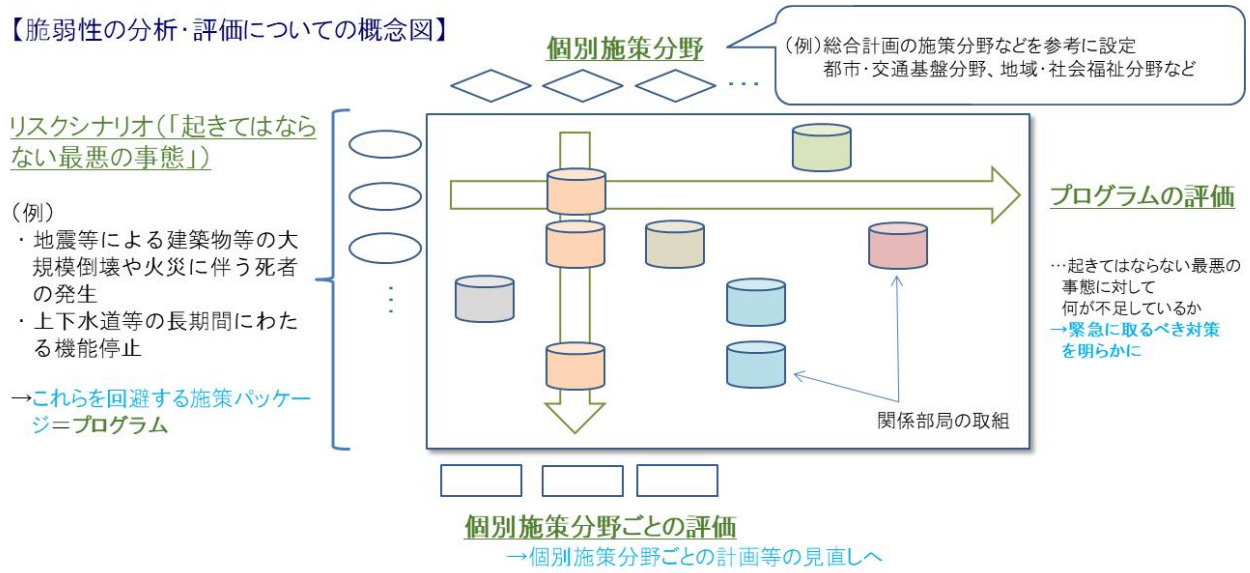

○ここでは、国の脆弱性評価の方法を参考に説明します。

①　マトリクス[1]の作成（既にある施策の整理）

○各々のプログラム[2]及び施策分野について国土強靭化に必要となる施策を検討するために、STEP2 で設定した各リスクシナリオが発生する要因[3]を取り除くための施策の抜けはないか、進捗が遅れている施策はないかを検討します。

1　数学で用いる行列のように、縦と横に複数の項目で展開して分析する手法。行と列が交わるところが要素となり、地域計画策定の際には、脆弱性評価の際に使用する手法となります。

2　「プログラム」とは、それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策の集まりを横断的に整理したもので、リスクシナリオと対応するケースが多くなっています。

3　例えば、「大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」という「起きてはならない最悪の事態」が発生する要因：「耐震基準を満たさない建築物・施設等の存在」や「大規模火災のリスクの高い密集市街地の存在」

（マトリクスのイメージ図）

②STEP2 で設定した「個別施策分野」を入れる

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	行政機能／警察・消防等	住宅・都市	保険医療・福祉	エネルギー	金融
直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		・公立社会体育施設の耐震化 ・住宅・建築物の耐震化の促進			
	密集市街地や不特					
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					

①左列に STEP1 で設定した「事前に備えるべき目標」、右列に STEP2 で設定した「リスクシナリオ」を入れる

③一つ一つが「要素」。現在実施している施策の情報を得て、当該施策が関連する要素に記載していく

※総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策（事業）を抽出　等

○その際、縦軸にリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）、横軸に個別施策分野を配置した**「マトリクス」（上記イメージ図参照）を作成し、縦横軸の交差する各枠に既にある施策を記載**していきます。**既にある施策は、例えば、地方公共団体で既に策定されている総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策（事業）を抽出するなどして記載**することができます。
この「マトリクス」の作成により、**個々のリスクシナリオに対する施策を確認（「見える化」）できるため、施策に漏れはないか、関連する施策の進捗状況に齟齬をきたしていないか等の分析を行う際に、極めて有効な手法**であると考えられます（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○一見、国土強靱化とは関係の無いように見える従来の施策であっても、国土強靱化の観点から見直したとき、いずれかのリスクシナリオが発生する要因を取り除くことにつながる可能性がないか、十分に検討を行います。

○このように施策を整理したマトリクスをリスクシナリオごとに横断的に見ていくと、現時点における当該リスクシナリオに対する施策群（＝プログラム）として確認することができます。

○施策群（＝プログラム）として見ていくと、リスクシナリオが発生する要因に対して不足しているところ（＝脆弱性）が浮かび上がってきます。

②　脆弱性の分析・評価、課題の検討

○それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策群を各部局等横断的な「プログラム」として整理し、次に、プログラムごと及び個別施策分野ごとに脆弱性を分析・評価します。その際、プログラムの進捗を把握するために指標を設定することは極めて有用です。

○各部局においては、リスクシナリオを回避するために有効な施策の有無の確認と、有効な施策の進捗状況が設定した目標に比べ著しく遅れていないかなどの視点から、脆弱性の分析・評価を行います。

○担当部局においては、リスクシナリオを回避するために、各部局が実施する現状の施策に不足はないか、関係する施策間で進捗の遅れているものはないかなどの視点から、プログラムとしての脆弱性の評価を行います。また、個別施策分野ごとに施策群を整理し評価します。その際、市町村においては都道府県の脆弱性評価が参考になります。都道府県が脆弱であるとした点については自団体も同様である可能性を考えて評価を行うことも必要です。

○脆弱性の分析・評価の結果、認識できた課題をプログラム単位でとりまとめます（当課題群への対応を検討するのが次の STEP4「リスクへの対応方策の検討」となります）。

○なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことを想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することを前提としているものではありませんが、その実施を妨げるものでもありません。地方公共団体において個別のインフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（108 頁参照）にご相談ください。

○また、脆弱性の分析・評価を行うにあたっては、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な観点を踏まえることが重要な場合も考えられます。その場合には、例えば市町村であれば、周辺市町村や都道府県、さらには国の関係機関との間で十分に連携・協力を図ることが必要です。

〔参考〕マトリクスによる脆弱性評価のイメージ

①マトリクスの作成（既にある施策の整理）

まずマトリクスを作成します。既にある施策を対応する要素に記載していくと、施策の充実している要素と施策が少ない要素や施策が全くない要素が出てきます。

【イメージ】

目標・リスクシナリオ		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
	○○○○…						
1.…	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定	
	×××……						
5.…	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策
	△△△△…						
6.…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			快適な道路環境の確保
	□□□□…						

②マトリクスを読む

上記のマトリクスをよく見ると、全く施策が記載されないリスクシナリオがあったり、施策が不足している要素があることに気付きます。この気付きのフェーズがとても重要です。

【イメージ】

目標・リスクシナリオ		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
	○○○○…						
1.…	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定	
	×××……						
5.…	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策
	△△△△…						
6.…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			快適な道路環境の確保
	□□□□…						

③部局間でのコミュニケーション（確認・調整）

②での気付きを基に、庁内会議などで現状を確認していきます。国土強靱化の視点に沿った施策が行われていないことや、現状の施策には防災の視点がなかったけれども国土強靱化に役立ちそうな施策、いずれの部局でも施策を実施していない要素などが明らかになります。今後どのような施策が必要かも合わせて話し合い、マトリクスを完成させます。

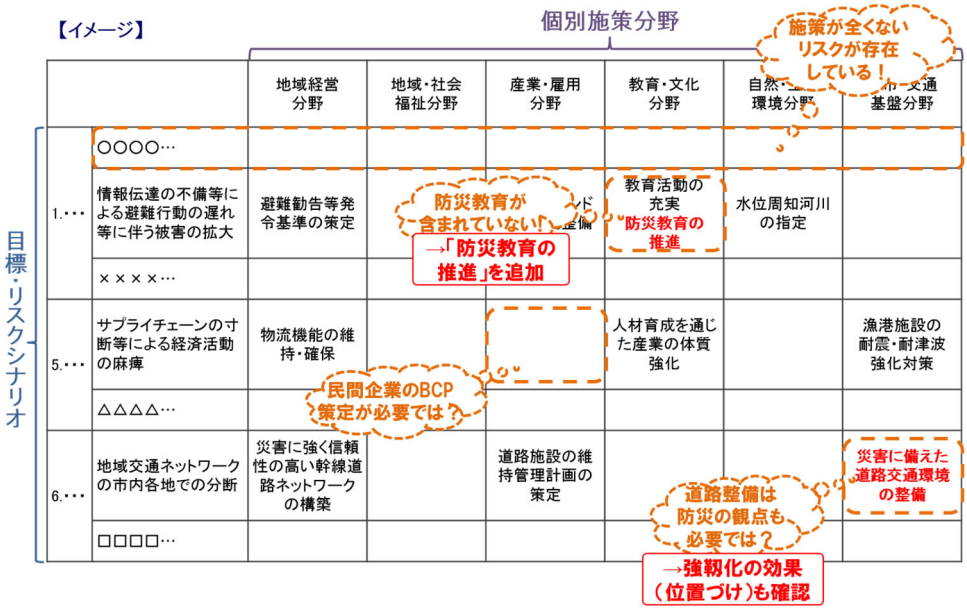

④脆弱性の分析・評価

それぞれのリスクシナリオをプログラムとして整理し、プログラムごとの脆弱性を分析・評価します。施策分野ごとについては、実施する施策をまとめ重複等を除いて整理します。

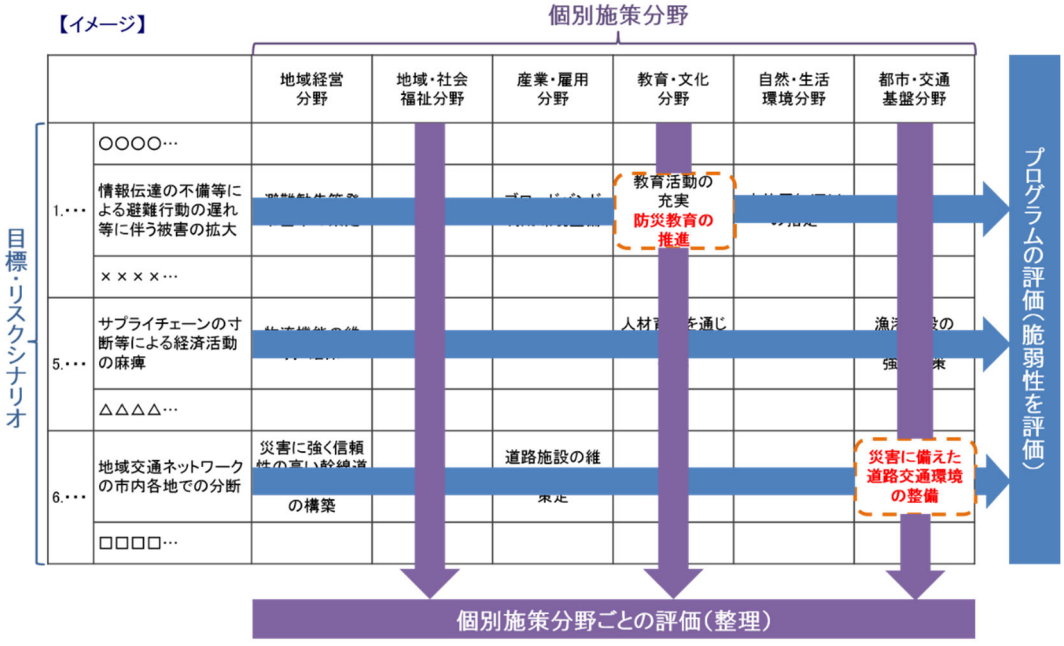

(5)STEP4　リスクへの対応方策の検討

脆弱性評価の結果に基づき、各リスクへの対応方策を検討します。

○地域計画においては、**STEP3 の脆弱性の評価結果に基づき国の手法**（52 頁参照）**を参考に、市町村においては都道府県の対応方策との関連性を考慮して、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、対応方策（推進方針）として整理**することとします。なお、国の基本計画では「推進方針」としています（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○また、基本計画においては、計画の指針としての特性を考慮して、原則として、地域を特定した個別の事業については記載していませんが、地域計画では、その国土強靱化に係る指針性を考慮したとしても、地域計画の実効性を向上し、地域の強靱化を計画的に推進する観点から、いつまでにどこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、**できるだけ地域を特定した個別の事業を記載する**とともに、国や他の地方公共団体等の関係者と十分連携しつつ、**自団体だけでなく国や他の地方公共団体等に係る個別の事業についても記載する**ことや、**個別の事業の実施内容（箇所、期間、総事業費等）についても合わせて記載する**ことが重要です。

○さらに、対応方策（推進方針）として整理するにあたっては、実効性を担保するとともに責任の明確化を図る観点から、**取組主体（国、県、市、部局名等）を明記するなど、対外的に取組主体が分かるようにする**ことが重要です。
例えば自団体の主要な交通ネットワークにおいて県道が重要な役割を持つというような場合、県道に関する県の施策が順調に遂行されることが自団体にとっても重要であるため、地域計画に取組主体が県であることを明記する方法もあります。

○　加えて、地域計画の推進においては、行政のみならず民間事業者、住民も重要な主体であり、様々な主体の取組がどのように地域の強靱化に関わるのか、民間投資や住民の主体的な行動、連携・協力につなげる観点から、**行政以外も含めた取組主体（行政・民間事業者・住民）の明記**や、**施策や個別の事業とリスクシナリオとの関連性を明らかにする**ことも重要です。（後述 26～33 頁参照）

○**上記で整理した取組が、当該地域の強靱化にとどまらず、他の地域や国土の広域にわたる強靱化に資するものである場合は、その旨、記載**することとします。

〔参考〕個別の事業の実施内容の記載イメージ

①地域計画の別表等に記載する場合

事業名	箇所	数量	期間	総事業費	実施主体	5か年対策関係	現況	5年後(2025年)の状況
○○川河川改修事業	○○～○○間	○km	2018～2028	○億円	県	該当	約○%（○年度）	約○%
○○地区ため池改修	○○市○○	1か所	2023～2027	○億円	市	該当	0%（2020年度）	約○%
県道○○バイパス道路	○○～○○間	○km	2017～2033	○億円	県		約○%（○年度）	約○%
○○中学校防災対策	○○中学校	○か所	2021～2022	○億円	市	該当	約○%（○年度）	約○%
○○小学校老朽化対策	○○小学校	○m2	2020～2021	○億円	市	該当	約○%（○年度）	約○%
国道○号線CCTV設置	○○市	○基	2022～2023	○億円	国	該当	0%（2020年度）	100%
当該地域の強靱化に必要な事業費合計　約○億円（うち、5年後（2025年）まで○億円）								

②地域計画で自団体の他の計画等を参照する場合

水産基盤整備事業　　：●●事業計画のｐ○～○参照

児童養護施設耐震化事業：●●事業計画のｐ○～○の表○参照　等

〔参考〕策定済団体の例（実施主体の明記）

【館林市強靱化計画（令和２年３月策定）の場合】

自助・共助・公助の観点から各施策における主体を明確化するため、「市民」「事業者」「行政」のそれぞれについて、脆弱性の分析・評価を行うとともに、主な事業における直接の対象者を上記主体ごとに明記しています。

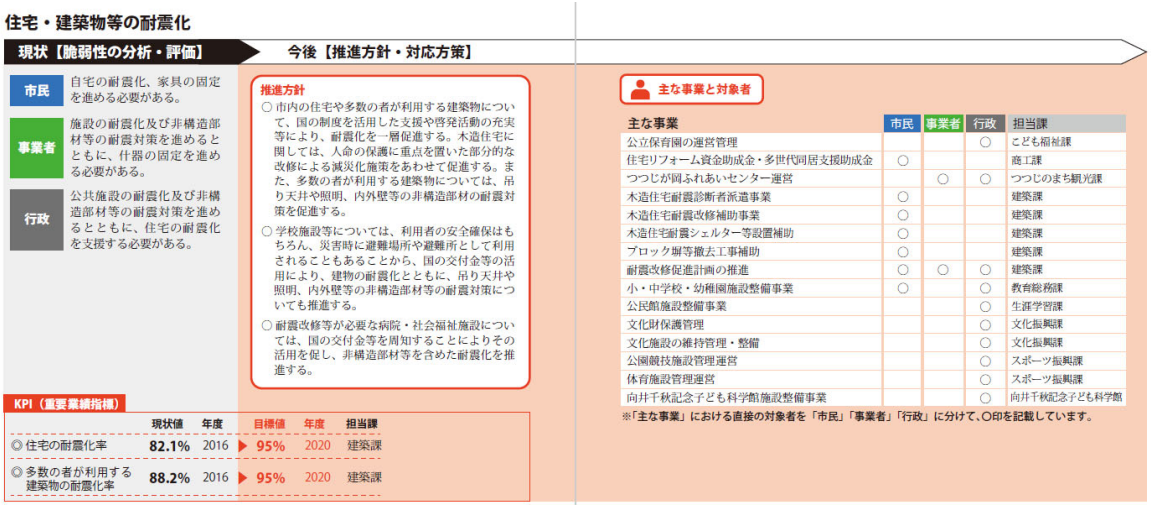

【倉吉市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

事業の実施主体として、行政・民間事業者・住民を明記しています。

リスクNo	国土強靭化地域計画「VI強靭化のための取組」の内容を記載	個別事業名	具体的施策内容（対応方策の具体的施策を記載）	総事業費	現状値	目標値	実施主体	備考（担当課）
1-1 7-1	・住宅の耐震化の推進 ・簡易耐震診断の実施推進耐震改修等の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業空き家対策総合支援事業狭あい道路整備等促進事業	住宅の耐震化（除却・建替え含む）に要する経費の補助。	21,312千円（令和元年度）	耐震化率74.9%（平成27年度）	耐震化率88.5%（令和2年度）	・倉吉市 ・住民	（建築住宅課）
1-1 3-1	・市庁舎の耐震化の推進 ・公立小中学校の耐震化の推進社会教育施設の耐震化の推進 ・多数の者が利用する住宅以外の建築物の耐震化の推進 ・社会福祉施設の耐震化の推進 ・耐震改修等の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	特定既存耐震不適格建築物の耐震化（除却・建替え含む）に要する経費の補助。	55,100千円（令和元年度）	耐震化率87.2%（平成27年度）	耐震化率91.8%（令和2年度）	・鳥取県 ・倉吉市 ・民間事業者	（建築住宅課）
1-1 7-1	・避難路や不特定の者が通行する道路に面した安全性に問題のあるブロック塀等の解消の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	所有者等が行うブロック塀の除却又は改修に要する経費の補助。	5,000千円（令和元年度）	10件/年（平成30年度）	10件/年	・鳥取県 ・倉吉市 ・住民	（建築住宅課）

〔参考〕策定済団体の例（個別の事業について）

①資料編、別表等として巻末に整理

【東大阪市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「別表」で、具体の事業を「脆弱性の評価を踏まえて推進する施策（分野別整理）」として、施策分野ごとに明記しています。

土木部

施策	具体の事業・取組
重要路線に架る橋梁の修繕・補強	重要路線に架る橋梁の修繕・補強
市計画道路の整備	高井田長堂線整備
	太平寺上小阪線整備
	小阪稲田線整備
	足代荒川線整備
	北山麓線整備
	大阪瓢箪山線（恩智川以東）道路拡幅
駅前交通広場の整備	永和駅前交通広場整備
連続立体交差事業の推進	連続立体交差事業関連側道（近鉄奈良線の高架化に伴う側道事業）
道路の維持管理・補修	道路橋定期点検事業
	管理橋梁の維持管理・補修
	道路路面空洞調査
	○道路照明灯点検事業
受援体制の整備	○道路啓開関係部局の個別マニュアルの整備・運用
私有林の保全	私有林の保全
緊急避難場所の整備	花園中央公園（広域避難場所）の整備
	布施公園（一時避難場所)整備事業
	都市公園安全安心対策緊急総合支援事業(一時避難場所の都市公園バリアフリー化)
	公園施設長寿命化対策支援事業（一時避難場所の機能を有する都市公園の改修)
	○都市公園における災害用トイレ等災害対策整備事業
農業用水路の改修	六郷水路改修事業
治水施設の整備	淀川水系大川都市基盤河川改修事業
	河川改修事業
土砂災害防災支援	がけ地近接等危険住宅移転事業

建築部

施策	具体の事業・取組
密集住宅市街地整備促進	防災道路拡幅事業
	木造賃貸住宅不燃化事業
市営住宅の耐震化	公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の耐震化
市立施設の耐震化	市有建築物耐震化整備計画に基づく市立施設の耐震化
管理不全な空き家の発生・放置予防対策	空き家の適正管理及び流通・利活用等の啓発の推進
	空き家の所有者特定の徹底及びデータベース化
民間建築物の耐震化促進	民間建築物耐震化促進補助金事業
	要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進補助金事業
宅地耐震化の推進	○大規模盛土造成地の変動予測調査（1.5次及び 2 次スクリーニング）

○：脆弱性の評価を踏まえて、必要な事業・取組みに○を付した。

【松江市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「別冊」で、具体の事業を「リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧」として、総事業費(億円)も含め、リスクシナリオごとに明記しています。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

事業名	事業期間	総事業費（億円）	個別施策分野				
			行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場整備	R1~R5	0.3		○			
松江市営陸上競技場改修工事	R1~R10	16.6		○			
松江市営補助競技場改修工事	R2~R4	2.6		○			
松江市営野球場改修工事	R1~R10	8.6		○			
松江市営庭球場改修工事	R3~R9	0.4		○			
松江市北庭球場照明設備整備事業	R2~R3	0.4		○			
東出雲複合施設整備事業	検討中	未定	○				
島根複合施設整備事業	検討中	未定	○				
テルサ大規模改修	H30~R5	3.4		○			
松江市国際交流会館改修事業	R2~R4	0.7		○			
玉湯幼稚園改築事業	H30~R3	3.6		○			
公営住宅等ストック総合改善事業	H30~R10	10.6		○			
橋梁点検・長寿命化事業	随時	未定					○
橋梁耐震化事業	H23~	未定					○

※事業期間及び総事業費については、中期財政見通しに基づき記載する。なお、総事業費については R2 年度以降に事業費が発生するものに限って記載する。

【上三川町国土強靭化地域計画（令和２年２月策定）の場合】

「別紙」で具体の事業推進のための「上三川町地域強靭化実行計画」を作成し、７つの個別施策分野ごとに現状値・目標値、担当課等を明記しています。

推進方針	概要	取り組み事項	担当課(複数の場合は建制順)	施策の実績（現状）	指標・目標の名称	現状(R1)	目標(R3)	実行計画（具体的な事業）
（6）農林水産								
①農業共同利用施設管理体制の整備	農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物集出荷施設、種苗生産施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図ります。また、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めます。	・農業共同利用施設の管理体制の強化	農政課	定期的な点検に基づく平常時からの適切な施設管理	定期的な点検の実施	実施	実施	ＪＡと連携を密にし、管理体制の強化を図る
②生産基盤等の災害対応力の強化	食料の安定供給を確保するとともに、生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、水利施設等の整備・耐震化などの防災対策を推進します。	・農道の整備	農政課	定期的な点検に基づく施設の改修工事等	農道の定期的な点検	1 回/年	2 回/年	都市建設課と連携した道路点検
		・農業にかかる生産基盤等の災害対応	農政課	定期的な点検に基づく施設の改修工事等（県単土地改良事業等）	土地改良施設維持管理計画（長寿命化計画）の作成	未作成	作成	土地改良区と連携した土地改良施設維持管理計画（長寿命化計画）の作成
③森林の適切な整備保全	災害の発生や被害の抑制を図るため、森林等が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動を推進します。	・地域の共同活動による森林の保全活動の推進	農政課	里山林整備事業実施団体数：2 団体	里山林整備事業実施団体数	2 団体	3 団体	里山林整備事業に係る普及啓発

【豊田市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「別紙」で具体の事業を「重点化」「要件化」等関連施策一覧として、リスクシナリオごとに該当する国土強靭化予算、取組指標の現状値・目標値、事業期間、総事業費等を明記しています。

（強靭化予算の「重点化」「要件化」等関連施策一覧＜建設部関係以外＞）

リスクシナリオ	個別具体的施策名	施策内容	該当する国土強靭化予算	取組指標の現状値	取組指標の目標値	事業期間	総 事業 酉（百万円）
1-1	ブロック塀等撤去奨励補助事業	ブロック塀等撤去補助	防災・安全交付金	件数 44 件（ 2019 年度）	対策が必要なブロック塀等の減少 75 件（20 20 年度）	2020 ～ 2022 年度 ※以降も継続	12(2020 年度）
	建築物耐震診断、耐霞改修補助、解体補助事業	・木造建築物耐震診断、耐震改修補助、解体補助、耐震シェルター補助 ・非木造建築物耐震診断、耐震設計、耐震改修補助	防災・安全交付金	住宅の耐震化率 93.6% （2019 年）	住宅の耐震化率 9 5% （20 20 年）	2016 ～ 2020 年度※ 以降も継続	219
	がけ地近接等危険住宅移転補助事業	がけ地に近接した危険住宅を移転する場合、移転等にかかる費用の一部補助	防災・安全交付金			2016 ～ 2020 年度※ 以降も継続	8
	住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業	土砂災害特別警戒区域に建っている住宅等の土砂災害対策改修に係る費用の一部補助	防災・安全交付金	土砂災害特別警戒区域指定箇所 5,468 箇所 (2019 年度）		2017 ～ 2020 年度※ 以降も継続	1
	小中特別支援学校校舎・屋内運動場の新増改築事業	小中特別支援学校校舎・屋内運動場の新増改築工事	学校施設環境改善交付金		中学校 1 校 (2019~2021 年度）		
	地域・学校連携施設整備事業	他の文教施設や福祉施設等との複合化工事	学校施設環境改善交付金		中学校 1 校 (20 20 ～ 2022 年度）		
	防災機能強化事業	・建築非構造部材の耐震対策工事（保全改修工事） ・児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事	学校施設環境改善交付金		小学校 2 校（ 2020 年度） 小学校 6 校（ 2021 年度）中学校 3 校（ 2021 年度）		
	地霞防災対策事業	構造上危険な学校建物の改築や補強工事	学校施設環境改善交付金		中学校 1 校 (2019 ～ 2021 年度）		
	ブロック塀等撤去奨励補助事業	ブロック塀等撤去補助	防災・安全交付金	件数 44 件（ 2019 年度）	対策が必要なブロック塀等の減少 75 件 (20 20 年度）	2020 ～ 2022 年度 ※以降も継続	12(2020 年度）
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	市街地整備事業	土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業	防災・安全交付金	6 地区施行中(2019 年）	完了 (20 25 年）	2019~ 2023 年
		消防防災施設整備事業	消防防災施設（耐震性貯水槽等）整備	消防防災施設整備費補助金	消防水利整備率 78 .2% （2019 年）	消防水利整備率 10 0% (2037 年）	
		緊急消防援助隊設備整備事業	緊急消防援助隊設備（緊急消防援助隊登録車両及び各種資機材等）整備	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊登録車両 17 台	緊急消防援助隊登録車両 17 台	

【綾町国土強靭化地域計画（令和２年７月策定）の場合】

「別表」で具体の事業を主要な施策・事業の一覧として、リスクシナリオごとに該当する事業費、事業期間、成果指標等を明記しています。

（主要な施策・事業の一覧）

目標	リスクシナリオ	方策	番号	計画書頁番号	要素事業名	概要	主管課	事業内容	数量（延長等）	事業費（百万円）	事業実施期間					成果指標
											R2:1 年目	R3:2 年目	R4:3 年目	R5:4 年目	R6:5 年目	
①大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られること	1-1 大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数	1-1-①防災上必要な施設（公共施設）の耐震化等	①		緊急避難場所耐震化事業（方策 1-1-①の⑦事業を活用）	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている公民館等の耐震化工事の実施。	教育	耐震工事	29 棟	—	△	△	◎	◎	◎	20%（6 棟）
			②		公共施設等総合管理計画の推進	各施設の補修計画に基づく計画的な補修の実施及び予算確保の徹底を図るもの。	各課	維持補修	一式	—	◎	◎	◎	◎	◎	—
			③		個別管理計画の整備及び推進	個別管理計画の整備を図り、その後、それに基づき適宜管理を実施。	各課	維持補修	一式	—	◎	◎	◎	◎	◎	—
			④		【文部科学省】学校施設環境改善交付金 ①小学校校舎の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1 棟	未定		△	◎			100%（1 棟）
					【文部科学省】学校施設環境改善交付金 ②小学校体育館の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1 棟	未定		△		◎		100%（1 棟）

	の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態				【文部科学省】学校施設環境改善交付金 ③中学校附属棟の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1棟	未定		△		◎		100% (1棟)
					【文部科学省】学校施設環境改善交付金 ④中学校体育館の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1棟	未定		△			◎	100% (1棟)
			⑤		【厚生労働省】 社会福祉施設等整備費補助金 ①民間事業所強靱化対策等事業	障害者施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備等の施設整備に対して支援を行う。	福祉	耐震等	—	—			△			—
			⑥		【厚生労働省】保育所等整備交付金 ①公立保育所耐震化事業	「子育て安心プラン」に基づく認可保育所等の整備より、保育所の耐震化等の整備に対して支援を行う。	福祉	工事	—	—	△					—
					【厚生労働省】保育所等整備交付金 ①民間保育園等耐震化事業	「子育て安心プラン」に基づく認可保育所等の整備より、保育所の耐震化等の整備に対して支援を行う。	福祉	耐震工事	—	—			△			—
			⑦		【農林水産省】農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策（方策1-1-①の①事業に充当）	災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の防災・減災対策に対して支援を行う。	教育	方策1-1-①の①緊急避難場所耐震化事業」と内容は同じ。								—
			⑧		【国土交通省】防災・安全交付金公営住宅等ストック総合改善事業	老朽化となった町営住宅の改修を行う。	総務	改修工事等	–	–			整備	整備	整備	—
			⑨		【国土交通省】防災・安全交付金公営住宅等整備事業	町営住宅の新規整備の検討及び整備を図る。	総務	検討整備	2棟	–	検討	検討	整備	整備	整備	2棟

【資料編、別表等として巻末に整理したその他の主な事例】

北海道	○北海道強靱化計画（令和２年３月改定）では、具体の事業を「【別表２】北海道強靱化のための推進事業一覧」として、部局ごとに明記しています。
青森県	○青森県では、国の「国土強靱化基本計画」の見直しを踏まえ、現行の青森県国土強靱化地域計画に記載されていない取組を地域計画の追補版（令和元年８月策定）として取りまとめました。追補版では、具体の事業を「参考１　別紙」で、「青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業」として、施策ごとに明記しています。
群馬県	○群馬県国土強靱化地域計画（令和２年３月修正）では、具体の事業を「別冊　令和２年度において国土強靱化のために実施する主な事業一覧」として、施策分野ごとに明記しています。
滋賀県	○滋賀県国土強靱化地域計画（令和２年３月改定）では、「別紙３」で、具体の事業を「施策分野別事業一覧」として、施策分野・施策ごとに明記しています。
兵庫県	○兵庫県国土強靱化地域計画（令和２年３月改定）では、「別紙２」で、具体の事業を「強靱化を推進する主な事業」として、施策分野ごとに明記しています。
佐賀県	○佐賀県国土強靱化地域計画（令和２年３月一部変更）では、「別紙５」で、具体の事業のうち施策分野「県土整備・交通」に係るものを「施策分野「県土整備・交通」における個別事業一覧」として整理しています。
鹿児島県	○鹿児島県地域強靱化計画（令和２年３月改定）では、別紙５で、具体の事業を「地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧（計画期間：令和２年度～令和６年度）」として、施策ごとに明記しています。
熊本県天草市	○上天草市国土強靱化地域計画（令和２年３月策定）では、具体の事業を「第７章　上天草市国土強靱化地域計画実施事業（ハード・ソフト事業）」として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

②対応方策の指標として明記

【徳島県国土強靱化地域計画（令和元年 11 月改定）の場合】

「Ⅳ 県土強靱化の推進方針」で、個別の事業を施策の KPI の一部として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

＜救援物資等の輸送確保対策＞

～するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する県管理道や農林道の整備を推進する。

・四国横断自動車道(徳島ＪＣＴ～徳島東間)の整備
　工事促進中（H30） → 供用（R３）
・四国横断自動車道立江・櫛渕地区への追加ＩＣ設置
　調査設計中（H30）→ 用地買収推進中（R４）
・地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路）の整備
　用地買収中（H30）→ 用地買収促進中（R４）
・地域高規格道路阿南安芸自動車道（海部野根道路）の整備
　調査中（H30）→ 用地買収促進中（R４）
・徳島自動車道（阿波ＰＡ付近延長 7.5km）の付加車線設置
　工事促進中（H30）→ 供用（R２）
・一般国道５５号牟岐バイパス（延長 2.4km）の整備（再掲）
　工事施工中（H30）→ 工事促進中（R４）
　⋮

＜河川整備等の推進＞

大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する。

・県管理河川(重点対策河川)の整備の推進
　70%（H30）→ 80%（R４）
・吉野川加茂第二地区の整備の促進
　工事施工中（H30）→ 工事促進中（R４）
・吉野川沼田地区の整備
　用地買収中（H30）→ 工事促進中（R４）
・県管理ダムの施設改良（対象全２ダム）
　工事施工中（H30）→２設備（R４）
・県管理河川（緊急点検河川）の整備の推進
　２河川工事着手（H30）→ ５河川工事着手（R２）
　⋮

【丸亀市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「Ⅴ 丸亀市の国土強靭化の推進方針」で、個別の事業を施策の KPI の一部として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。あわせて国、県事業についても明記しています。

（個別の事業を施策の KPI の一部として明記）

指標		現状	目標	リスクシナリオ
橋梁点検事業等（整備率）		0%	100%（R5）	1-1,2-2,2-4,3-1,5-1,6-3
市道幸町中津線外２線橋梁修繕事業（整備率）		0%	100%	
市道丸亀臨港線外 11 線橋梁修繕事業（整備率）		0%	100%（R4）	
市道西土器南北線	１期区間（500m）（整備率）	92%	100%（R2）	1-3,2-2,6-3
	２期区間（150m）（整備率）	0%	100%（R7）	
市道南三浦上分線（390m）（整備率）		14%	100%（R14）	
市道郡家東西２号線（180m）（整備率）		0%	100%（R5）	
市道原田金倉線　１期区間（820m）（整備率）		26%	100%	
今津･西汐入川･中府排水区浸水対策事業（床上浸水解消率）		0%	100%(R5)	1-4、8-4

（国、県事業の明記）

名称 等	箇所･工区名 等	事業種別･工種内容等	事業規模 等	事業期間		実施主体	リスクシナリオ
				事業着手	完了予定		
土器川直轄河川改修事業	丸亀市土器町東八丁目他	河川改修（一級河川）	河床掘削、引堤、堤防整備、設備更新、洗掘対策 L=2.0km	H21	R12	国	1-4, 3-1, 7-3
国道 11 号	東かがわ市、さぬき市、高松市、宇多津町、丸亀市、三豊市 交通安全対策	交差点改良 歩道環境整備	交差点改良：6 箇所 歩道環境整備：1 箇所	－	－	国	1-1,6-3
丸亀停車場線	丸亀市 山北	交通安全(歩道)	L=0.75km	H30	R6～R10	県	1-1,6-3
岡田丸亀線	丸亀市 岡田西	交通安全(歩道)	L=0.44km	R1	R6～R10	県	
丸亀三好線	丸亀市 一里屋	交通安全(交差点改良)	L=0.30km	R2	R4	県	
丸亀詫間豊浜線外	県内全域 香川	交通安全（自転車通行空間の整備）	L=320km	R1	R3	県	1-1,2-5
情報基盤	県内一円	水防情報システム改修	水防情報システム改修 1 式	H19	－	県	1-3, 2-2, 4-1, 7-2
情報基盤	県内一円	砂防情報システム改修	砂防情報システム改修 1 式	H24	－	県	
赤山下川	丸亀市飯野町	砂防堰堤	砂防堰堤 1 基、渓流保全工 70m	H27	R3	県	1-5
汚水処理事業 広域化･共同化計画	県及び 8 市 9 町	広域化･共同化計画策定検討	香川県汚水処理事業の効率化に向けた広域化共同化計画策定	R1	R4	県	2-1, 6-2
国道 438 号	丸亀市 飯山バイパス	バイパス	L=5.13km	H9	R4	県	2-1,6-3
国道 438 号	丸亀市 綾歌	現道拡幅	L=0.70km	H27	R8	県	
丸亀港	富士見	物揚場改良	L=300m	R1	R5	県	2-2, 2-4, 5-1, 6-3
丸亀港	蓬莱	護岸補修	L=450m	R2	R6	県	
西汐入川	丸亀市新浜町	水門耐震化	水門 N=1 基	R2	R7	県	1-3,2-2,3-1,5-2,7-3,8-4
大束川	丸亀市飯山町	河川改修(広域河川)	L=1,700m	H13	R4	県	
丸亀港	本港	護岸の耐震化	L=2,678m	H26	R6	県	
中讃流域下水道	大束川処理区	水処理施設増設	水処理施設増設 5,000m3/日(予定)	H30	R4	県	6-2
中讃流域下水道	大束川浄化センター	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築	H30	R4	県	
中讃流域下水道	金倉川浄化センター	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築	H30	R4	県	

③対応方策の具体的な施策として明記

【長崎市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「第５章　長崎市地域計画の推進方針」で、具体の事業を「関連個別事業」として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

＜住宅・建築物の耐震化＞
～を進めるため、公営住宅等整備事業、住宅地区改良事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業（建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策）を推進する。 ・ブロック塀等除去費補助 ・宅地のがけ災害対策費補助 ・安全・安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅耐震化事業） ・民間建築物耐震化推進費補助 ・公営住宅等整備事業（県・市公営住宅の建替え工事） ・住宅地区改良事業（県・市改良住宅の建替え工事） ・公営住宅ストック総合改善事業 ・改良住宅ストック総合改善事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業に関わる地域住宅政策推進事業 ・子育て応援住宅支援事業 ⋮
＜海岸堤防等の老朽化対策の推進＞
海岸堤防等の倒壊等による、浸水被害等の発生を抑えるため、海岸堤防等の施設の点検・整備を行うなど老朽化対策を推進する。 ・漁港施設小規模改良事業費 漁港（総合事務所） ・【道路新設改良事業】　：江平浜平線、中川鳴滝 3 号線、虹が丘町西町 1 号線、相川町四杖町 1 号線 、清水町白鳥町 1 号線、土井首町磯道町線、川上町出雲線、大橋町赤迫 1 号線 ・【改修事業】：長崎港/伊王島港/神ノ浦港/池島港 ・【高潮対策事業】：長崎港海岸/東望港海岸/形上海岸/年崎海岸 ・高島海岸老朽化対策事業 ⋮

○対応方策（推進方針）の検討にあたっては、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な対応を理念としているため、**地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、防災・減災の推進以外の各種の行政分野も十分勘案**することが重要です。そして、その結果を、STEP1～STEP3 の各ステップでの取組にフィードバックさせ、適宜、軌道修正を図る必要があります（この点は STEP5 においても同様です）。

○また、対応方策（推進方針）を検討する上で、当該地域の強靱化を効率的に推進する観点から、想定するリスクが必ずしも地域計画の策定主体の区域内においてのみ生じるとは限らないことを考慮する必要があります。例えば、行政情報システムの共通化、標準化又は共同化のような連携策を、複数の地方公共団体の間で推進することが有用であるということが挙げられます。また、行政機能等のバックアップを設けるといった場合には、同時被災を避ける観点から、隣接していない地方公共団体の間で連携・協力を図ることがより効果的であると考えられます。

○さらに、対応方策（推進方針）検討の過程で、**地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とに仕分け**を行い、後者に係る取組を推進すべき**他の主体（国をはじめとする行政・民間事業者・住民）との間で、十分に対話・相談を重ねることが重要**で、**地域の強靱化をスパイラルアップさせる良い機会**となります（自助・共助・公助について基本編Ⅰ２.(3)参照、他の主体との連携・協力について 26 頁参照）。

○プログラムごとの対応方策（推進方針）は、地方公共団体の部局を横断しての方向性を示すものであり、一つの部局で実現できるものではありません。また、施策分野ごとの対応方策（推進方針）は、分野間に相互依存関係があります。このため、計画の実施にあたっては、現行の体制にこだわらず、関係する部局間で推進体制を構築して、データや工程管理を共有する等により、目標の実現に向けて施策推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する必要があります。

（完成イメージ）

【イメージ】

個別施策分野

目標・リスクシナリオ		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	評価	対応策
1.…	○○○○…							脆弱性の評価	対応方策の検討
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定			
	××××…								
5.…	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策		
	△△△△…								
6.…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備		
	□□□□…								
評価		個別施策分野ごとの評価							

(6)STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け

対応方策について、各リスクの影響の大きさ・重要性・緊急度等から重点化と優先順位付けを行います。

○地域計画においては、それぞれの**地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラム（又は施策や事業）の重点化**[1]**・優先順位付け**を行います。その際、STEP1 で設定した目標の達成に係る貢献度についても配慮することが必要です。地域計画において、施策ごと又は事業ごとの対応方策（推進方針）を盛り込む場合には、個別の施策又は事業についても、地域特性を踏まえつつ、重点化・優先順位付けを行うことが重要です（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○なお、個別の施策又は事業について重点化・優先順位付けを行うにあたっては、上記の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮するほか、**直面するリスクが一の地方公共団体のみに限られない場合があることを踏まえ、例えば、当該場合に近隣の地方公共団体に比して著しく進捗が遅れてないかどうか、といった観点を考慮に入れる**ことも考えられます。

○重点化・優先順位付けは、できる限り客観的に行うことが望まれます。

（完成イメージ）

【イメージ】

個別施策分野

目標・リスクシナリオ		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	評価	対応策	影響度 重要度 緊急度
	○○○○…							脆弱性の評価	対応方策の検討	✓
1.…	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定				✓ 重点化・優先順位付け
	×××……									
5.…	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策			
	△△△△…									
6.…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備			
	□□□□…									✓
評価				個別施策分野ごとの評価						

1　影響の大きさや緊急度等の観点から、今後当面重点的に取り組むべきと判断されたプログラムを明示し優先的に取り組むこと。

(7) KPI[1]の設定

進捗管理のためにKPI（重要業績指標）を導入することは有用です。

○国土強靱化は、強靱な国づくり・地域づくりであり、**長期的な視野をもつことが重要**ですが、他方、大規模自然災害等はいつ起こるかわかりません。従って、長期的な視野を持ちつつも、**分野によっては１年ごとの成果を見るという短期的な視点**も持ちながら、施策の実施及び計画の進捗管理を行うことも重要です。

○プログラムごとに**わかり易い指標（数値化した指標など）及び目標を設定**することが、施策の進捗管理を容易にする観点から、また、住民の理解を深める上でも有効と考えられます（指標の具体例について資料編Ⅳ資料７参照）。

○市町村の目標設定においては、例えば、目標を短期と長期に分けて記載することや、短期的な目標については国や都道府県が設定している KPI を設定すること、地域の特性に応じた固有の数値指標等を追加して記載することが考えられます。また、個別事業についても、完成又は達成の目標年次について記載することも考えられます。

○目標設定においては、地域計画の計画期間に合わせる短期的な目標だけでなく、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定。以下「５か年加速化対策」という。）のように、**中長期の視点に立った期間設定及び目標を検討する**ことも重要です。

〔参考〕５か年加速化対策における中長期の目標設定の例

・流域治水対策（河川）
　１級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率
　　現状：約65%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和27年度頃）
　２級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率
　　現状：約62%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和27年度頃）
・道路施設の老朽化対策
　地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率
　　現状：約34%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和35年度）　等
・公立小中学校の老朽化対策
　全国の公立小中学校（約 2.8 万校）のうち、吊り天井等以外の非構造部材（天井材、照明 器具、窓ガラス、外装材、内装材等）の耐震対策実施率
　　現状：48.2%（令和２年４月）　中長期の目標：100%（令和10年度）　等

[1] 重要業績指標（Key Performance Indicator）。組織の目的達成の度合いを計るのに役立つ指標のこと。

〔参考〕策定済団体の例（中長期の目標設定について）

愛知県豊田市	雨水管渠改修延長 0.1km（2015） → 1.4km（2038）
滋賀県彦根市	道路整備率（幹線市道、都市計画道路） 55.0%（R1） → 59.1%（R9） 市民一人あたりの都市公園面積 12.9㎡（R1） → 15.9㎡（R12）
茨城県大子町	住宅の耐震化率（推計） 54%（2018） → 70%（2025）
石川県輪島市	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物量を除く） 502ｇ（H30） → 480ｇ（R9）
滋賀県日野町	上水道管路の耐震化率 1.7%（H29） → 11.9%（R10）

〔参考〕策定済団体の例（KPI について）

- 病院・社会福祉施設等の耐震化率
- 避難所開設訓練実施率
- 太陽光発電を設置している公共施設の数
- 耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強の整備率
- 地籍調査の対象面積に対する進捗率

〔参考〕策定済団体の例（KPI の整理・掲載方法について）

【鳥取市国土強靭化地域計画（平成 31 年３月策定）の場合】

「資料編」として施策プログラム単位で指標を整理しており、現状値・目標値、事業主体、個別施策分野との対応を記載しています。

（【1-1】地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む））

重要業績指標（ＫＰＩ）	現況(H30)	目標(H35)	再掲	事業主体			個別施策分野				
				県	市	その他	行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
（拠点施設、学校等の耐震化等）											
市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率（%）	93.8	100	3-1		○		○				
災害拠点病院（県立中央病院・鳥取赤十字病院）の耐震化率（%）	100	取組推進	2-4	○		民間			○		
公立小中学校の耐震化率（%）	100	取組推進			○			○			
防火・準防火地域の指定基準の作成	取組中	策定	7-1		○			○			
防火・準防火地域の指定率（%）	指標なし	-	7-1		○			○			
避難場所表示看板の設置（基）	163	267			○			○			

鳥取市公園長寿命化計画により老朽化した公園施設の計画的な更新	策定済	取組推進	横断③		○			○			
（道路・鉄道インフラ耐震化）											
緊急輸送道路に指定されている市道２路線の道路施設の安全性を高める。（橋梁の耐震化及び舗装など）整備率（%）	0	100	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
緊急輸送道路と避難所を結ぶ、鳥取市緊急輸送路補助路線の指定	取組中	取組推進	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
鳥取市緊急輸送路補助路線の整備（橋梁の耐震化及び舗装など）率（%）	指標なし	-	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
鳥取砂丘コナン空港の耐震化率（%）	100	取組推進	8-4	○							○
JR 西日本主要駅舎の耐震化率（鳥取駅）（%）	100	取組推進	5-2 8-4			民間					○
市道沿危険ブロック塀等安全計画策定	未実施	取組推進			○						○
市道沿危険ブロック塀等の解消	指標なし	-				民間					○
（建築物の耐震化）											
住宅の耐震化率（%）	84 （H29）	95				民間		○			
多数の者が利用する住宅以外の建築物の耐震化率（%）	74.8 （H27）	95				民間		○			
医療施設(病院)の耐震化率（%）	92.9 （H27）	取組推進		○	○	民間			○		
社会福祉施設の耐震化率（%）	100 （H27）	取組推進		○	○	民間			○		
耐震性貯水槽数（箇所）	69	70			○			○			

【佐賀県多久市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「別紙」として指標を整理しており、現状値・目標値（計画期間内において１年ごとの数値）、リスクシナリオとの対応を記載しています。

指標	単位	現状（19年）	20年	21年	22年	23年	24年	25年	対応するリスクシナリオ
消防団員数	人	360	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	1-1、1-2、1-3、1-5、 2-3、4-5、5-3
防火水槽設置数	カ所	261	263	265	267	269	271	273	1-1、4-5
ハザードマップの整備・更新	—	全戸配布	必要に応じ見直し修正を実施し、周知を行う						1-1、1-2、1-3、1-5、 2-1
防災行政無線の機能強化	—		工事	必要に応じ運用方法の検討、機能強化を図る					1-4、2-3、3-2
消防防災ヘリコプターを活用した 航空消防防災体制の整備	—	拠点施設調査・設計	隊の発隊準備	運航開始					2-3
学校施設個別施設計画に基づく 大規模修繕等実施箇所数	カ所	計画策定	計画策定	1	1	1	1	1	1-1、1-2、1-3、1-5
河川愛護事業活動人数	人	795	810	825	840	855	870	885	1-2、1-3、4-7
大規模建築物耐震化率（累計）	%	100	100	100	100	100	100	100	1-1、2-1、2-4、4-1、4-2、 4-4、5-1

3．　策定の具体例

各 STEP での国や地方公共団体の例を示します。自団体で策定する際には、これらを参考にしつつ地域の実情を十分踏まえた検討を行ってください。

(1)目指すべき将来の地域の姿の想定

まず「目指すべき将来の地域の姿」を想定します。この想定によって、以後の各 STEP の内容が決まります。

〔参考〕策定済団体の例

● 下記は、各団体で想定した目指すべき将来の地域の姿の例です。総合計画等（長期ビジョンなど）に記載されている事項を参考にして検討する団体もあります。

岐阜県	・ これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組を強化する ・ 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る ・ 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する ・ 自助・共助及び公助による災害対応力の強化を図る
静岡県	防災・減災と地域成長、自然との共生、環境との調和を図り、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す
愛知県	・ 巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること ・ 平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献すること ・ 国全体の強靱化に大いに寄与すること
新潟県 新潟市	・ 足元の安心安全の強化 ・ 救援・代替機能の強化
静岡県 掛川市	誰もが住みたくなる、強く、安心のまちづくり計画

(2)STEP1　地域を強靭化する上での目標の明確化

①　基本目標の設定

【国の基本計画の場合】

いかなる災害等が発生しようとも、

ⅰ　人命の保護が最大限図られること

ⅱ　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

ⅲ　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

ⅳ　迅速な復旧復興

〔参考〕策定済団体の例

● 地域計画では、国の基本計画に即して基本目標を設定している例が多くある一方、国の基本計画における基本目標を一部変更したり、独自の目標を追加して設定したりする例もあります。市町村で策定する場合は、都道府県の目標も参考になります。

● 下記は、地方公共団体が独自の目標を設定した例です。

北海道	・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する ・ 北海道の持続的成長を促進する
香川県	・ 四国の防災拠点としての機能を果たす
北海道札幌市	・ 経済の成長 ・ SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与
青森県むつ市	・ 「むつ市の孤立化」を回避すること ・ 人命保護を最優先に、「逃げる」という発想を重視すること
東京都荒川区	・ 災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり
愛知県名古屋市	・ 他地域や他団体との連携を強化する ・ 中部圏の中心都市として強靭化に貢献する

②　事前に備えるべき目標の設定

【国の基本計画の場合】

ⅰ　直接死を最大限防ぐ

ⅱ　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

iii　必要不可欠な行政機能は確保する
iv　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
v　経済活動を機能不全に陥らせない
vi　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
vii　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
viii　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

〔参考〕策定済団体の例

● 下記は、国の基本計画の８つの事前に備えるべき目標に加えて独自の目標を設定した例です。

静岡県	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
長崎県	・ 大規模自然災害が発生したとしても、孤立離島の発生の抑制と長期化を回避する
長野県松本市	・ 観光文化都市の維持
兵庫県神戸市	・ 協働と参画による地域力の向上と配慮の必要な方への対応
奈良県橿原市	・ 的確な情報処理を実施する
静岡県浜松市	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
埼玉県さいたま市	・ 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする
神奈川県横浜市	・ 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する
香川県坂出市	・ 香川県の防災拠点の一つとして機能
長崎県長崎市	・ 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

③　計画期間の設定

【国の基本計画の場合】
○期間設定は行わず概ね５年ごとに計画内容の見直しを行うこととしています。また、毎年度年次計画（アクションプラン）を策定し進捗管理を行っています。

〔参考〕策定済団体の例

● 計画期間を５年間としている例や次期総合計画等の改定時期に合わせている例があります。
● また、アクションプランを策定して年度ごとに進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行う例もあります。

(3)STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

①　自然災害の想定

【国の基本計画の場合】
国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を当面想定

〔参考〕策定済団体の例

- まず切迫する地震災害を想定した地域計画を策定し、引き続き、翌年度に風水害等を想定した地域計画の策定（拡充）を行った地方公共団体もあります。
- 地域特性に応じた特定の自然災害を設定している例もあります。
  （特定の自然災害の例）地震（巨大地震）、津波、豪雨・洪水・高潮などの風水害、土砂災害、液状化、火山噴火、暴風雪・雪害、猛暑、渇水、林野火災（フェーン）、竜巻、突風、複合災害
- 自然災害に伴う二次災害・複合災害として、以下のリスクシナリオを設定している例もあります。
  原子力施設からの放射性物質の放出、有害物質の大規模拡散・流出、原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散、新型インフルエンザの蔓延、コンピューターシステムの停止、ダムの決壊又は異常洪水時防災操作による下流域地区の浸水等、大規模停電、住宅密集地及び工業地域等の大規模火災、防犯・交通安全、国民保護事案

②　リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

【国の基本計画の場合】
①で想定した大規模自然災害等により引き起こされることが想定され、STEP1 の事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる 45 の「起きてはならない最悪の事態」（資料編Ⅳ資料５参照）を設定

〔参考〕策定済団体の例

● 地域の特性を踏まえたリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）が設定された例が多くあります。以下はその一部です。

市町村	独自のリスクシナリオ(例)	設定の意図
北海道札幌市 石川県小松市 など	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生/豪雪に伴う被害の拡大（1-ｃ）	雪の多い地域では、豪雪による被害が想定されます
三重県南伊勢町 和歌山県那智勝浦町　など	観光客等の帰宅困難者の発生（2-c）	観光客の多い地域では、帰宅困難者の対応が必要になる事態が想定されます
静岡県小山町 山梨県山梨市 など	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態（2-e）	地域の道路網の状況によっては孤立等も想定されます
愛知県名古屋市 静岡県掛川市 など	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態（8-a）	生活再建が遅れる被災者が相当規模に上ると地域経済へのダメージが大きくなり得ます
静岡県掛川市 静岡県小山町 など	企業・住民の流出等による地域活力の低下（B-a）	住民の流出は、地域にとっては大打撃となる可能性があります

※国の 45 のリスクシナリオと、策定済地方公共団体のリスクシナリオから網羅的に抽出したものを基に作成したのが「地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ」（資料編Ⅳ資料６参照）です。この中から自団体に当てはまるリスクシナリオを抽出することもできます。上記の表の（）内の番号は、地域独自のリスクシナリオに番号を付けたもので、資料６にある記載と同じです。

※上記以外に、都道府県でも独自のリスクシナリオを設定しています。その設定意図については資料６の表の後に掲載しています。

● リスクシナリオに説明を加えることで解釈の統一や、住民等の理解の促進を図った事例もあります。

市町村	設定したリスクシナリオ	想定される発災事例とされた内容
長野県 東御市 （一部抜粋）	住民や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	・住宅密集地における大規模火災の発生 ・公共施設、商業施設等の倒壊、火災の発生 ・電柱類・ブロック塀の倒壊による人的被害の発生

		・都市ガス等の破断により発生する火災・延焼の被害
	河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水	・集中豪雨に伴う河川等の氾濫

③　施策分野の設定

【国の基本計画の場合】
②で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために必要な施策分野として、以下の 12 個別施策分野と 5 横断的分野を設定

〔個別施策分野〕
ⅰ行政機能／警察・消防等／防災教育等、ⅱ住宅・都市、ⅲ保健医療・福祉、ⅳエネルギー、ⅴ金融、ⅵ情報通信、ⅶ産業構造、ⅷ交通・物流、ⅸ農林水産、ⅹ国土保全、ⅺ環境、ⅻ土地利用（国土利用）
〔横断的分野〕
ⅰリスクコミュニケーション[1]、ⅱ人材育成、ⅲ官民連携、ⅳ老朽化対策、ⅴ研究開発

〔参考〕策定済団体の例

- 国の基本計画の施策分野の統合等や国の基本計画の施策分野にはない分野を独自に設定した地方公共団体もあります。
  （独自の施策分野の例）少子高齢化、地域振興、産学官民・広域連携、若者定住、安全安心、教育文化、耐震化、防災危機管理
- 総合計画等の施策分野を参考に、地域計画の施策分野を設定することもできます。その際、「横断的分野」について同様のものが総合計画等になければ、追加することもできます。下記は特徴的な横断分野を独自に設定した例です。

市町村	独自の横断分野	主な内容
東京都荒川区	荒川区民総幸福度（GAH）	区の強靭化により、不安を減らすとともに安心感を増やし、区民の幸福度を向上させるとして設定
三重県南伊勢町	地域振興	地域コミュニティ強化に加え、地域の活性化に必要な施策や仕組みを検討していく枠組として設定
	若者定住	

[1] リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば、国土強靭化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

(4)STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討

①　マトリクスの作成（既にある施策の整理）

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む）するための府省庁横断的な施策の束を「プログラム」として整理しました。

○この際、脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に45の「起きてはならない最悪の事態」、横軸に12の個別施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、それぞれの事態と施策分野（縦軸と横軸）が交差する要素ごとに、府省庁における施策（施策ごとの進捗等を含む）をあてはめました。

〔参考〕策定済団体の例

（マトリクスの一部の例①）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		施策分野		
				①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施 ○消防団の強化 ○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備 ○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上 ○協定締結の強化	○建築物等の安全対策 ○密集市街地の整備 ○大規模盛土造成地の安全対策 ○マンホール浮上対策	
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化 ○市有施設の津波対策	○避難場所等の整備	○災害時要援護者の支援体制の整備 ○福祉避難所の強化
		1-3	広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○下水道整備 ○樋門操作の自動、遠隔操作化	
		1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策		
		1-5	情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施 ○情報通信の多重化 ○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化 ○消防機関における県域での情報通信網の整備 ○電力の確保		○災害時要援護者に支援体制の整備 ○外国人に係る支援体制の整備

（マトリクスの一部の例②）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		施策名	施策分野		
					①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施	○		
				○消防団の強化	○		
				○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備	○		
				○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上	○		
				○協定締結の強化	○		
				○建築物等の安全対策		○	
				○密集市街地の整備		○	
				○大規模盛土造成地の安全対策		○	
				○マンホール浮上対策		○	
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
				○市有施設の津波対策	○		
				○避難場所等の整備		○	
				○災害時要援護者の支援体制の整備			○
				○福祉避難所の強化			○
		1-3	広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
				○下水道整備		○	
				○樋門操作の自動、遠隔操作化		○	
		1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策	○		
		1-5	情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施			
				○情報通信の多重化	○		
				○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化	○		
				○消防機関における県域での情報通信網の整備	○		
				○電力の確保	○		
				○災害時要援護者に支援体制の整備			○
				○外国人に係る支援体制の整備			○

〔参考〕策定済団体担当者の声

―マトリクスで他部局と情報共有―

「今までは庁内でも、他部局が何を行っているのかしっかりとは把握していませんでした。しかし、国土強靭化地域計画をつくるにあたり、脆弱性評価のための情報シートを作り、それぞれがどのような施策を行っているのかを集めてマトリクスで一覧にしました。そのマトリクスを全体で共有したことによって、今までは知らなかった他部局等での取組を知る機会となりました。『他部局ではこういうことをやっているんだな』と知ることによって、『じゃあ私たちはどうしたら良いか、こう

いうのをやってみようかな』とも考えるようになりました。脆弱性評価がきっかけとなって、お互いに他部局と情報共有ができるようになりました。」

②　脆弱性の分析・評価、課題の検討

【国の基本計画の場合】

○各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。その上で、プログラムごとの分析・評価により新たに顕在化した課題等を踏まえ、改めて、中長期的視点も入れながら施策分野ごとに現行の施策の脆弱性の分析・評価を行いました。（例えば、帰宅困難者対策と交通施設の耐災害性向上など同時に進める必要のある施策の連携や、密集市街地対策のような中長期的に取り組む必要性について記述）

※国における脆弱性の評価結果については、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。
「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/hyouka.html

○ここで、個別施策の課題分析にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定し、定量的に分析・評価に努めました。また、プログラムごとの達成度・進捗の把握にあたっては、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとにKPI（重要業績指標）をできる限り選定しました。

○より詳細に説明すると、12 の個別施策分野ごとの脆弱性の評価の内容は、単に個々の施策分野ごとに、様々な「起きてはならない最悪の事態」に対応できているかどうかを検討すれば足りるというものではありません。「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの評価は、個別施策分野が横断的に連携することにより、効率的・効果的な対応が可能になることも踏まえる必要があるからです。したがって、ある施策分野において、仮にその中に含まれる関係府省庁の取組施策がすべての「起きてはならない最悪の事態」に対応していると判断できたとしても、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないか、などの点を確認する必要があります。そのために、各プログラムの脆弱性評価を経た上で、個別施策分野ごとの脆弱性評価を行っています。

○このほか、国では５つの横断的分野（リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策、研究開発）ごとに脆弱性を評価しました。

〔参考〕策定済団体の例

徳島県	① 庁内での作業として「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するために庁内の各部局が取組を進めている施策を、５つの施策分野に分けて抽出。併せて、横断的分野についても抽出。 ② 担当部局から、県内市町村、民間事業者及び国等に対し、アンケートにより、取組を進めている施策に関する概要の提出を依頼。 ③ 担当部局において、①及び②のとりまとめを実施。 ④ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策群について、庁内各部局が、それぞれの施策について、脆弱性評価及び重要業績指標の設定を実施。 ⑤ 担当部局において、④についてのとりまとめ（評価結果の集約・精査等）を行い、その後、各部局に対して確認依頼を実施し、評価結果を確定。 ※　この際、県の施策のみならず、県内市町村、民間事業者、国の施策を把握し、抽出・整理しています。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―やって良かった脆弱性評価。意外な盲点を発見―

「当市は、複数の市町が合併して誕生しています。脆弱性評価を行ったところ、それぞれの市や町で合併前に建設した設備が「老朽化」の時期に来ているということが改めて浮き彫りとなりました。これまでの行政計画は、どちらかというと、新たな事業を推進するものが中心だったということですかね。古いものをどうするか、という点は、先へ先へと意識が向いていると抜けてしまうのかもしれません。脆弱性評価でそこに気づいたのはとても良かったです。

また、非常時における飲料水の確保という対策はかなり進んでいたのですが、トイレや風呂に使用する生活用水という点からすると脆弱だということが明らかになりました。上水道の耐震化が平成25年度時点でも9.4%しか進んでいなかったのです。これはまずいということでここも重点化することにしました。

逆に、これまで重点課題かと思っていた項目が実は、かなりしっかり対策がとられていることに気付きました。例えば、情報インフラ対策については、既に防災通信機器の設置などが進んでいることがわかったので、重点化施策からは除きました。

このように、脆弱性評価を部局横断の視点で行うことで、見過ごしていた課題がはっきりとして、共通課題として庁内全体で取り組むことができています。」

―認識と現状の差異を再認識―

「計画策定時には、施設等の脆弱性について、認識と現状の差異を再認識することにつながり、より正確な現状分析を行うことができました。

計画の見直しに当たり、脆弱性評価を再び実施しましたが、海岸防護施設、避難場所である学校等や道路橋梁の健全性調査などのハード面での対策は順調に進んでいました。一方、平成30年７月豪雨や、令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風の被害状況等を分析しましたが、ソフト面（自助・共助意識の醸成、要支援者・情報弱者の避難行動促進など）の更なる対策が必要であることが分かりました。」

〔参考〕策定済団体担当者の声

―施策・事業の抜け漏れをチェックし、市の脆弱性を明らかにした―

地域計画は、本市の強靭化に関する指針となるため、幅広い分野に関連することから、施策・事業の洗い出しや広範囲にわたる脆弱性評価、庁内のとりまとめに苦労しました。

また、国による支援内容が示されたことで、関係府省庁の交付金・補助金に係る重点化等の条件を満たすためには、早急に策定をする必要があったため、時間的な制約の中で、策定作業を進めました。

策定にあたっては、ガイドラインに沿って作業を進めたこと、国土強靭化推進室の出前講座や、地域計画策定支援ツール(機能追加版)を活用したことで、施策の洗い出しや脆弱性評価を効率的に実施することができました。

また、ガイドラインに示された国の国土強靭化基本計画や、県の国土強靭化地域計画をベースに本市の地域特性を踏まえた検討を行ったことに加え、他の自治体の地域計画を参考としながら作業を進めることで、施策・事業の漏れがないかのチェックや本市の地域特性の再確認等を行うことができました。

〔参考〕策定済団体の例

● 横浜市の例

横浜市では、脆弱性評価フロー図を導入し、細分化したリスクごとの評価・統合により脆弱性評価を実施しています。

①リスクを細分化した脆弱性評価フロー図の導入

「発災」から「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に至るまでの発生プロセスを表した脆弱性評価フロー図を作成した。

脆弱性評価フロー図は、リスクシナリオを引き起こす要因を時間軸で分析し、全体の流れを可視化するもので、発生プロセスと施策を対応させて施策の抜け漏れを判断するとともに、追加施策の必要性をより明確に説明できるようにしている。

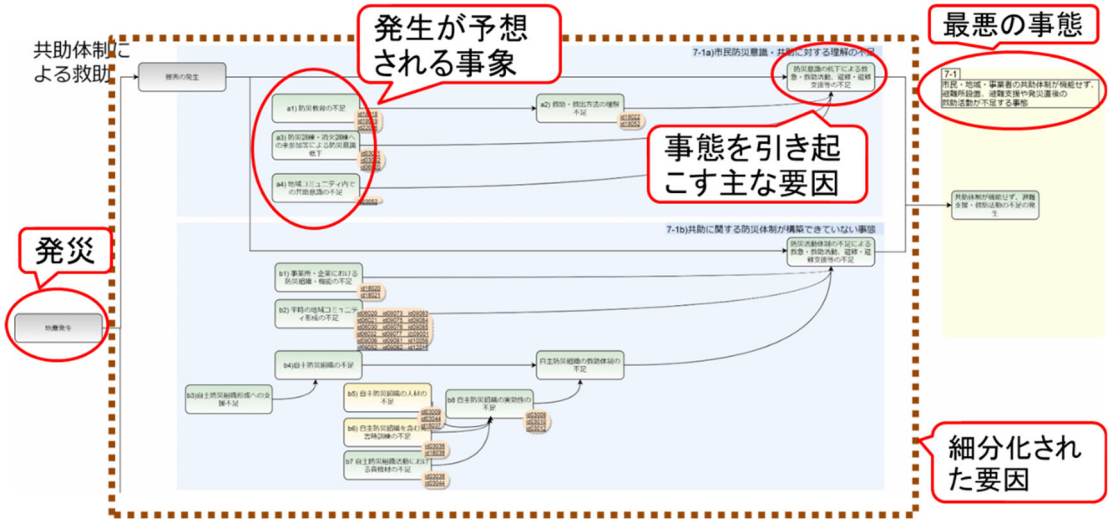

脆弱性評価フロー図の作成にあたり、「起きてはならない最悪の事態」を引き起こす“主な要因”を「中リスク」、リスクシナリオを引き起こす原因となる“事象”の最小単位を「小リスク」として、全 37 のリスクシナリオを 228 の小リスクに細分化した。

その後、庁内の事業部局への施策照会を行い、小リスクの回避に寄与する施策・事業を分類・整理した。

リスクを細分化

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価単位（中リスク（案））		脆弱性評価単位（小リスク（案））	
リスクシナリオ		中リスク		小リスク	
1-1	住宅・建物の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1-a	住居全壊・半壊	1-1-a1	住居全壊・半壊
		1-1-b	屋内での被災	1-1-b1	家具の転倒
		1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c1	屋内から屋外への避難経路における安全性未確保
				1-1-c2	避難所への避難経路における安全性未確保
		1-1-d	不特定多数が集まる施設の倒壊・損傷等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊
				1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足
				1-1-d3	鉄道施設における避難対策不足
		1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷
				1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷
				1-1-e3	学校児童の避難行動の遅れ
				1-1-e4	学校児童の避難行動中の負傷
				1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損壊
				1-1-e6	施設管理者の避難訓練等の不足

②細分化した小リスクごとの評価と、評価の統合によるリスクシナリオの評価

細分化した小リスクごとに評価を行い、それを一定の基準で統合する形でリスクシナリオ全体の評価を行っている。これにより、リスクシナリオごとの課題感をわかりやすく見えるようにしている。

小リスクに対する現状の施策の対応度に関しては、以下の４段階の評価を行った。

◎：効果的な施策があり、十分な成果が出ている
〇：対応する施策があり、計画どおりの成果が見込めることから、引き続き推進していく
△：対応する施策があるが、見直し・拡充・促進等を行う必要がある
×：対応する施策がないため、新たに検討していく必要がある

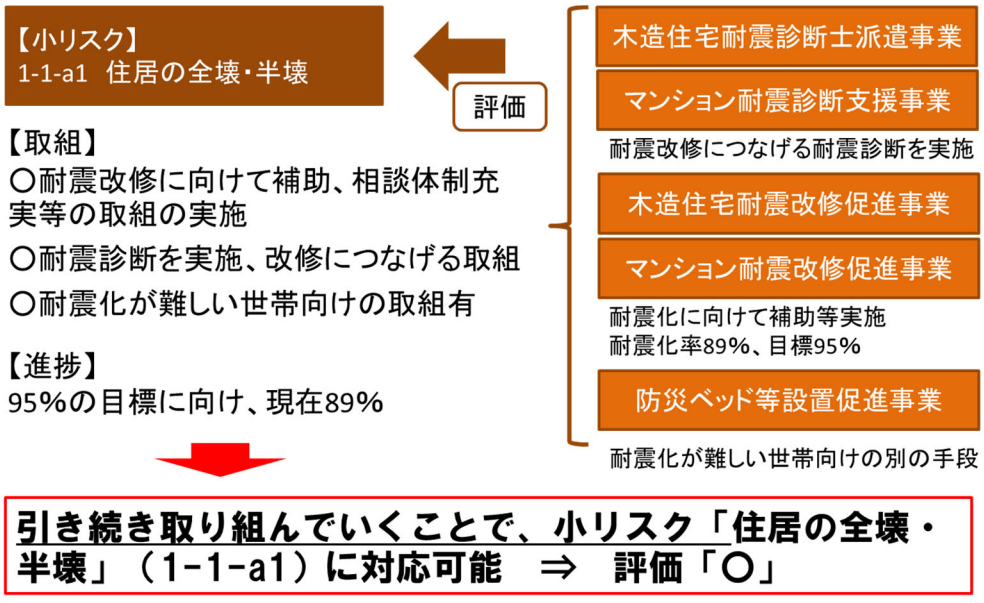

引き続き取り組んでいくことで、小リスク「住居の全壊・半壊」（1-1-a1）に対応可能　⇒　評価「〇」

最後に、それぞれの小リスク評価を総合して中リスクを評価し、中リスクを総合して、リスクシナリオ全体の評価を行った。

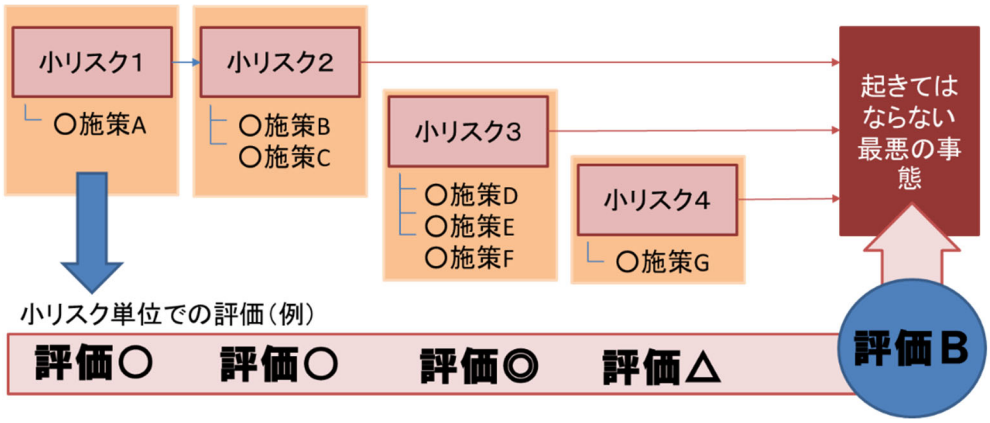

こうした評価に加えて、全体評価として「対応のポイント」や「効果がある評価された取組」、「評価の過程において指摘された現状・課題」をとりまとめたほか、全体評価の基礎となる「中リスクごとの評価」、評価に用いた「重要業績指標（KPI）」も併せて記載した。

(5)STEP4　リスクへの対応方策の検討

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、STEP3 のプログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、それぞれの起きてはならない最悪の事態ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、プログラムの推進方針をとりまとめました（国では対応方策を「推進方針」としました）。また、効果的な取組を実現するためには、各府省庁において、各々の施策分野において必要な強靱化の取組を見定めることも必要になることから、これらのプログラムの推進及びより長期的な観点からの推進に必要な取組について、施策分野ごとに、指針を検討し、推進方針として整理しました。このことにより、各府省庁において、国土強靱化に係る他の計画等の見直しに活かされ、施策の実現が図られることになります。

〔参考〕策定済団体の例

- 例えば、北海道の場合、STEP3 で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「北海道強靱化のための施策プログラム」を策定しました。設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態を回避するため、北海道のみならず国、市町村、民間事業者等の各取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきソフト・ハード両面からの施策を、とりまとめました。また、個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標（可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した値による）を設定（北海道、市町村、民間事業者、国等の各取組主体が共有する努力目標としての位置付け）しています。
- 千葉県旭市の場合、対応方策を「推進計画」として各プログラムに掲げ、プログラムごとに KPI を設定するとともに、取り組むべき主体も明示しています。ここでは、旭市独自のプログラム「食料等の安定供給の停滞」について地域計画から転載します。

5-3 食料等の安定供給の停滞
・農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施し、産業全体の体質強化を推進し、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

・大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、南堀之内バイパス等の計画路線の早期整備、緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理、東総広域農道の適正管理を進めるとともに、銚子連絡道路及び清滝バイパスの整備を促進する。【千葉県】【市】
・南堀之内バイパスの整備（H21 年度～R5 年度　500 百万円）【市】
・台風等の自然災害で被災した施設・設備（機械）の復旧を支援し、早期に営農を再開するための体制の整備を促進します。【千葉県】【市】
・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。【市】
・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靭な農業生産基盤の整備を促進する。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

【重要業績指標（KPI）】
・銚子連絡道路の整備(供用済み延長)：6km（H30）→ 早期延伸（2024）
・道路ストックの計画的な維持管理：実施（H30）→ 実施（2024）
・農業産出額：582 億円（H30）→ 590 億円（2024）
・認定農業者数：790 経営体（H30）→ 800 経営体（2024）
・漁獲量：17,402 t （H30）→ 17,500t（2024）
・国県への要望（国・県道の整備促進）：実施（H30）→ 実施（2024）
・緊急輸送道路の指定：7 路線（H30）→ 必要に応じて追加（2024）
・南堀之内バイパスの供用開始延長：0.5km（H30）→ 1.1km（2024）
・清滝バイパスの整備(供用延長)：0（H30）→ 早期完成（2024）

〔参考〕策定済団体担当者の声

―地域計画に施策を掲げて推進も順調―

「当自治体の地域計画にある施策の一つに、「民間企業との災害協定の締結数増」を掲げています。その甲斐あって、担当部局が順調に取組を進めていて、策定後の１年で６件の協定を新たに結ぶことができました。

例えば、ゴルフ場とは、クラブハウスに避難者や一時滞留者を受け入れる協定を結びました。クラブハウスには、食堂や入浴施設が整っていますし、ヘリポートとしての広さも十分にあります。当自治体では以前からゴルフ場との協定を進めていて、これで周辺すべてのゴルフ場と協力体制ができたことになります。また、老人福祉施設とは高齢者や要支援者のための福祉避難所としての利用について、地元のホームセンターが立ち上げた NPO 法人とはビニールシートなどの物資供給について、地元企業の一つとは救援物資と避難施設の提供について、そして段ボール製品の製造をしている企業とは段ボールでできたベッド等の提供をしていただく件について協定を結びました。最後の一つは災害時の協定ではないのですが、電柱に看板を出す権利と引き換えに、避難所の表示もしていただくという契約を結びました。これで、当自治体としては無償で避難所の表示を増やすことができます。そういう協力も進めていけたら良いなと思っています。」

(6)STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして 45 のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえつつ、有識者等の意見も聞きながら、重点化すべき 15 のプログラムを選定しました（資料編Ⅳ資料５参照）。

〔参考〕策定済団体の例

● 各団体において、影響度や緊急度などの観点を設定し、重点化すべきプログラムを選定しています。

北海道	21 の各プログラムを構成する 64 の施策項目について、ターゲットとする自然災害リスクを明確化した次の３つの施策分野に体系付けを行い、効果的・効率的な施策展開を推進。 ・ 道内における自然災害リスクに対し、「北海道自らの脆弱性を克服」するための施策分野 ・ 首都直下地震など道外における自然災害リスクに対し、「北海道の強みを活かしたバックアップ機能を発揮」させる施策分野 ・ これら２つの施策分野を下支えする「道内及び全国の強靱化を支えるネットワークの整備」に向けた施策分野 なお、各施策項目の推進に当たっては、 ・ 「施策の進捗」 ・ 「影響の大きさ」 ・ 「平時の効用」 ・ 「各種災害に係る被害想定等の見直し状況」 等を勘案し、毎年度、計画に基づく推進方策（アクションプラン）を策定し、機動的に対応
岐阜県	・ 「効果の大きさ」 ・ 「緊急度・切迫度」 ・ 「施策の進捗状況」 ・ 「平時の活用」 ・ 「国全体の強靱化に対する貢献」 という視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定

静岡県	・　「県の役割の大きさ」 ・　「影響の大きさ」 ・　「緊急度」 の観点から、40 のプログラムのうち、12 の重点化すべきプログラムを選定。併せて、平成 25 年度に策定した『地震・津波対策アクションプログラム 2013』等により実施している 112 の取組を、重点化すべきプログラムごとの主要な取組として位置付け
徳島県	直面するリスクを踏まえ、 ・　「人命の保護」を最優先として、 ・　「４つの基本目標に対する効果」、 ・　「効率性」、 ・　「事態が回避されなかった場合の影響の大きさ」、 ・　「緊急度」、 ・　「国の基本計画との一体性」 等を考慮し、39 のプログラムにつき、13 の重点化すべきプログラムを選定
千葉県旭市	・　「市の役割の大きさ」 ・　「影響の大きさ」 ・　「緊急度」 の観点から、27 のプログラムのうち 12 の重点化プログラムを選定

４．　策定時の取組例

前述２．及び３．で説明した地方公共団体の例は標準的な方法となりますが、地域計画はその策定手法においても地域独自の手法をとることが可能です。ここでは取組団体は少ないものの、有効と考えられる策定時の取組を紹介します。

(1)住民参加のワークショップを活用

リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）や地域で取りうる施策の検討などについて、行政での検討のみならず、地域住民や地元組織を巻き込んでワークショップを実施してアイデアを出し合うことも考えられます。

（長野県飯田市におけるワークショップの様子）

〔参考〕策定済団体の例（市民団体へのヒアリング）

東京都国分寺市では、市民主体による地域防災力の向上を図るため、自主的に防災活動に取り組む人材（市民防災推進委員）の育成・認定や地区単位で活動する自主防災組織（防災まちづくり推進地区）を指定し、協定を締結しています。地域計画の策定にあたって、市民防災推進委員会事務局員及び防災まちづくり推進地区代表者を対象にヒアリングを実施し、市民の考え方や意見等を聞く機会を設けました。

市民団体ヒアリングの内容	・国が示す国土強靱化の考え方や、市の地域計画の骨子案、リスクシナリオ案の説明を実施 ・お住いの地域における脆弱性や日頃からの防災上の気づき等をヒアリングシートに記載してもらう ・全体発表を行い、参加者全員で共有
参加者	・国分寺市民防災推進委員会事務局員、国分寺市防災まちづくり推進地区代表者（約 30 名）
市民団体ヒアリングの結果	・施策の重点化を図るうえで、市民団体ヒアリングの意見をリスクシナリオごとに整理した。 ・その結果を「施策重点化の視点」の一つとして考慮した。

〔参考〕策定済団体の例（住民ワークショップ）

長野県東御市では、地域計画の策定にあたって住民ワークショップを実施し、市民の意見を参考にしました。

ワークショップの目的	市民を交えてワークショップを実施することにより、災害に対する意識の向上と「起きてはならない最悪の事態及び想定される発災事例」の多様な視点からの洗い出しを実施
参加者	区長、消防団、民生児童委員、日赤奉仕団、地域づくり関係者（約 50 名）
ワークショップの結果	ワークショップを踏まえ、下記の観点を追加して検討を実施 ・　電柱類の倒壊による人的被害の発生 ・　都市ガス等の破断により発生する火災・延焼等の被害 ・　情報伝達経路の多重化の促進 ・　地域における危険箇所の点検監視体制の構築

（ワークショップの様子）

(2)住民アンケートを実施

地域で想定される災害について日ごろから意識しているか、災害時に備えてどのようなことをしているか、など住民の防災に対する意識についてアンケートを実施し、その結果を地域計画の策定における基礎資料や進捗確認のための KPI とすることが考えられます。また、アンケートは住民の意識向上にも役立ちます。

〔参考〕策定済団体の例

山梨県大月市では、地域計画の基礎資料とするため、策定に際して住民アンケートを実施し、その結果を地域計画に掲載しています。

（アンケート票）

（資料）一般用アンケート

Ⅱ　強靭な地域への方策に関することについてうかがいます。

問6 あなたは、あなたの住んでいる地域が災害に対し安全だと感じていますか。それとも危険だと感じていますか。（1つに○）

1 安全	2 ある程度安全
3 安全とも危険ともいえない	4 多少危険
5 危険	6 わからない

問7 今後起こりうる大規模自然災害として、脅威に感じる災害を2つまで選んでお答えください。（2つまでに○）

1 地震
2 富士山の噴火
3 土砂災害
4 豪雨災害※2
5 豪雪災害
6 その他（　　）
7 わからない

※2 この場合の豪雨災害とは、極めて短時間に降る集中豪雨により発生する災害とする。

問8 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思われる目標を2つ選んでください。（2つに○）

1 災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること
4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保すること
5 災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
6 災害発生後であっても、生活・事業活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
7 制御不能な二次災害を発生させないこと
8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

（アンケート結果）

問　大規模自然災害に事前に備えるべき優先度が高いと思われる目標(N=862)

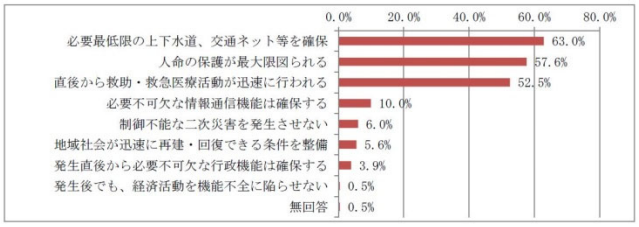

3　強靭な地域に関する各家庭の取り組み

問　災害に備えて、水・食料などの備蓄として準備するもの(N=1308)

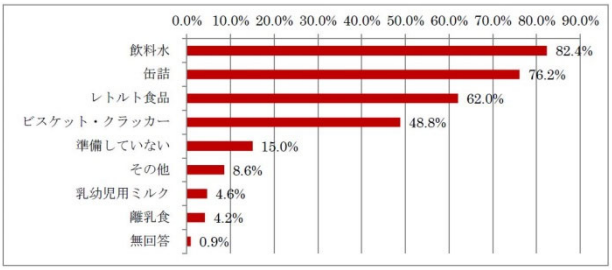

（出典：大月市強靭化地域計画）

5．　その他の留意すべき事項

前述のほかに、策定の際に留意すべき事項として、地域計画の名称、議会への説明について紹介します。

(1)国土強靱化地域計画の名称

地域計画には、独自の名称を付けることが可能です。

○**地域計画の名称は、計画の顔**というべき性質を有するものです。
基本法においては、「国土強靱化地域計画」という名称が使用されていますが、当該名称を活用しなければならないというものでは必ずしもありません。また、例えば、当該名称を主題として活用するとともに、副題を付すことも考えられます。

○地域計画の名称は、**策定主体が、計画に込めた思い、メッセージ等を体現するには、いかなる名称が適当か、という観点から検討すること**が考えられます。

○地域計画は、地域の住民の生命・財産等を守るための計画であり、広く住民に提示され、その理解が得られるよう、**地域計画の名称が分かりやすいか、親しみやすいか、簡潔なものかなどの点に配慮することが考えられます**。既に策定された計画では、副題でこれらの工夫をしている例があります。

○なお、いずれの名称を用いるとしても**基本法第十三条に基づき策定した計画であることを計画中に明記することが適当**です。

(2)議会への説明等

地域住民への周知と事業の円滑な実施のために議会へ説明等を行うことが多くなっています。

○１．の(5)　(14 頁参照) でも述べたように、**域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう**、地域計画の策定に向けた検討の過程及びその内容を、自団体の総合計画等の例を参考に**できる限りオープンにすることが大切**です。

○とりわけ、**議会に対しては**、地域計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、**検討内容等の報告等を、適時適切に行うことが望ましいと考えられます**。

○また、**議会においても自発的に**議会常任委員会の所管事務調査として**地域計画の制度を調査する例も見られます**。

〔参考〕策定済団体の例

● 議会に対しては、ほとんどの地方公共団体が説明、報告を行い、又は行う予定です。地域計画を条例により議会の議決対象計画として位置付けた地方公共団体の例も見受けられます。

香川県	平成 27 年 11 月議会で、香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づく議決対象となる計画として議決を得た。
青森県むつ市	平成 27 年 8 月 10 日 計画（案）の公表に先立ち、議会に対して計画内容を報告。
三重県南伊勢町	議会に対し、資料提出、内容説明を行うこととしており、議会からの意見を得た上で検討を進めている。 平成 25 年 12 月の議会において、「町長が考える『強靱な南伊勢町』とはどのような町なのか」「国土強靱化と防災計画の違いは何か」との一般質問が出され回答した。平成 26 年 6 月には、「南伊勢町地域強靱化計画策定委員会設置条例」の議決が議会にて行われている。 平成 27 年 5 月に議会全員協議会で、計画案に関して説明を実施した。 平成 27 年 10 月に計画最終案を議会全員協議会へ報告、説明を行った。

6．　策定に係る事務の一連の流れ

(1)策定に係る事務の一連の流れ

ここでは、本ガイドラインでこれまでに示してきた策定に係る事務についての全体像を把握できるよう、一連の流れとして下図のように整理しました。なお、これは、あくまで標準的な流れとして示したものであり、このとおりに行えば計画策定が円滑に進められるということではありません。策定体制や各ステップの手順などの詳細については、画一的に行うのではなく、自団体の状況に応じて柔軟に取り組むことが重要です。

（策定に係る事務の一連の流れ）

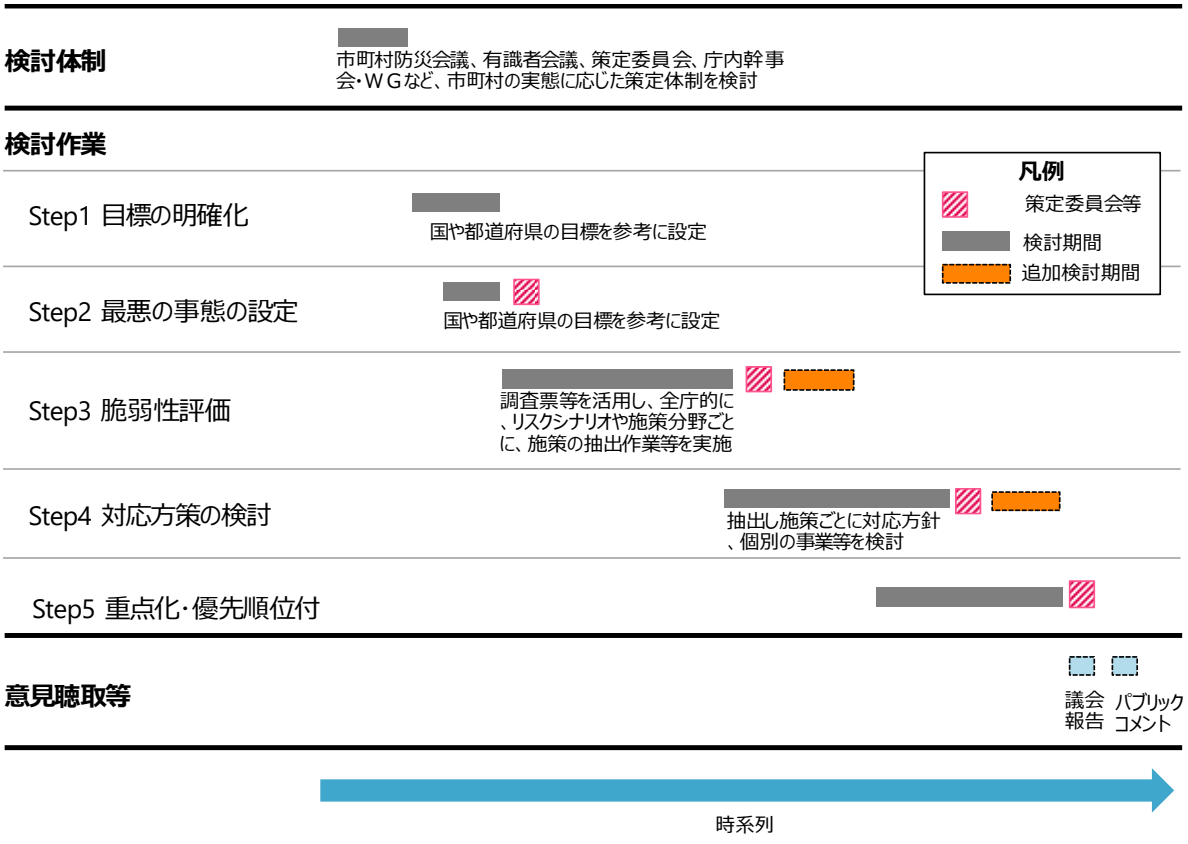

（注）住民によるワークショップの開催や、地区別懇談会などの開催を取り入れ、複数年度にわたって計画策定に取り組むことも考えられます。

〔参考〕策定済団体の例

―新潟市国土強靭化地域計画策定スケジュール―

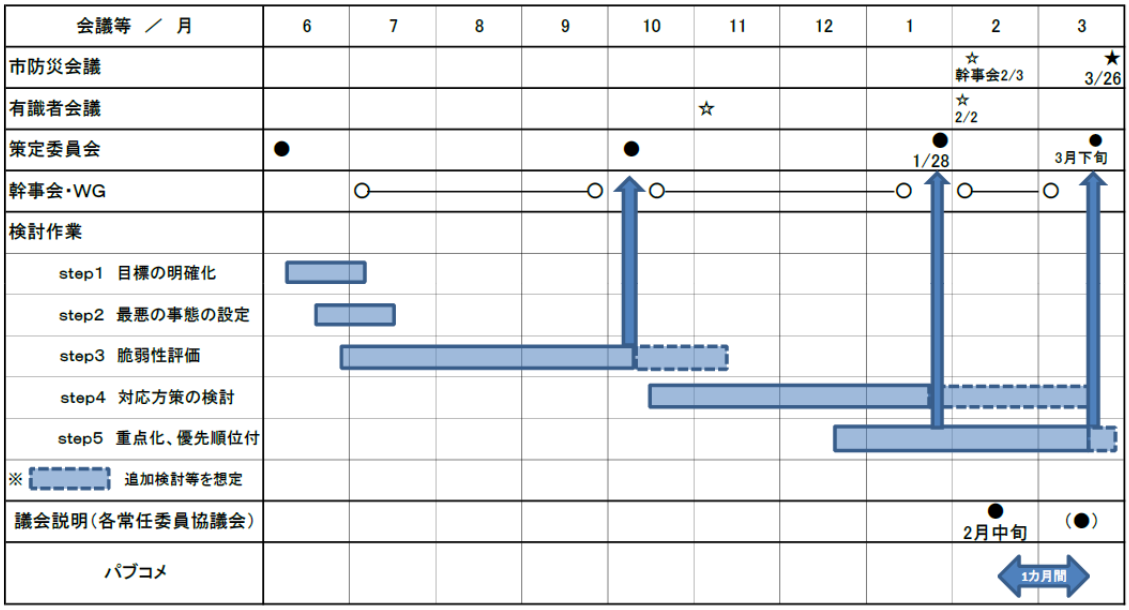

（出典：第２回　新潟市国土強靭化地域計画策定委員会　資料）

(2)策定に向けた各プロセスの概要

本ガイドラインで示した策定に係る事務について、それぞれの検討内容、作業内容を下図のように整理しました。

本ガイドラインの項目		検討内容、作業内容
1 策定体制の構築	(1)地方公共団体内に体制を創る（3～6頁）	市町村の実態に応じた庁内会議を発足させるなどして団体内での策定体制を整備。 例）庁内連絡会議、幹事会 全庁横断的な調整事項や所属する組織の意見集約等を実施。主に幹部や役職者で構成する組織。 例）ワーキンググループ 実務的視点から検討を行えるよう庁内各課の実務担当者による検討会議を設置し、より詳細な検討を実施。
	(2)都道府県との連携（7頁） (3)地域の強靭化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力（8～9頁）	計画の検討に専門的な見地等から幅広く助言を受けるため、有識者や地域の関係団体等から構成する策定委員会や有識者会議等を設置。また、新たに策定委員会等を設置するのではなく、既存の市町村防災会議を活用する場合も考えられる。 例）策定委員会 市町村議会からの意見聴取や住民の意見などを踏まえ、専門的かつ幅広い意見等を聴取し、計画案を検討。 例）有識者会議 学識経験者や国・都道府県の関係機関等の外部有識者により専門的見地からの意見等を聴取。 例）市町村防災会議 市町村の地域防災に関係する、国や都道府県の関係機関、学識経験者、ライフライン事業者等の民間事業者、地域住民の代表等から幅広い意見を聴取。
2 国土強靭化地域計画策定の基本的な進め方	STEP1　地域を強靭化する上での目標の明確化（17頁）	①基本目標の設定 ②事前に備えるべき目標の設定 ③計画期間の設定
	STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定（18、19頁）	①自然災害の想定 ②リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定 ③施策分野の設定
	STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討（20～24頁）	①マトリクスの作成（既にある施策の整理） ②脆弱性の分析・評価、課題の検討
	STEP4　リスクへの対応方策の検討（25～34頁）	脆弱性評価結果を基に、都道府県の対応方策との関連性を考慮して、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、対応方策（推進方針）として整理。
	STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け（35頁）	地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラム（又は施策や事業）の重点化・優先順位付けを実施。
5 その他	(2)議会への説明等（61頁）	議会に対しては、地域計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、検討内容等の報告等を、適時適切に実施。

Ⅱ　計画の推進と不断の見直し等

地域の強靭化は、地域計画を策定すれば終わりではなく、「目指すべき将来の地域の姿」を念頭に、人命の保護を最大限図る等の地域を強靭化する上での明確な目標のもと、地域の活性化の観点も意識しながら、行政のみならず民間事業者や住民が主体的に行動し、連携・協力して、その実現に向けて取り組んでいくことが必要です。そして国土強靭化地域計画の推進のためには、PDCA サイクルを繰り返すことが重要です。ここでは、下図の Check・Action に当たる過程について説明します。

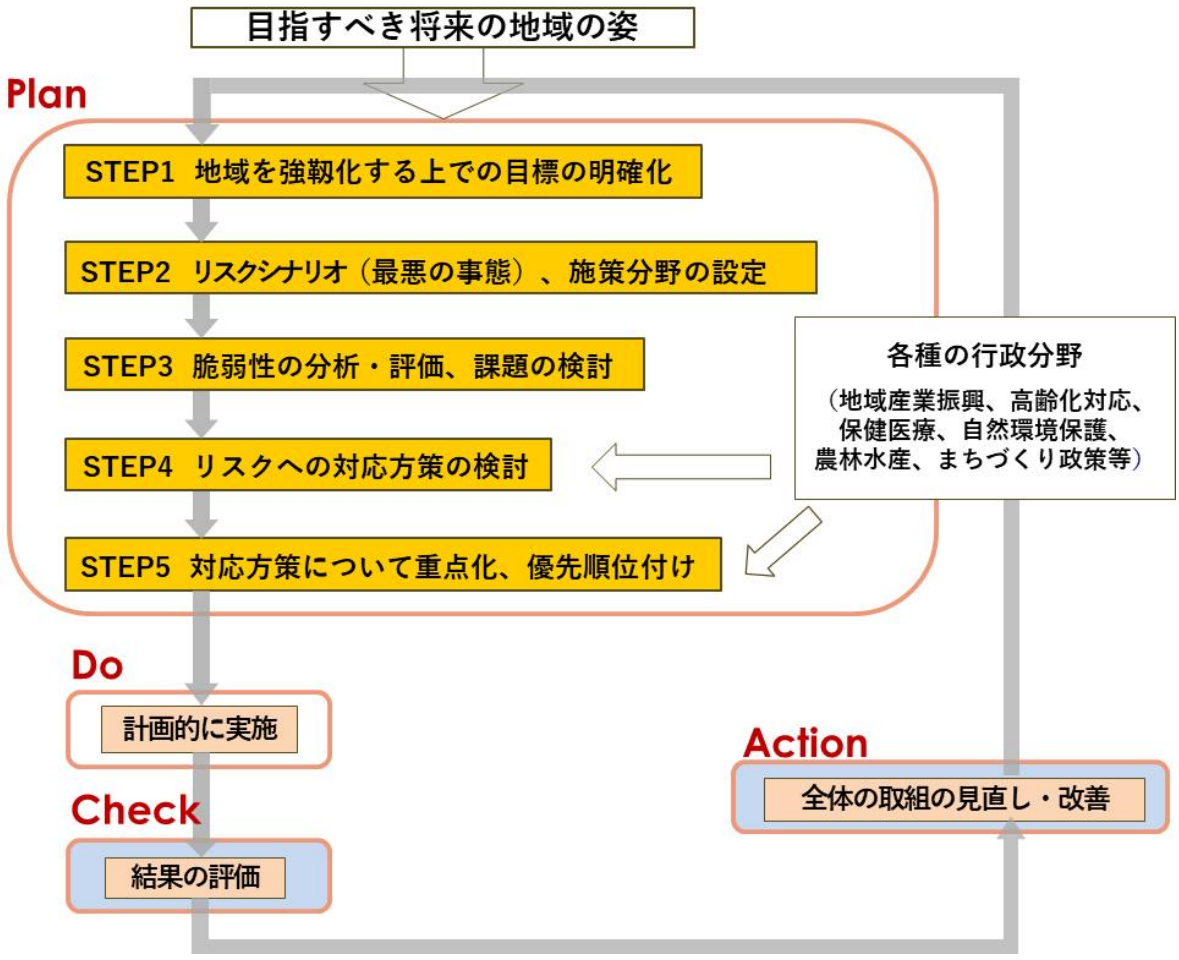

１．　計画の推進

地域の強靱化を着実に進めるためには、地域計画に基づく取組の推進が必要です。地域の強靱化の取組の推進に当たっては、以下の「推進体制」を構築した上で、基本法にあるように、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め全ての関係者の叡智を結集し、国家の総力をあげて取り組むとともに、地域の民間事業者、住民一人一人が主体的に行動し、実践することが求められます。行政・民間事業者・住民それぞれが連携・協力して、取組を実践していくことが重要です。

(1)推進体制の構築

地域の強靱化を効果的に推進するためには、地域計画を策定する際に構築した「策定体制」と同様に「推進体制」を構築することが必要です。

○庁内の関係する部局が連携して、情報を共有しながら進める体制を構築したり、地域計画に定めている施策や KPI の進捗状況を定期的に首長と情報共有する機会を設けることも考えられます。年次計画（アクションプラン）を策定し、情報共有を図っている団体もあります（年次計画（アクションプラン）については後述）。

○また、Ⅰ１．(3)で述べた多様な主体や住民の代表、専門家などによる外部有識者会議の設置や定期的な意見交換の実施なども考えられます。

○構築した「推進体制」における情報共有等は、進捗管理の結果を次年度予算へ反映すること等を考慮して、時期を工夫することも重要です。

○地域計画は、住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、自団体がそういった国土強靱化の取組を行っていることを住民に知ってもらうことも大切です。地域計画の策定後に、周知を目的として住民向けのワークショップや説明会を行っている団体、地域計画の概要版や市民向け・事業者向けのパンフレットを作成し全戸配布した団体もあります。

○自助や共助の取組を推進するために、地方公共団体と民間企業や NPO が合同で訓練を行うなどしている団体もあります。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―関係機関と情報交換して毎年チェック―

「国土強靱化地域計画の策定段階で、県とも連携しながら意見交換会を実施しました。この意見交換会に参加してくれたのは市の防災会議の参加者で、具体的には、ガス、電気、鉄道などのインフラ関係の企業、放送関係の企業、県の担当部局、国の出先機関などでした。これらの皆さんに意見を伺いながら地域計画を策定しました。

そして策定から１年たったので、参加者の皆さんに、現状の地域計画に追加・変更して何か盛り込みたいことはないかを伺う文書を送って意見照会しました。本当は会議を開催できれば良いのでしょうけれど、なかなか難しいですから、今年は書面だけになりました。結果的には、まだ１年しか経っていないので特に追加する点などはあげられませんでした。しかし、こういったことを毎年実行して地域計画の内容をブラッシュアップしていきたいです。また、定期的に地域計画の内容を関係者に確認してもらう機会を設けることで、地域計画の取組についての共有もできると思います。庁内だけではなくて、他の主体とも関係を続けて、一緒に地域の強靱化を進めていけると良いと思います。」

―進捗状況調査を毎年度実施―

「地域計画の進捗状況調査を毎年度実施していますが、この作業を通じて、他の計画の状況把握では見えてこない、国土強靱化についての市の総合的な状況と課題が見えてきました。」

―分野別事業の進捗状況等を毎年チェック―

「既存の個別計画等に位置付ける分野別事業や長寿命、耐震化に係る取組、また地震対策のアクションプログラムに位置付けられた事業等について、各部課における進捗状況及び今後の実施計画を毎年確認しています。庁内で統一された進行管理基準に基づき、事業の進行状況を管理することができ、統一的な検討を進めることができた点が大きな効果であったと思われます。」

―評価結果を全庁に共有―

「進捗状況を 3 段階（A、B、C）で評価していただき、全庁に通知することで意識の高まりや情報の共有化ができています。進捗状況が C である項目については、ヒアリングを実施することで、施策・議題の明確化を浮き彫りにしています。」

〔参考〕策定済団体の例（地域への周知）

群馬県館林市では、市民・事業者の理解を深めるため、「市民・事業者と共に進める館林市強靭化計画概要版リーフレット」を作成し、全戸配布しました。

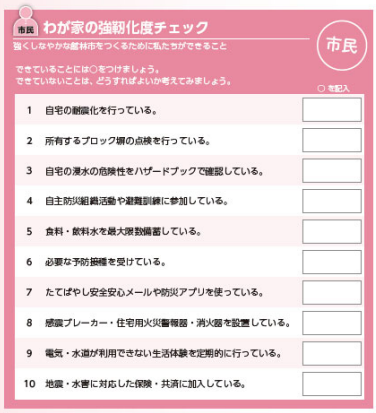

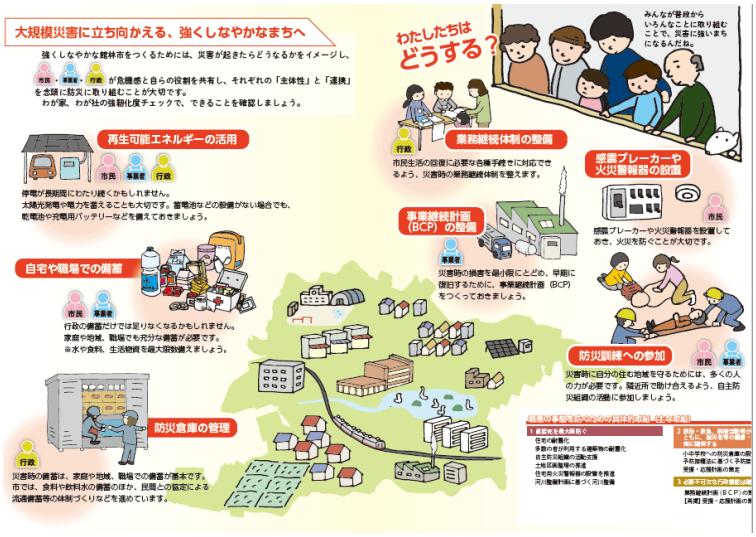

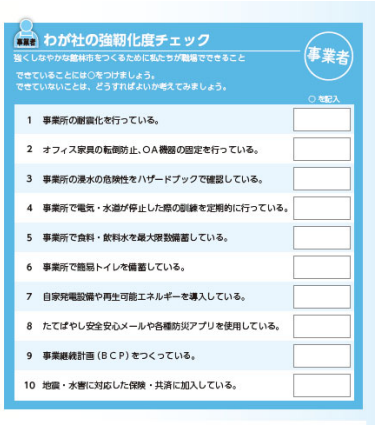

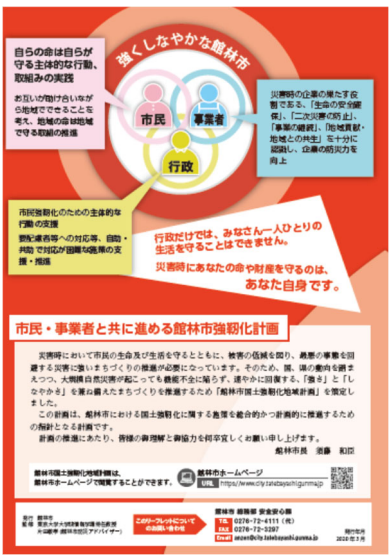

〔参考〕策定済団体の例（民間事業者との防災協定の締結）

- 熊本県八代市は、株式会社肥後銀行を含め 21 事業者と「防災井戸の利活用に関する協定」を締結しています。

協定締結の経緯	熊本地震の際の断水の経験から、発災時の生活用水確保に備えるため
平時の取組	防災井戸が有事の際にすぐに使用できるよう、月に一度、各設置場所において水の色や臭い等、不具合がないか点検を実施
災害時の対応	・発災時の地域の給水拠点として住民に開放 ・断水が生じた際、地域住民が持ち込んだ容器に、生活用水として井戸水を提供する 駐車場等、銀行の敷地内に設置
地域計画への記載方法	推進方針の主な取組において、民間事業者との連携推進を以下のように記載。 “市内事業所との防災井戸に係る協定締結”

- 山形県山形市は、株式会社ヤマコンが所属する山形県コンクリート圧送協会及び山形中央生コンクリート協同組合と協同で「災害時における消防活動応援に関する防災協定」を締結しています。

協定締結の経緯	上記組合から、東日本大震災原発事故や糸魚川の大規模火災においてコンクリートミキサー車等による消防活動業務が有効であったことから、大規模火災等の災害が発生した場合の消防活動への支援の申し出を受け、災害時の円滑な消防活動の推進と災害対策の充実強化を図るため平成 29 年 7 月 27 日に協定を締結するに至った。
平時の取組	毎年防災の日に開催する合同訓練に参加し、地域の方や他団体と交流を深めるとともに、コンクリートポンプ車が消火活動等に対応できることを広く紹介 防災訓練において放水するコンクリートポンプ車
災害時の対応	・地震等により消火栓が使用できなくなった場合に貯水槽に給水を行うことや、消防車と協力して消火活動 ・コンクリートポンプ車は吸引も可能であるため、集中豪雨時の排水活動に貢献
地域計画への記載方法	「施策分野ごとの施策推進方針」において、民間事業者との連携強化を以下のように記載。 “災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。”

(2)Action 確認リスト（計画の推進）

これまでの地域計画の推進状況や成果等をヒアリングした結果に基づき、推進に必要と思われるポイントを確認リストとして下記のようにまとめました。自団体が地域計画の推進に十分に取り組めているか、本リストを活用してチェックしてみてください。

視点		チェック項目 No.	チェック項目 内容	該当の欄に○をつけてください	
①	首長のリーダーシップについて	1	地域計画に定めている施策や KPI の進捗状況について、首長と共有できているか。	できていない	できている
②	全庁体制について	2	地域計画の推進に際して、全庁での推進体制を構築できているか。	できていない	できている
③	多様な主体の連携・協力について	3	地域計画の推進に際して、自団体以外の主要な主体（地元組織、民間事業者など）、住民、専門家などの参加を得ているか。	得ていない	得ている
		4	自団体が国土強靱化の取組を進めていることを住民に知ってもらうための積極的な活動ができているか。	できていない	できている
		5	民間企業や住民、NPO などと協定を結んだり、合同訓練を行ったりするなどの「共助」の体制を構築できているか。	できていない	できている

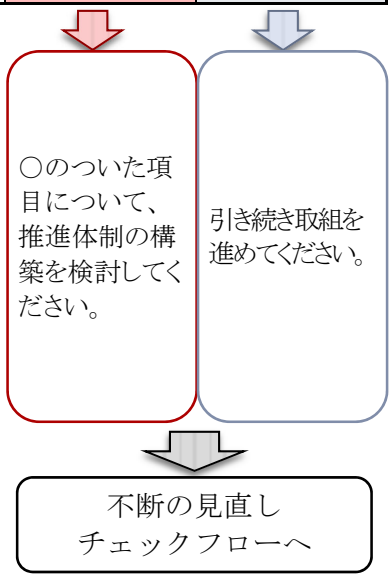

(3)計画の推進

地域の強靭化を着実に進めていくためには、地域計画に基づく取組を推進していくことが必要であり、先行して取り組んでいる地方公共団体の取組事例における具体的な展開方法、そのポイントや効果などを把握し、参考とすることは、自団体におけるより効果的な施策や事業の推進につながります。

このためここでは、先行して取り組んできた地方公共団体の事例を紹介します。

策定済団体における地域計画策定の効果：①和歌山県（平成 27 年 9 月策定）

地域計画策定により「大規模建築物の耐震化」を推進

- 本県においては、地域計画に「大規模建築物の耐震化」について記載しており、目標値を設定することで事業を推進した。
- 指標として、「耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率」と設定し、国の交付金を活用して耐震診断から設計・改修のすべてにおいて支援を行った結果、2019 年度には 95%の大規模建築物を耐震化することができた。

（大規模建築物の耐震化の進捗管理表）

指標	現状	目標	実施主体
耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率	0%（H26 ） （耐震診断完了 40% 実施中 50%）	95%（H32）	県 施設管理者

県独自の仕組みを構築

- 本県においては地域計画に基づき、災害発生時に迅速な避難を促すよう、以下２つの県独自の仕組みを構築した。
  1. 和歌山県津波予測システム
  2. 和歌山県防災ナビアプリ

（和歌山県津波予測システムによる情報伝達）

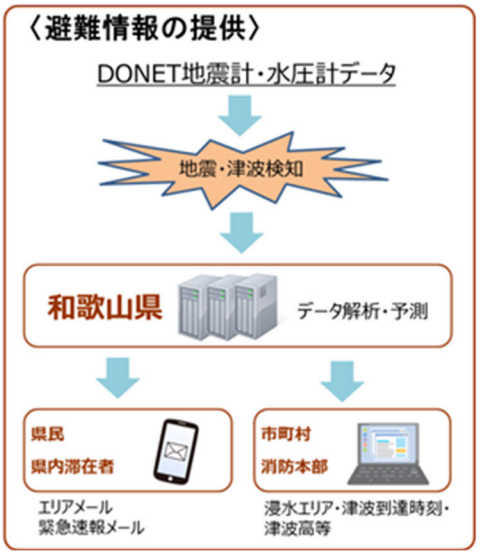

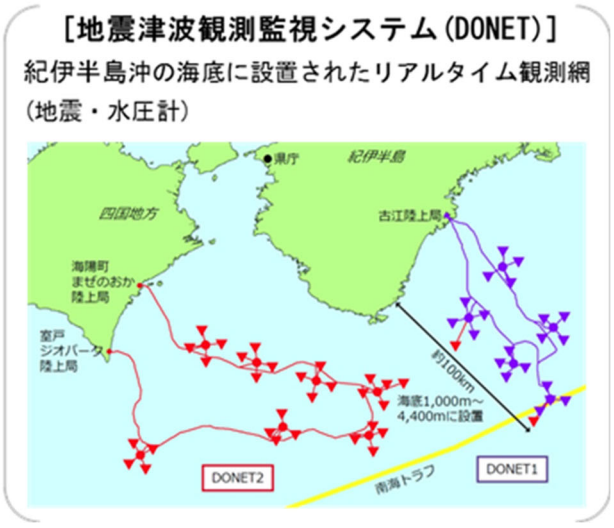

大規模災害への事前の備えとなる「復興計画の事前策定の手引き」を作成

- 本県では、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、復興の遅れが県民の再建気力の喪失や、地域経済の停滞による地域活力の喪失に繋がるおそれがあるため、迅速な復興を可能とするよう「復興計画事前策定の手引き」を作成した。
- この手引きに基づき、市町村による計画策定の支援を行っている。

（復興計画事前策定の手順）

1　まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

↓

2　復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

（1）興計画事前策定対象地区の現状分析
（2）復興計画事前策定対象地区の特性および課題の抽出・分析

↓

3　復興計画事前策定における基本的な方針

（1）命を守るまちづくり
（2）暮らしやすさを高めるまちづくり
（3）産業を守るまちづくり

↓

4　「復興まちづくりイメージ」の作成

（1）復興まちづくりのパターン
（2）「復興まちづくりイメージ」の作成事例

↓

復興計画の事前決定

あらかじめ取り組むべきこと

（1）地籍調査の推進
（2）復興まちづくり利用適地の抽出
（3）応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
（4）復興まちづくりに向けた体制の整備等
（5）復興まちづくりの事業手法の整理
（6）地域産業の強化支援
（7）公共施設の高台移転等事前の取組
（8）計画策定における合意形成

市町村の避難勧告等の発令基準の見直しを行った

- 本県は、最大の危機として南海トラフ巨大地震を想定しており、また、近年台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による市街地等の浸水リスクが高まっているが、土砂災害危険個所が 18,487 箇所（全国 6 位）と多い。
- 本県においては、住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難勧告等の発令基準の見直しを一層促進し、平成 27 年度に全市町村の見直しが完了した。その後も随時見直しを行っている。

※　令和３年の災害対策基本法の改正により避難勧告・避難指示の一本化等が行われたため、今後改正を踏まえた対応を予定。

策定済団体における地域計画策定の効果：②北海道釧路市（平成 30 年 3 月策定）

市の最上位の指針「釧路市まちづくり基本構想」と整合を図り計画を策定

- 「釧路市まちづくり基本構想」では、地域内のさまざまな主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方である「域内連関」を基本構想の中心となる理念としている。
- 本市の国土強靭化地域計画は、基本構想のもとで、釧路市地域防災計画との役割分担を図りながら、国土強靭化に係る個別計画の指針として策定し、自然災害リスクに対する地域社会の強靭化を行う計画として位置付けることとした。
- また、防災というテーマのもと、地域コミュニティ活動や地域防災活動など日常的な活動の中からつながりや信頼関係を築くことで「人と人とがつながる、災害に強い地域社会・地域経済の実現」を目指し、基本構想で示されている「域内連関」の取組を地域計画においても進めている。地域計画の施策プログラムを推進するため、「①地域コミュニティの醸成」、「②地域コミュニティの防災力向上」を重点化施策に位置付けた。

（釧路市強靭化計画における域内連関）

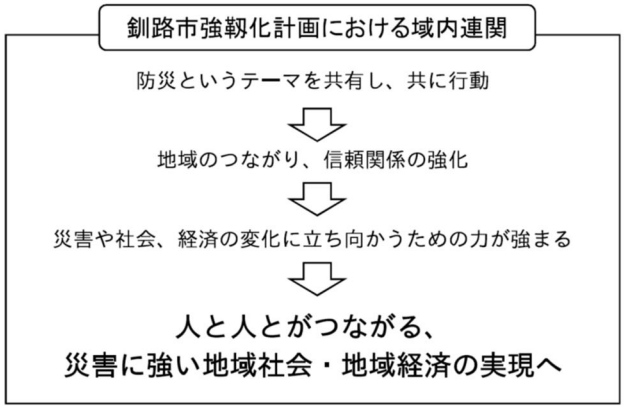

（域内連関のイメージ図）

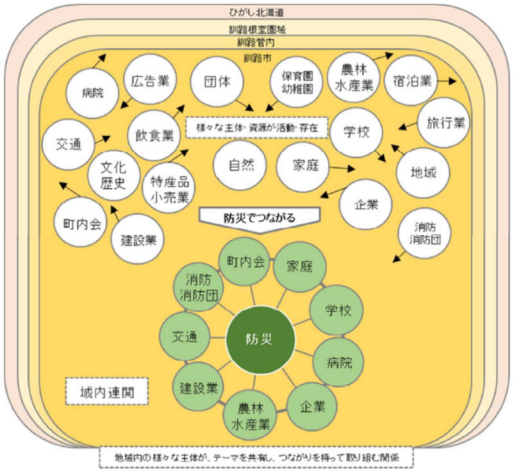

域内連関の取組を進める施策

- 地域計画において、基本構想で定めた「域内連関」の理念を重点化施策として明確に位置付けることで、防災分野のみならず、自立的な発展と信頼でつながる地域社会の構築を目指している。これにより、基本構想で掲げるまちづくりの方向性と絶えず連携を図りながら、地域計画で定めた施策の着実な推進と、目指すべきまちづくりの理念の実現につながっている。

（主な重点化施策）

地域コミュニティの醸成	釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定、釧路市における町内会への加入促進に関する協定、子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言
地域コミュニティの防災力向上	避難行動要支援者対策、災害時における福祉的支援、地域防災活動の推進、消防団の活動体制の強化、防災教育の推進

策定済団体における地域計画策定の効果：③北海道岩見沢市（令和元年５月策定）

新たに７事業を開始

- 岩見沢市強靱化計画の策定に伴い、新たに以下の７つの取組を事業化した。
  1. 民間住宅に係る耐震改修等の助成制度を拡充し、ブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・新設・改修）を助成対象に追加
  2. 災害現場の「見える化」に向けた資機材の計画的な整備
  3. 災害時の機動力や電源の確保対策として、公用自動車に電気自動車等を導入
  4. 指定避難所における非常用電源設備の整備や、地域の会館等への発電機等の配備
  5. 罹災証明の発行を速やかに行うための「被災者生活再建システム」の導入
  6. 在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度の創設
  7. 「災害廃棄物処理計画」の策定

新たに事業化した事例の背景・経緯

- 策定当初の構想には上記 3,4 の電源対策に関する取組は含まれていなかったが、策定を進めている期間に発生した「北海道胆振東部地震」での経験を踏まえ、追加することとした。
- また、地域計画では、「大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策」、「北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策」、「災害の現場の「見える化」の実現」などを明記し、新規事業の実施に向けた根拠とした。
  新たに発生した災害等の教訓を踏まえ、脆弱性の評価（施策の現状分析・評価等）を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で意義のあるプロセスとなった。

実現した取組

- 事業化した災害現場の「見える化」については、令和元年度に無人航空機（ドローン）を 2 台導入、災害時の機動力や電源の確保対策については、令和元年度にプラグインハイブリッド自動車（PHEV）を 1 台導入、令和元年度に拠点となる避難所のうち 3 施設に非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の整備等については、避難所のうち 9 施設にポータブル発電機を配備、町会等には 86 台のポータブル発電機を貸与した。

- 建設を進めてきた文化交流施設の供用開始（令和３年１月）により、拠点となる避難所すべての電源対策を完了した。
- 災害により生活基盤に著しい被害を受けた住民が早期に生活再建をすすめることができるように、罹災証明の発行を速やかに行うための被災者生活再建システムを導入した。
- 電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置等の購入助成制度を令和２年６に創設した。
- 災害ごみの処理を円滑・適正に行い、速やかに復旧・復興を進めるため、岩見沢市災害廃棄物処理計画を令和２年 11 月に策定した。

（在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度）

非常用電源装置の購入費用を助成　6月1日(月)から

市は、電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置の購入費用を助成します。

災害に備えて、ラジオや懐中電灯、非常食、水などの必需品を準備しておくことと同じように、非常用電源装置があると、電気式の医療機器を使用している障がいのある方の安心につながります。

助成対象者

市内で在宅生活をしており、人工呼吸器、酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用している、次のいずれかに該当する方

- 呼吸器機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている
- 北海道が実施する「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業」の認定を受けている
- 生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用する障がい者などで、必要と認められる

注意事項

- 申請は助成対象者１人につき１回限りです
- 交付決定前に購入したものは助成の対象外です
- 多くの精密医療機器は、発電機やポータブル電源などを使用した場合の動作保証がされていないため、必ず外付けの専用バッテリーなどに充電してから使用してください
- 購入した発電機などを使用したことによる各医療機器の故障・不具合などに、市は一切の責任を負いません

種類	正弦波インバーター発電機	ポータブル電源（蓄電池など）	カーインバーター
	※助成限度額内であれば、複数の種類を組み合わせて申請できます。		
機能	ガソリンやガスボンベなどで作動するインバーター発電機	蓄電池機能を有する正弦波交流の電源装置や医療機器に使用可能な予備バッテリー	自動車からの電気を変換・供給する装置
助成割合	９割（市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は 10 割助成） ※助成限度額の範囲内。		
助成限度額	市民税課税世帯　108,000 円 市民税非課税世帯・生活保護受給世帯　120,000 円		
購入先	市に届け出のあった市内事業者。詳しくは市ホームページをご覧ください		
申込方法	福祉課障がい者福祉グループで配布または市ホームページからダウンロードした申請書を提出		

策定済団体における地域計画策定の効果：④青森県むつ市（平成 27 年 12 月策定）

地域計画策定において「市民満足度調査」の分析から優先施策の 4 分野を抽出

- むつ市では、平成 27 年 12月に「むつ市国土強靱化地域計画　～孤立化を防ぎ犠牲者ゼロを目指す～」を策定した。施策分野の設定にあたり青森県と合同ワーキングにより検証を行い、「市民満足度調査(平成 26　年度実施)」において要望の高かった分野に視点を置き、優先順位の高い以下の 4 分野を施策分野として位置付けた。
  1. 主要幹線道路ネットワークの健全化「交通・物流」分野
  2. 防災公共の推進(避難所の機能確保)
  3. 新体育館、むつ総合病院耐震化構想
  4. リスクコミュニケーション
- これらの４分野については、ハード事業とソフト対策のベストミックスによる優先的かつ着実な事業の推進を図ることとした。

ハード事業とソフト対策を組み合わせた国土強靱化の推進

- 平成 27 年６月のむつ市総合体育館の用途廃止を受け、防災機能の強化、地域戦略による地域振興を図るため、以下の構想の下、新体育館の早期建設を平成 30 年より進めているが、同構想の策定には、地域計画策定時に行った救援物資集積所及び救護所に関する「脆弱性評価」における二次集積所機能を有する既存施設の欠如、被災者を受け入れる救護所スペースの確保が必要であるとの結果が活かされている。
  1. 救援物資の二次集積所及び救護所等の防災機能を有する施設
  2. 子供、高齢者、障がい者など多くの市民が利用できる施設（競技スポーツ拠点、健康づくりの拠点）
  3. 教育の向上に繋がる施策（むつ市の将来を担う子供たちのための施策）

（救援物資集積所及び救護所の「脆弱性評価」と具体施策の進め方）

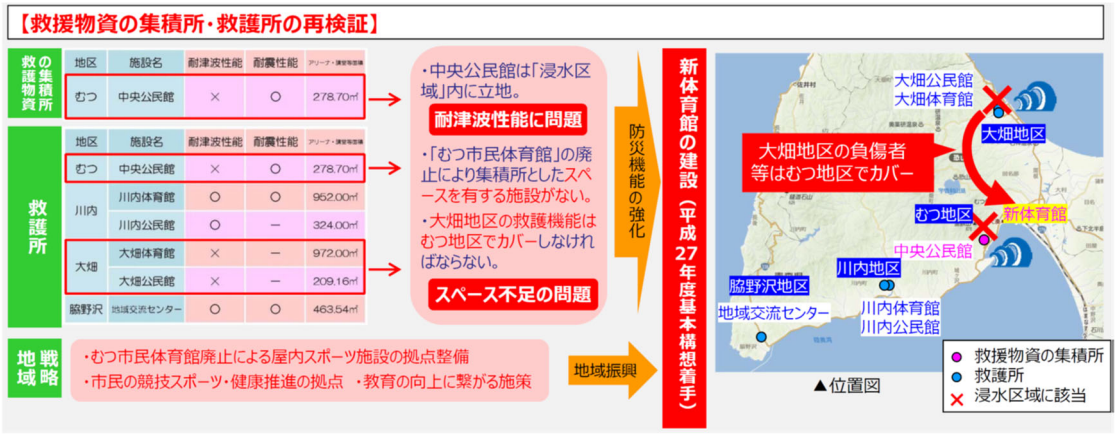

策定済団体における地域計画策定の効果：⑤山梨県道志村（平成 29 年 3 月策定）

脆弱性評価等の策定プロセスにおいてハード・ソフト両面での課題を抽出

- 脆弱性評価のプロセスにおいて、防災・減災にかかる取組の状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施した。ハード・ソフト両面での施策を検証し、優先的に取り組む施策抽出も行った。
- これらの脆弱性評価の結果として、災害協定や防災備蓄などのソフト対策、非常用発電装置などのハード対策の整備の検討を進めることとなった。

KPI の設定による効果

- 推進方針の検討の際には、それぞれの目標に対して KPI を設定した。その中で、災害協定の締結数や防災備蓄品の状況、避難所機能の状況などの現況を取りまとめた。災害協定については、策定当時は締結数が 12 件だったが、その後毎年 1 件ずつのペースで協定の締結数を増やしている。
- 非常用発電機については、設置台数から連続稼働時間などを把握することで、避難所機能の確保に関する課題を見出すことが可能となった。
- KPI を設定することにより、目標達成のために何をどうしなければいけないのかを明確にでき、KPI の実現に向けて、具体的な成果も得られている。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑥山梨県富士河口湖町（平成 30 年 3 月策定）

地域計画に取組を明記

- 火山噴火は風水害に比べ頻繁には発生しないものの、一旦発生すれば多くの人命被害に結びつくことが想定され、かつ社会的影響も非常に大きい。富士河口湖町は富士山噴火による被害が想定される地域であり、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火砕泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流等の現象が想定されている。
- 噴火の対策については、該当エリアが広く、単独市町村で実施できるものではないため国・県・市町村が連携していく必要があった。
- そのため、本町の国土強靭化地域計画に国への要望の実施を明記することとした。

（富士河口湖町国土強靭化地域計画）

脆弱性評価結果	富士北麓地域 7 市町村により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会を設立しています。今後は、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、山梨県側の国直轄化、事業実施、実践的な支援体制の構築等について、関係市町村、県とともに国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要があります。
推進方針	本町も参画する富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会として、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県による「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行います。

地域計画での取組の記載が国の事業実施につながる

- 富士山火山噴火対策のための砂防事業の国（国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所）による実施についてはこれまでも要望してきたところ、地域計画に記載し事業の重要性を明記したことが、国による事業実施を決定する際の検討要素の一つとなった。

地域計画に記載した取組の実現

- 本事業を国が取り組むことになり、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）することを目指している。
- また、平成 30 年 3 月に富士砂防事務所、静岡県及び山梨県によって「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が改定された。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑦京都府京都市（平成 30 年３月策定）

地域計画策定と防災対策の総点検を同一委員で同時開催

- 本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画の弱点を洗い出したうえで、より一層の防災対策の充実強化を図るため、平成 23 年度に「京都市防災対策総点検委員会」を設置し、同委員会から受けた 137 項目について取組を進めた。
- 平成 29 年度には、法令改正への対応や熊本地震等から見えてきた新たな課題への対応が必要となったことから、「京都市第２次防災対策総点検委員会」（以下「総点検委員会」）を設置し、137 項目の進捗評価と新たな課題への対応等の検討を行った。
- また、「京都市国土強靭化地域計画」（以下「地域計画」）を策定するに当たり、平成 29 年度に「京都市国土強靭化地域計画策定委員会」（以下「地域委員会」）を設置して検討したが、総点検委員会と同一委員で同時開催の形で行った。
- 第２次防災対策総点検の実施と地域計画を同時に行ったことで、災害に強いまちづくりの実現に向けた取組のより一層の推進を図ることができた。

地域防災計画と連動した脆弱性評価を実施

- 本市では、「京都市地域防災計画」（以下「防災計画」）に基づいて防災対策を実施しており、地域計画策定にあたり上記のとおり２つの委員会を同一委員で構成することで、防災計画の項目と照らし合わせることが容易となり、効率的に脆弱性評価を行った。
- これにより、地域計画は、防災計画や第２次防災対策総点検等の本市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として明確に位置付けられるようになった。

（地域委員会と総点検委員会の相互関連）

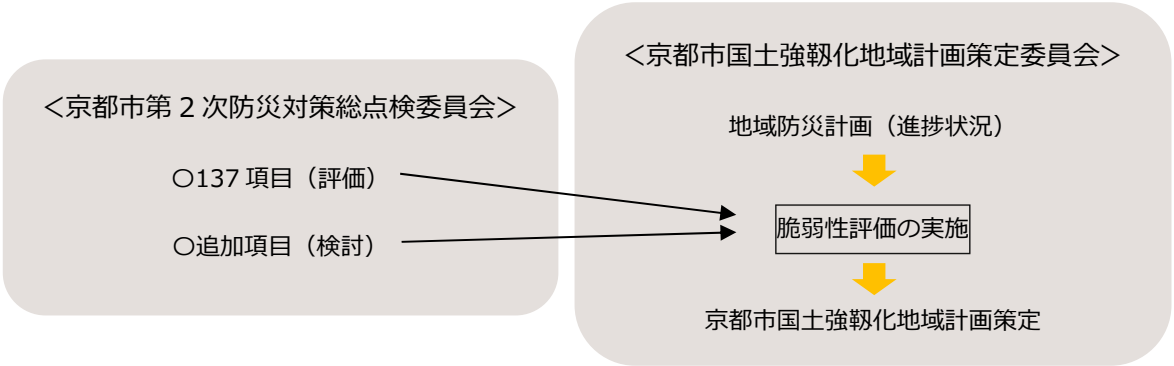

策定済団体における地域計画策定の効果：⑧大阪府東大阪市（令和２年３月策定）

脆弱性評価により課題を抽出

- 地域計画の策定において脆弱性評価を実施し、市施設としての備蓄倉庫、また市の物資集積拠点ともなり得る倉庫の必要性が顕在化してきた。
- 東大阪市では第一次避難所（小中学校等）の備蓄倉庫以外に、民間施設の一部を主に備蓄倉庫として利用している。しかし、借用部分は１年更新であるとともに、元々倉庫としての建築物ではないため、部屋や通路の形状が荷物の搬入・搬出作業には不向きであった。

防災倉庫の整備検討を早期に実施

- 地域計画の策定を受けて、市内において最大震度６弱が想定されている南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきていることも踏まえ、事業検討を早期に行うこととした。
- 令和２年度に入り、防災倉庫の建設に向けた検討を始め、令和３年１月から防災倉庫の建設にかかる庁内会議を開始しており、今後も協議を重ね、速やかな事業の完了を目指している。

期待される効果

- 現在の施設と比べて、物資の搬入・搬出の手間が各段に向上する。特に、物資運搬車が配置場所の近くまで進入できるようになるため、救援物資の荷下ろしや避難所等への物資配送の積み込み等にかかる時間も短縮され、被災者への迅速な物資提供が実現できる。
- 市に一番大きな被害をもたらすとされている生駒断層帯地震が発生した場合、想定避難所避難者数である 97,444 人、そして在宅避難者や自治会館等地域での避難者を考慮した際、救援物資を受け入れる場所は現状の物資拠点以外の場所も確保する必要がある。災害時の受援を考えると当防災倉庫を物資拠点の候補（物資拠点に格上げもしくは代替場所）となることも想定できる。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑨和歌山県広川町（平成 27 年 7 月策定）

被害の最小化を目指した方針を設定

- 広川町は、安政南海地震（1854 年）による津波が町を襲った際、濱口梧陵が稲むらに火をつけ、津波から逃げ遅れた村人を高台へ導いて、多くの命を救った逸話「稲むらの火」の舞台となった地域である。新たな拠点施設として平成 19 年に「稲むらの火の館 濱口梧陵記念館・津波防災教育センター」が完成し、多くの観光客を集客している。
- 地域計画で想定したリスクシナリオ（大規模津波等による多数の死者の発生）を回避するための方策として、「浸水区域内に不特定多数が集まる施設の新設などを制限」することを明記した。

浸水区域外への施設整備を促進

- 町の「なごみ交流センター」における図書室の機能拡張を検討していたところ、浸水区域内にある当該施設の拡張には地元の同意が得られず、事業の円滑な実施にハードルが生じていた。
- そこで、国土強靭化地域計画において「浸水区域内に不特定多数が集まる施設の新設などを制限」していたことから、浸水区域外に整備を計画していた「観光・地域交流センター」に対して図書コーナーを付随させたことで、図書コーナーを浸水区域外に整備でき、さらには新たに整備する「観光・地域交流センター」の魅力向上にも繋がっている。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑩徳島県小松島市（令和２年３月策定）

大規模自然災害による様々な事態を想定した脆弱性評価及び推進方針の検討

- 地域計画において、南海トラフ巨大地震やスーパー台風等の集中豪雨、津波、河川氾濫及び土砂災害等により、電力供給が長期間にわたり途絶することや、道路網が寸断され、落橋、道路への倒木等により孤立集落が発生するなど、様々な事態を想定し、脆弱性評価及び推進方針を検討した。

民間事業者等との災害協定の締結の促進

- 災害時の電力供給等に役立つ、ハイブリッド自動車の貸し出しで、自動車販売会社との協定を締結した。
- ドローンを使用し、災害時における被災状況等の確認や、情報収集並びに被災者の捜索や救助の支援を目的とした協定を、民間会社と締結した。小松島市内で大規模な災害が発生した際に、ドローンを活用し、被害状況の調査や被災者の捜索などに役立てることが期待できる。また、ドローンは、その小回りの良さを活かして防災ヘリでは入れない狭隘な場所でも捜索ができるほか、あらかじめ録音した音声を飛行中に再生することで、上空から行方不明となった被災者の方への呼びかけも行うことが期待できる。

2．　不断の見直し

国土強靭化は地域計画を策定して終了ではありません。策定後に PDCA サイクルを回して取組を推進するとともに、策定した地域計画について、策定後に発生した自然災害や法改正、新たな制度の展開等の知見、取組の進捗状況等を踏まえ、不断の見直しを行うことが必要です。ここでは、見直しの際に必要となるポイントについて説明します。

まずは下記のチェックフローに沿って、毎年度自団体の現状を確認してください。Action で確認するリストは次頁にあります。

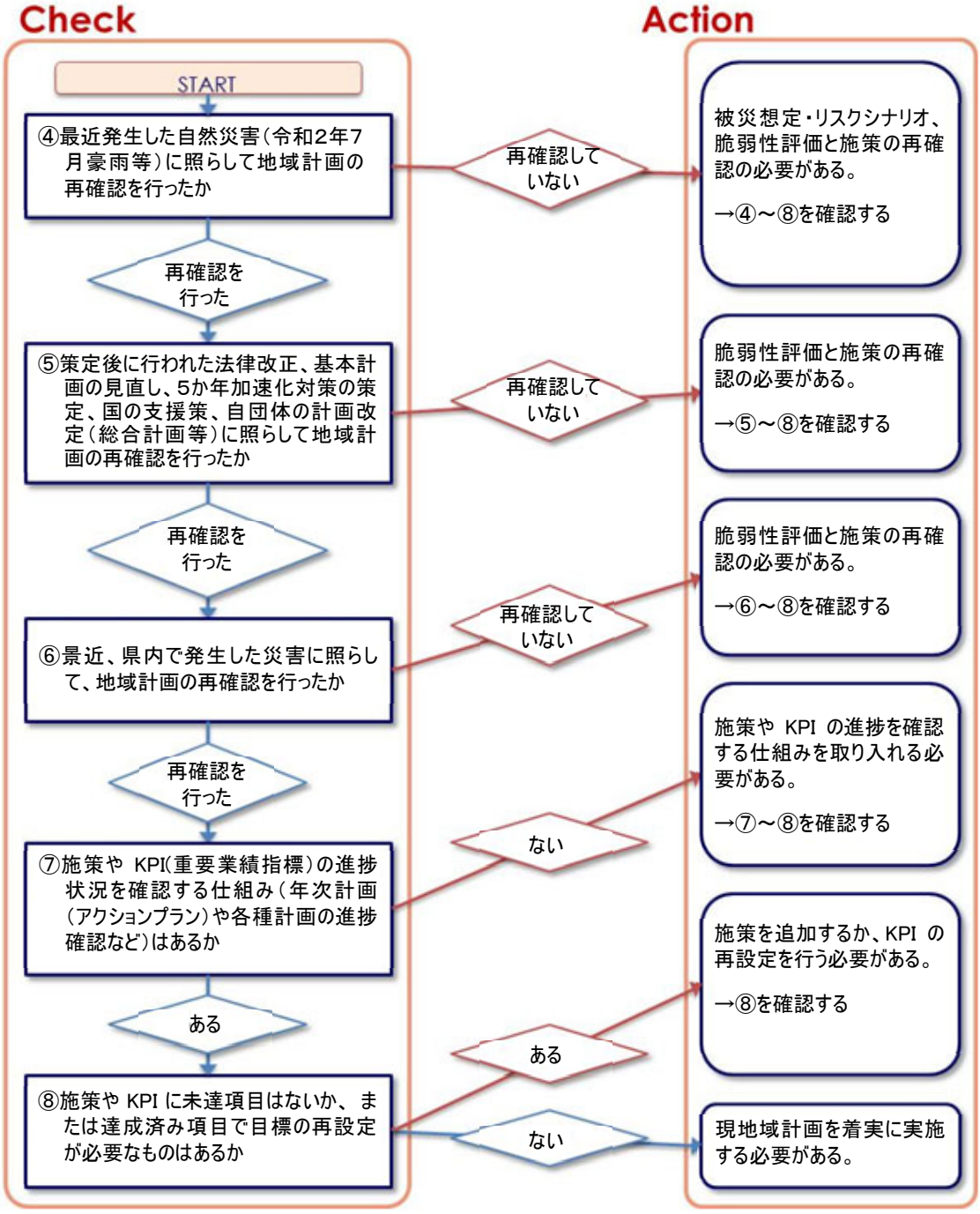

(1)Action 確認リスト（不断の見直し）

視点		チェック項目 No.	チェック項目 内容	該当の欄に〇をつけてください	
④	最近発生した大規模自然災害について	6	全国で発生した災害と同様の災害が自団体に起こる可能性があるか、あるとして地域計画で想定しているか。 ・令和３年福島県沖を震源とする地震 ・令和元年山形県沖を震源とする地震 ・平成 30 年北海道胆振東部地震 ・平成 30 年大阪府北部を震源とする地震 ・令和２年７月豪雨 ・令和元年東日本台風 ・令和元年房総半島台風 ・令和元年８月の前線に伴う大雨　など	可能性はあるが、想定していない	可能性はない、又は想定している
⑤	策定後の知見について	7	策定後の知見を参照して地域計画の内容をチェックしているか。 ・法律改正 ・基本計画の見直し ・５か年加速化対策の策定 ・被災想定の改定　など	チェックしていない、又はチェックして見直しの必要あり	チェックして、見直しの必要なし
⑥	県内で発生した自然災害について	8	計画策定後に県内で発生した自然災害は、現地域計画で想定している想定災害に含まれていたか。	含まれていなかった	含まれていた
		9	計画策定後に県内で発生した自然災害による被害について、現地域計画で想定している「最悪の事態」に含まれていたか。	含まれていなかった	含まれていた
⑦	進捗の確認について	10	施策や KPI の進捗を確認するための仕組みを構築してあるか。 ・年次計画（アクションプラン）の作成 ・各種計画の進捗の共有　など	構築していない	構築してある
⑧	施策や KPI について	11	施策や KPI で設定した目標値を達成したものについて、目標値を上方修正したり、新たな施策・KPI を設定したりする必要はないか。	必要がある	必要はない
		12	施策や KPI の目標値が達成できていないものは、施策の追加等の見直しを行う必要はないか。	必要がある	必要はない

※本表の視点・チェック項目は 70 頁の表の続きである

〇のついた項目について、脆弱性評価・対応方策などの見直しを検討してください。

引き続き取組を進めてください。

PDCA サイクル

【視点④のチェックのための参考】

地域計画策定後に発生した大規模自然災害を参考に地域計画を見直すことが考えられます。同様の災害が自地域で発生した場合の対応、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定、脆弱性の評価や対応方策について検討します。

地震	令和３年福島県沖を震源とする地震	最大震度６強を観測し、死者１人、負傷者 187 人、住家全壊 69 棟、半壊 729 棟、一部破損 19,758 棟などの被害が発生した。
	令和元年山形県沖を震源とする地震	最大震度６強を観測し、住宅の屋根瓦が落下する被害や観光需要の落ち込み、各種公共土木施設の被害等が確認された。重軽傷者 43 名、家屋の半壊等 1,654 棟の被害が発生した。
	平成30年北海道胆振東部地震	厚真町では強振動による丘陵地での土砂崩れが多発し、37 人が犠牲になった。また、地盤の液状化による噴砂、陥没などが多数発生し、甚大な被害をもたらした。さらに、北海道全域の電力供給が全てとまるブラックアウトが発生した。
	平成30年大阪府北部を震源とする地震	朝の通勤ラッシュ時に発生し、出勤困難に加え、交通網の回復が遅れて、帰宅の足に大きな影響が出た。また、ライフラインの脆弱性、ブロック塀の倒壊、エレベーターの閉じ込めなど、都市型災害の課題が顕在化した。
	平成 28 年熊本地震	一部の市町村庁舎で損壊等が発生し、仮設庁舎等に役場機能を移転。また、震災関連死が地震の直接的な影響による死者数を上回った。
	平成 23 年東日本大震災 （災害関連死）	18,000 人を超える死者・行方不明者に加え、震災関連死が 3,700 人を超えた。そのうち約９割が高齢者、約半数が発災後３カ月以内に亡くなっている。
風水害・土砂災害	令和２年７月豪雨	７月３日から７月 31 日にかけて、各地で大雨となった同期間の総降水量は、長野県や高知県の多い所で 2,000 ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部、東海、及び東北の多くの地点で、24、48、72 時間降水量が観測史上 1 位の値を超えた。死者 82 名、行方不明者４名、住家の全半壊等 4,558 棟、住家浸水 13,934 棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生した。
	令和元年東日本台風	広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に計 142 箇所で堤防が決壊するなど、河川が氾濫し、国管理河川だけでも約 25,000ha が浸水した。宮城県、岩手県、神奈川県、福島県等の 20 都県で土砂災害が発生した。

	令和元年房総半島台風	9 月 9 日に千葉市付近に上陸し、関東の一部では観測史上 1 位の最大風速、最大瞬間風速観測。重軽傷者 150 名、家屋の全半壊等約 77,000 棟の被害が発生した。千葉県を中心として最大約 934,900 戸（9 月 9 日時点）の停電が発生し、解消に時間を要した。また、高波により護岸が倒壊し、工業団地内に大規模浸水が発生し、背後の事業所に甚大な被害が発生した。
	令和元年 8 月の前線に伴う大雨	佐賀県、福岡県、長崎県では、8 月の降水量の平年値の 2 倍を超えるなど、記録的な大雨となり、大雨特別警報も発表された。死者 4 名、重軽傷者 2 名、家屋の全半壊等 1,031 棟、家屋浸水 5,656 棟の被害発生。佐賀県大町町では、大量の油（約 11 万ﾘｯﾄﾙ）が住宅地や農地に流出した。
	平成 30 年台風第 21 号	強風による高波やタンカーの連絡橋への衝突などにより神戸港等の浸水被害や関西国際空港が孤立する被害が発生した。また、多くの電柱が倒れて、広域停電が発生した。
	平成 30 年 7 月豪雨	大雨特別警報が 1 府 10 県に発表されるなど西日本から東海地方を中心に広範囲で記録的な大雨となり、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生した。死者・行方不明者数が 200 名を超えた。
	平成 29 年九州北部豪雨	線状降水帯の影響により、多数の河川の氾濫や土砂災害が発生。一部の地域では河川氾濫前の避難勧告等が間に合わなかった。
	平成 28 年台風第 10 号（岩手県）	河川の氾濫により、要配慮者利用施設が浸水。避難勧告等が間に合わない地域があった。
	平成 28 年北海道豪雨災害	８月に複数の台風が北海道に上陸・接近し、河川の氾濫や土砂災害が発生。また、北海道を中心に多額の農業被害が生じた。
	平成 27 年関東・東北豪雨（長時間の浸水）	避難の遅れ等により、多くの住民が取り残された。広範な市街地で長時間排水できない被害が生じた。隣接市の避難場所の一部を開放した。
	平成 26 年広島土砂災害	線状降水帯の影響により、多数の土砂災害が発生。避難勧告等が間に合わなかった地域があった。
風害（火災）	平成 28 年糸魚川大規模火災	強風により火災が同時多発的に発生し、広範囲の市街地が焼失。市街地中心部の機能が失われた。
雪害	平成 30 年 2 月大雪	福井県等で記録的な大雪により、高速道路や幹線道路等で通行止め等の交通障害が発生。
火山	平成 26 年御嶽山噴火	予測困難な突然の水蒸気噴火により多数の死者を出す事態となった。

※各災害の詳細については資料編Ⅲを参照。

【視点⑤のチェックのための参考】

地域計画策定後に法律改正や被災想定の変更があった場合には地域計画を見直すことが考えられますので、内容を確認する必要があります。

- 防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言（令和３年５月）
  …頻発化・激甚化する災害から国民の命を守るため、デジタル技術、事前防災、防災教育・ボランティアに関し、内閣府特命担当大臣（防災）の私的諮問機関又はナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会の下のワーキンググループを設置し、令和３年５月に提言を取りまとめ、公表した。
- 令和３年特定都市河川浸水被害対策法等の改正
  …水防災に対応したまちづくり、住まい方の工夫、国有地の活用も含めた雨水貯留対策の強化、リスク情報空白域の解消等を推進し、「流域治水」の実効性を高めるため、流域治水関連法を整備した。
- 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の策定
  …「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとした。
- 大規模噴火時の広域降灰対策検討 WG の報告（令和２年４月）
  …富士山の宝永噴火規模の噴火をモデルケースに、降灰分布とそれによる交通機関やライフライン等への影響、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について検討した。各分野で生じる影響については、過去の火山噴火における被害状況や、類似のほかの災害事例の状況、実験結果などから、堆積厚を基本に閾値を整理するとともに、「住民等の行動の基本的な考え方」及び「対策の検討に当たっての留意事項」についても整理した。
- 令和２年エネルギー供給強靱化法の施行
  …「電気事業法」と「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」と「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（JOGMEC 法）」という、3 つの法律をパッケージにして改正したものである。強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立するため、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定義務、再生可能エネルギーの新たな導入支援制度の創設の追加をはじめとする措置を講じた。
- 南海トラフ地震の長期評価に基づく、津波の地域ごとの発生確率の公表
  …政府の地震調査委員会は、将来発生する可能性がある津波の地域ごとの発生確率を公表した。今後 30 年以内に南海トラフ沿いで大地震が発生した場合、海岸の津波の高さ（津波高）が「非常に高い」確率（26%以上）の地域が、10 都県 71 市区町村となった。

- 令和元年中小企業強靭化法の施行
  …中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな影響を及ぼす大規模な自然災害が頻発したことを背景に、中小企業が策定する防災・減災に係る取組を事業継続力強化計画等として認定をし、認定事業者に対して低利融資や税制などの支援を行う制度を定めた。
- 平成 30 年国土強靭化基本計画の見直し
  …平成 26 年６月に策定された「国土強靭化基本計画」に沿って、政府は国土強靭化の取組を推進してきたが、平成 30 年度は策定から約 5 年が経過することに鑑み、社会情勢の変化や策定以降の災害から得られた教訓、施策の進捗状況などを踏まえ、平成 30 年 12 月に「国土強靭化基本計画」の見直しを行った（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）。
  （参考：内閣官房ホームページ
  https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html）
- 平成 30 年道路法改正
  …平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設した。
  （参考：国土交通省ホームページ
  https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001158.html）
- 平成 31 年日本海溝沿いの地震活動の長期評価の改定
  …青森県東方沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの海域で、今後 30 年間にマグニチュード（M）7.0～7.5 程度の大地震が起きる恐れが高いとの予測を公表した。
  （参考：地震調査研究推進本部ホームページ
  https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/subduction_fault/）
- 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始
  …中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に新たな防災対応が定められた令和元年５月 31 日より、「南海トラフ地震に関連する情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。
  （参考：気象庁ホームページ
  https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/forecastability.html）
- 平成 29 年港湾法改正
  …熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じたことから、非常災害が発生した場合において、港湾管理者からの要請に基づき、国土交通大臣が港湾施設の管理を行うことができる制度を創設した。
  （参考：国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000183.html）

- 平成 29 年水防法改正
  …平成 27 年関東・東北豪雨や平成 28 年台風 10 号等で逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生したことから、「逃げ遅れゼロ」実現と「社会経済被害の最小化」を目指す。
  （参考：国土交通省ホームページ
  http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html）
- 平成 29 年土砂災害防止法改正
  …水防法等の改正と合わせて土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付けた。
  （参考：国土交通省ホームページ
  http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）
- 令和２年８月土砂災害防止対策基本指針改定
  …土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、土砂災害警戒区域等の認知度向上を図ることや、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所の抽出精度の向上を図るため、今後の基礎調査において数値標高モデル等のより詳細な地形図データを用いること、また、現地に標識を設置することなどにより、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高める方針等が追加された。
  https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000048.html
- 平成 29 年千島海溝沿いの地震活動の長期評価の改定
  …北海道東岸沖にある千島海溝で想定される海溝型地震について、巨大地震発生の可能性と規模が拡大された。
  （参考：地震調査研究推進本部ホームページ
  http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/subduction_fault/）
- 国の交付金・補助金
  …地域計画に基づく取組の推進に向け、国が関係府省庁による支援をとりまとめている。毎年度予算により内容が異なるので、政府予算案決定時や予算決定時に確認する必要がある。
  （参考：「国土強靭化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について」資料編Ⅳ資料１０）

【視点⑥のチェックのための参考】

全国的に影響する大規模自然災害でなくても、地域として課題が見つかるような災害があった場合は、被災想定やリスクシナリオを見直すことも考えられます。

【視点⑦のチェックのための参考】

国と同様に、年次計画（アクションプラン）を策定する方法も考えられます。詳細は後述の「(2) 年次計画（アクションプラン）等の策定」を参照してください。

〔参考〕策定済団体の例（地域計画の見直しについて）

● 令和２年度における見直し実施都道府県と改訂内容

都道府県名（策定年度）	改訂内容							
	国の計画改訂に伴う見直し	リスクシナリオの見直し	指標・施策の見直し	施策分野の見直し	個別事業の見直し（設定・明記）	脆弱性の再評価	総合計画等の他計画との整合性のための見直し	アクションプランの作成
岩手県（平成 28 年２月）			○	○				
宮城県（平成 29 年４月）		○	○			○		
山形県（平成 28 年３月）	○	○				○		
茨城県（平成 29 年２月）	○	○	○	○				
栃木県（平成 28 年２月）	○		○	○				
千葉県（平成 29 年１月）	○				○			
新潟県（平成 28 年３月）	○				○		○	○
石川県（平成 28 年３月）	○							
三重県（平成 27 年７月）	○				○			
滋賀県（平成 28 年 12 月）					○			
京都府（平成 28 年 11 月）	○	○					○	
奈良県（平成 28 年５月）	○		○					
鳥取県（平成 28 年３月）	○	○	○			○		○
岡山県（平成 28 年２月）	○		○					
広島県（平成 28 年３月）	○							
徳島県（平成 27 年３月）	○							
高知県（平成 27 年８月）			○	○			○	
長崎県（平成 27 年 12 月）	○		○		○	○		

● 令和２年度における主な見直し実施市町村と改訂内容

市区町村名	改訂内容						
	国及び都道府県の計画改訂に伴う見直し	リスクシナリオの見直し	指標・施策の見直し	個別事業の見直し（設定・明記）	脆弱性の再評価	総合計画等の他計画との整合性のための見直し	アクションプランの作成
北海道江差町（平成 30 年 10 月）	○				○		
北海道せたな町（平成 30 年 10 月）	○			○		○	
青森県むつ市（平成 27 年 10 月）	○		○	○		○	
静岡県浜松市（平成 31 年３月）			○			○	
愛知県名古屋市（平成 28 年３月）	○					○	
滋賀県近江八幡市（令和２年３月）	○		○	○	○		
滋賀県野洲市（令和元年 12 月）			○				
京都府宇治田原町（令和２年３月）						○	
和歌山県和歌山市（平成 28 年２月）		○	○		○		
和歌山県有田市（令和元年 12 月）				○		○	
和歌山県日高川町（平成 30 年３月）						○	
愛媛県西条市（令和元年 12 月）			○			○	
愛媛県大洲市（平成 30 年３月）				○			
愛媛県西予市（令和２年３月）	○		○	○			○

● 令和２年度における主な改訂内容と具体例

改訂内容	具体例
国及び都道府県の計画改訂に伴う見直し	【都道府県】平成 30 年の国土強靭化基本計画の変更を反映 【市区町村】国や北海道の変更に伴うリスクシナリオ等を見直し 【市区町村】国の基本計画や県の地域計画の修正に準じて修正
リスクシナリオの見直し	【都道府県】国土強靭化基本計画の見直し（平成 30 年 12 月）や近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、「起きてはならないはならない最悪の事態」を見直し 【都道府県】大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生するなど、これまで想定されていなかったリスクを追加 【市区町村】土砂災害特別警戒区域の設定に伴うリスクを見直し 【市区町村】事業進捗状況等の見直しによりリスクシナリオを改訂 【市区町村】リスク想定に新型コロナウイルス感染症等の感染症を追加
指標・施策の見直し	【都道府県】重要業績指標等に関する目標年度、目標値を更新等 【市区町村】他自治体の計画等と比較し、施策を追加・修正 【市区町村】改訂期までに発生した災害を考慮して施策を追加・変更 【市区町村】重点化施策を見直し・追加
施策分野の見直し	【市区町村】行政機構を踏まえた施策分野ごとの推進方針を見直し 【市区町村】新たに想定される施策分野を設定 【市区町村】脆弱性の分析・評価
個別事業の見直し（別表・別冊の整理等）	【都道府県】「国土強靭化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靭化の取組支援」に対応 【都道府県】地域計画に基づき実施する主な事業の一覧（別冊）を追加 【都道府県】個別事業リストを更新等 【市区町村】補助金等申請時における個別事業を追加 【市区町村】各個別事業の指標値の更新と目標値未達の事業についての原因分析等 【市区町村】予算の「重点化」「要件化」「見える化」への対応として事業名等を明記予定 【市区町村】施策項目別事業一覧の内容を更新（完了事業の削除、完成目標時期、計画期間事業費等の更新） 【市区町村】個別事業について別冊で取りまとめ
脆弱性の再評価	【都道府県】現行施策の対応力について再評価 【市区町村】計画期間経過に伴う PDCA サイクルに基づいた脆弱性評価等を見直し 【市区町村】施策プログラムの脆弱性評価
総合計画等の他計画との整合性のための見直し	【都道府県】県総合計画改定の反映（柱立ての整理等） 【市区町村】総合計画と整合をはかる必要があるため、連動して見直し 【市区町村】地域防災計画との整合 【市区町村】総合計画と一体化するかたちで改訂 【市区町村】総合戦略と国土強靭化地域計画がより密接に連携・協力して取り組んでいけるように、一体化の深化を図る
アクションプランの作成・アクションプランとの整合性のための見直し	【市区町村】アクションプラン編を延長 【市区町村】各所属で行うべき防災・減災の取組みを見直したアクションプランの修正内容を踏まえて改訂 【市区町村】年次計画（アクションプラン）の策定により、計画本文も修正 【市区町村】推進方針に基づく「具体的な施策・事業」と「重要業績指標」を定めた「国土強靭化地域計画アクションプラン」を作成
その他	【市区町村】「国土強靭化策定ツール」を利用して再度全体的に見直し

● 北海道の例

北海道では、平成 27 年３月に策定した「北海道強靭化計画」が、令和元年度に推進期間（概ね５年）の最終年度を迎え、また、国において平成 30 年 12 月に「国土強靭化基本計画」の見直しが行われたことから地域計画の改定を行った。

改定にあたって、これまでの取組結果の反映、計画策定後に発生した自然災害で得られた知見の反映等を行うことにより、強靭化施策のさらなる推進を図ることとしている。

<table>
<tr><th colspan="2">改定計画の特徴</th></tr>
<tr><td>施策推進の手段である推進事業の掲載</td><td>〇施策プログラム一覧に、施策推進の手段である「推進事業」※をリスクシナリオ別に掲載した。（併せて、別表の「推進事業一覧」に、各事業の事業概要とともに、対応するリスクシナリオ番号を掲載）
※推進事業：施策に関連する具体的な事業を指す。施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るものである。</td></tr>
<tr><td>地域の実情や特性に応じた施策展開の掲載</td><td>〇広大な北海道の強靭化に向けて、道内各地域の特性に応じた取組を推進するため、北海道総合計画に基づく６つの地域ごとに「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開方向」を掲載した。
主な自然災害リスク
当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。
地域特性等
強靭化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。
主な施策の展開方向
上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を３つのい施策分野※ごとに掲載。
※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野
国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野
北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野</td></tr>
<tr><td>サブタイトル（副題）の挿入（表紙）</td><td>〇北海道強靭化計画は、「道民の生命と財産を守るための防災・減災対策を推進する」という役割と、『北海道バックアップ拠点構想』の理念を引き継ぎ、「道外の大規模自然災害に対し、北海道がその強みを活かしたバックアップ機能を発揮し、国全体の強靭化に貢献する」という２つの役割を担うことを広く道内外に発信するため、サブタイトル（副題）「道民の安全・安心を守り、国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するために」を設定した。</td></tr>
<tr><td>ＳＤＧｓの達成に向けた施策の推進</td><td>〇北海道強靭化の取組がSDGsの取組に資するものである旨を、関連するSDGsのロゴマークとともに明記した。</td></tr>
</table>

● 札幌市の例

札幌市では、北海道胆振東部地震の教訓等を踏まえ、平成 28 年１月に策定した計画を令和元年 12 月に改定しました。ブラックアウトというこれまでに経験したことのない状況が発生したこと等から、災害に強いまちづくりへの社会的要請に応えるために、当初は５年計画としていたものを１年前倒しで改定しました。

また、改定後の計画では、強靱化の取組を温暖化対策や経済成長などにもつなげ、将来世代が安心して暮らせる社会づくりに向けて、「SDGs」の視点を持って取り組むこととしています。

主な見直し内容	
基本目標の見直し	○北海道胆振東部地震の被災を踏まえ、「迅速な復旧復興」を果たすための事前の備えに取り組む姿勢を明確化 ○災害に強いまちづくりを進めることにより人や企業、投資を呼び込むことで「経済の成長」を目指すことを記載 ○強靱化施策の実施においては、平時にも効果を発揮し、同時に様々な社会課題の解決につなげるという考えに基づき「SDGｓの視点を踏まえた社会課題解決への寄与」を目標に追加
リスクシナリオの見直しと脆弱性評価	○北海道胆振東部地震で明らかとなった課題や国土強靱化基本計画の改定を踏まえ、リスクシナリオの見直しを実施し、以下を追加 ➢ 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 ➢ 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 ➢ 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 ➢ 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ ➢ 貴重な文化財や観光資源の喪失 ○脆弱性評価においては、これまでの計画で位置付けた施策プログラム、推進事業を振り返り、進捗状況や課題を分析するとともに、北海道胆振東部地震の経験を踏まえて評価を実施
重点方針の設定	○改定後の計画では、北海道胆振東部地震の教訓を活かして取組を推進するため、大規模停電対策、インフラの強靱化等の３つの「重点方針」を掲げた。 （札幌市強靱化計画における重点方針）

重点方針１	大規模停電対策
取組①	都心におけるエネルギー供給環境の強化
取組②	多様なエネルギー源の活用
取組③	市有施設等の非常用電源の整備
取組④	確実な廃棄物処理体制の構築
重点方針２	建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策
取組①	建築物の強靱化
取組②	インフラの強靱化
取組③	大規模盛土造成地の安全性評価
重点方針３	市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり
取組①	避難場所機能の強化
取組②	市民や観光客等への情報発信の強化

● 鳥取県の例

鳥取県は、平成 28 年３月に「鳥取県国土強靭化地域計画」を策定し、概ね５年（2015-2020）を計画期間として強靭化に資する施策を推進しています。平成 30 年度は、中間評価として個別施策毎の重要業績指標の進捗状況を評価するとともに、計画策定後に発生した鳥取県中部地震や平成 30 年７月豪雨等により明らかとなった新たな課題を加え、より実効性のある計画に見直すこととしました。

計画の見直し方針	
○強靭化関連施策の中間評価結果を反映 ○当初計画策定後に発生した大規模自然災害に対する脆弱性評価を行い、必要な追加施策等を検討 ○「平成 30 年７月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」の提言を反映	
主な見直し内容	
想定する大規模自然災害の追加	○当初計画策定後に発生した次の大規模自然災害を追加 ・平成 28 年熊本地震　・平成 28 年鳥取県中部地震 ・平成 28 年台風 10 号豪雨　・平成 29 年 1,2 月の県内での大雪 ・平成 29 年７月九州北部豪雨　・平成 30 年７月西日本豪雨
脆弱性評価による新たな課題等の抽出	○地震災害 ・特定天井等非構造部材の損傷　・防災リーダー不在 ・車中泊、地震関連死　・救援物資の滞留 ・建築基準法違反ブロック塀　・ブラックアウト ・スマートフォン等の充電対策　・大規模盛土造成地の液状化 ・外国人観光客の避難対応　・文化財の被災、風評被害　など ○豪雨・土砂災害 ・要配慮者の避難体制確保　・流木による河道閉塞 ・バックウォーター現象　・ダム緊急放流 ・農業用ため池の決壊　・ハザードマップ ・正常性バイアス　・災害廃棄物など ○豪雪災害 ・道路機能マヒ　・支え愛活動　など
追加施策の検討と重要業績指標（KPI）の見直し	○新たな課題の対応施策の検討を行い KPI を見直し ・KPI の新設（新たな課題への対応等）９項目 ・目標値の上方修正（目標の達成等）12 項目 ・目標値の下方修正（条例との整合等）３項目

● 岩手県の例

岩手県は、平成 28 年の台風 10 号の被害状況を踏まえて地域計画を見直しました。具体的には、災害で起こった事象をリスクシナリオごとに整理し、該当するリスクシナリオにある施策について課題を洗い出し、課題があるとされた施策について施策の内容を再検討しました。

（「岩手県国土強靭化地域計画」の見直しの概要）

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/435/minaosinogaiyou.pdf

● 長崎県の例

長崎県では、平成 28 年４月の熊本地震を受けて地域計画を見直しました。具体的には、熊本地震に伴う県の防災対策についての課題検証結果を受け、リスクシナリオに２項目を追加し、これらに対応する推進方針を新たに盛り込みました。

（長崎県の計画策定手順（概要））

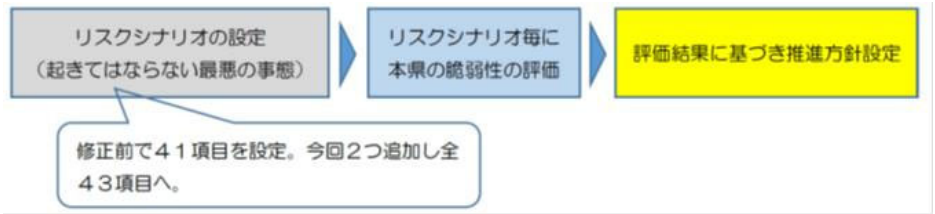

（追加したリスクシナリオ）

・避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

・住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/05/1559293773.pdf

(2)年次計画（アクションプラン）等の策定

国で策定しているような年次計画（アクションプラン）等を策定することで進捗を管理する方法もあります。

○国においては、法定計画である基本計画を策定した後に計画の進捗管理（PDCA サイクル）を行い、実効性を確保する観点から、各プログラムの推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどを、基本計画とは別に、年次計画（国土強靭化アクションプラン）としてとりまとめ、平成 26 年度から毎年度策定しています。
地方公共団体においても、地域計画を策定しただけで終わらせないようにすることが重要であり、**そのツールとして国の年次計画（国土強靭化アクションプラン）に相当する内容を地域計画の中に盛り込む、又は別途地域計画の年次計画（アクションプラン）を策定することが極めて有効**です。
毎年度の年次計画（アクションプラン）は、内閣官房のホームページ（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html）において掲載しています。

○上記年次計画（アクションプラン）には以下のような事項を掲載しています。
・プログラムごとの進捗状況（達成度・進捗を把握・評価）
・プログラムの推進計画（進捗状況に応じて計画を見直し）
・プログラム推進のための主要施策（進捗状況に応じて見直し・新規追加）

〔参考〕策定済団体の例（年次計画（アクションプラン）等について）

三重県	取組結果や課題、今後の取組方向などを毎年度報告 「三重県国土強靭化地域計画実績報告書」
大分県	地域計画と別に年次計画を策定 （地域計画を推進するためアクションプランを策定していたが、令和２年度より国に準じ「大分県地域強靭化年次計画」と改称） 「大分県地域強靭化年次計画 2020」
愛知県田原市	地域計画と別にアクションプランを策定 「アクションプラン第１次（2016～2020）」

(3)他の計画等の必要な見直し

地域計画の持つ指針性から、自団体の他の計画等について、地域計画の方向性に合わせた見直し等を実施します。

○**地域計画は国土強靱化に係る地方公共団体の他の計画等の指針**であり、他の計画等の基本的方向や施策等が、国土強靱化の観点からも推進されることを通じて、地域の強靱化が総合的かつ計画的に進められることになります。

○このため、地域計画を基本として、国土強靱化に係る自団体の他の計画等について、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正をしかるべき時期に行うことが求められます。

Ⅲ　市町村での策定の推進

1．　都道府県から市町村への支援

地域の強靱化を実効あるものとするため、都道府県には、市町村において地域計画が早期に策定されるよう積極的に支援することが望まれます。

○地域計画の策定に取り組むことにより、国土強靱化に関する市町村の施策の把握や担当部署の明確化、庁内意識の共有、事業の効果的かつ円滑な展開などの効果が期待できることから、**未策定の市町村においては、まず地域計画の策定作業に着手し、国土強靱化の取り組みを「キックオフ」することが重要**です。

○一方、市町村での地域計画策定にあたっての課題としては、庁内の共通認識や人員、知見の不足など、策定前の段階で都道府県から情報提供を行うだけでは解決が難しいものが挙げられます。そのため、**市町村での計画策定が軌道に乗るまで、都道府県による継続的で、積極的な支援が必要**です。

○さらに、市町村の計画は、都道府県の計画と調和が図られていることが望ましいものであるため、市町村がゼロベースで計画を策定するだけではなく、都道府県の計画を援用する方法をとることにより、策定を合理的に進めることも可能と考えられます。そのため、**策定前、策定途中の各段階で、都道府県計画についての情報提供や、都道府県が保有するツールやデータなどを市町村に提供**することが有効な支援策となります。

○**策定後の段階である市町村での計画見直しにあたっても、こうした都道府県からの支援は効果的**です。

○また、都道府県の計画を推進する上でも、市町村の計画策定の各段階で連携を図ることが効果的です。市町村との連携により、都道府県が実施すべき取組や役割を明確にできるとともに、地域における共通目標を設定・共有し、目標達成に向けた取組を継続的に実施することで、取組の更なる効果が期待されます。

〔参考〕市町村への支援の例

策定前	策定に向けた働きかけ	・ 首長等への直接訪問、首長会議、副市長村長会議、担当課長会議等で策定の必要性を説明 ・ 市町村担当者向けの説明会（都道府県主催）を開催 ・ 情報提供（都道府県の計画を活かして市町村が策定する方法の紹介、県内市町村の策定状況など）
	プロジェクトチームの構築を主導	・ 都道府県が市町村内でのプロジェクトチームの立ち上げを主導し、策定を支援
	勉強会の開催	・ 策定手順を具体的に解説する策定演習を実施
	都道府県庁内での協力体制の構築	・ 都道府県の庁内ワーキンググループにおいて市町村の策定支援への協力を依頼し、KPI 等の設定に必要な都道府県保有データを提供
	策定の負担を軽減するためのツール等の提供	・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成 ・ 都道府県計画で設定しているKPIのうち、市町村で該当するものを抽出したものを標準KPI一覧として作成 ・ 都道府県が策定した際のツールを提供
策定途中	計画策定途中における助言・支援	・ 都道府県のリスクシナリオをベースに、市町村が容易に設定できるように支援 ・ 市町村の計画策定時また運用管理を行う際の予備知識として有効であるため、都道府県の KPI の説明を市町村の各部署に実施 ・ KPI に関する都道府県保有データを提供
	策定に参画	・ 委員・オブザーバーとして策定に参画（都道府県の危機管理監が市町村有識者会議に委員として参加した、学識経験者を有識者会議の委員として紹介したなど）
	計画のレビュー	・ 市町村が作成した計画案への助言や都道府県計画との整合性を確認
策定後	地域（域内市町村）の取組状況の把握、助言等	・ 域内市町村の国土強靱化の取組状況を把握し、課題整理や技術的助言等を実施 ・ 都道府県と市町村の関係者による進捗共有等の場を設置
	計画見直しに活用可能な情報等の提供	・ 法令改正や被災想定の改定、他地域で発生した自然災害などの計画策定後の知見等や、都道府県において計画を見直した際のツールやデータを提供

● 北海道の場合

・ 道内市町村向けに道の計画をベースとしたひな形に解説を加えた「国土強靭化地域計画策定マニュアル」を作成し、各市町村の事務担当職員を集めての説明会を開催

・ マニュアルには国や道、策定済み市町村の施策やKPIをとりまとめた比較表を参考資料として添付

・ 北海道の強靭化の取組を紹介する「レジリエンスHOKKAIDOニュース」を年４回程度作成し、全市町村に配布

（レジリエンスHOKKAIDOニュース）

レジリエンス HOKKAIDO ニュース
強く、しなやかな北海道を目指して！

令和2年12月（vol.17）

【問合せ先】
北海道総合政策部政策局計画推進課
011(231)4111（内線23-736）

北海道
その先の、道へ。北海道

１．「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の決定

国は、近年の気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化しているなどの課題に対応するため、令和３年度（２０２１年度）から５年間の新たな対策として、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を閣議決定（１２月１１日）しました。

事業規模としては、概ね１５兆円となっており、重点的に取り組む対策として、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」が１２．３兆円、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が２．７兆円、「国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」が、０．２兆円となっています。

なお、対策の初年度は、令和２年度の第３次補正予算として措置されます。

道としても、このような国の対策を最大限活用し、本道の強靭化を着実に進めていく考えです。

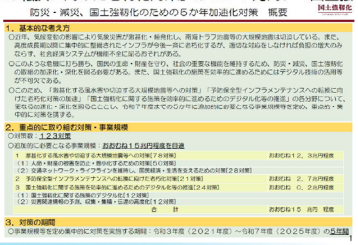
防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策　概要

２．国土強靭化地域計画に関する説明会等の開催

国土強靭化地域計画の策定を支援するため、道内市町村に個別に訪問して説明会等を実施しました。

鷹栖町と音威子府村の説明会では、庁内関係課の担当職員に集まってもらい、国土強靭化の理念や計画の策定方法について説明するなど、策定に向けた庁内関係者の意識の醸成につとめました。

また、佐呂間町と滝上町では、策定を担当する職員に対して、地域計画策定マニュアルを用いて策定の方法や策定に当たっての留意点について説明しました。道では、今後も個別訪問などの計画策定に向けた支援の実施を予定していますので、希望する市町村におかれましてはご連絡ください。

３．新たに３市１１町村が地域計画を策定

前号（９月１日現在）から、新たに３市１１町村（４の表の朱書き）で地域計画が策定され、１２月１日現在、道内９７市町村で計画策定がなされたほか、８２市町村で策定作業を行っているところです。

令和３年度以降も、強靭化の推進に向けて国土強靭化地域計画が策定されていることが、一層重要になりますので、策定中の市町村においては、作業の着実な実施をお願いいたします。

４．国土強靭化地域計画の策定状況（令和2年１２月1日現在）

管内	策定済	策定中	管内	策定済	策定中
空知	夕張市、岩見沢市、芦別市、三笠市、滝川市、南幌町、由仁町、栗山町、奥尻町、北竜町、沼田町	13	上川	旭川市、名寄市、富良野市、東川町、美瑛町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、幌加内町	12
石狩	札幌市、石狩市、新篠津村	5	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	–
後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	3	宗谷	猿払村、枝幸町	8
			ｵﾎｰﾂｸ	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、訓子府町、湧別町、大空町	8
胆振	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町	7	十勝	士幌町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、豊頃町、陸別町、浦幌町	9
日高	日高町、平取町、新ひだか町	4	釧路	釧路市、浜中町、白糠町	5
渡島	函館市、松前町、福島町、鹿部町	7	根室	根室市、中標津町、標津町、羅臼町	1
檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	–	計	97	82

５．サポートします。地域計画策定！

国土強靭化地域計画を策定予定の市町村へ説明に伺います。
Webによる打合せでも可能です。
ちょっとしたことでも構いませんので、質問等ありましたらお気軽にご連絡ください。

北海道強靭化計画　検索

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

● 岩手県の場合

・　全市町村の担当者等を集めて説明会を実施したほか、国の職員を講師に招き勉強会を実施
・　県内の広域振興圏ごとに、市町村の担当者等を集めて意見交換会を実施
・　計画策定の意向を示した市町村に対しては、勉強会の講師を派遣したり、県の計画策定の際のツールを提供するなどの支援を実施

（意見交換会の風景）

● 滋賀県の場合

・　県内市町担当者向け説明会を開催（令和元年度２回）、その中で「策定のポイント」（手順）を説明
・　市長会、町村会において、首長に対して計画策定の必要性を説明（令和元年度）
・　市町の財政／土木担当者会議の場においても計画策定の必要性や留意点について説明（令和元年度）
・　県の計画改定に関する状況や関連データを、骨子案（令和元年 11 月）、素案（令和２年１月）、原案（令和２年２月）のタイミングで情報共有
・　個別相談への対応（必要に応じ、国への照会・回答を実施）

● 京都府の場合

・　府内市町村担当者向けに「国土強靱化セミナー」を開催
・　府内市町村長を対象とした「国土強靱化意見交換会」を開催
・　計画の策定に向け、府内市町村担当者を対象とした説明会を開催
・　計画策定に係る府の相談窓口を部局横断型で設置
・　計画策定の一助となるよう国土強靱化地域計画のひな形として府の計画をデータ提供するとともに「京都府版国土強靱化地域計画策定の手引き」を配布
・　国予算「重点化」の動きを踏まえ、計画策定の必要性等を文書にて通知
・　計画の策定に向け、府内副市町村長を集めた説明会を開催

● 兵庫県の場合

・　国土強靱化推進室を招聘し、全市町の強靱化計画担当者を対象に説明会を開催
・　各市町の首長を訪問し、策定の必要性等を説明
・　取組が進んでいない地域での強靱化計画担当者向け説明会の開催
・　改定作業中の県計画の情報、データを提供
・　各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

● 和歌山県の場合

・　和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部を設置
・　県内市町村・民間事業者合同意見交換会の開催
・　副町村長研修会、国土強靱化連携会議、市町村担当課室長会議等で国土強靱化の必要性等を説明
・　県計画策定後に、市町村計画の策定を知事名で依頼
・　振興局長が市町村長を訪問し策定を依頼
・　全市町村を対象として計画策定の意向について調査を実施
・　未策定市町を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期の策定を依頼（17 市町にのべ 23 回訪問)
・　令和２年１月時点で、県内全市町村で計画を策定

● 鳥取県の場合

・　県計画に調和した市町村計画の策定を優先的に進め、底上げを図ることが重要という認識のもの、市町村の計画策定支援を施策の一つの柱として位置づけ
・　知事と首長が参加する行政懇談会において、地域強靱化への連携、市町村版地域計画の策定を要請するとともに、個別訪問による要請を実施
・　都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町村に提供
・　県庁内WG会議において市町村計画策定支援体制を構築し、市町村計画策定において県保有データの提供や分野別WGを支援するなど、全庁的な支援を実施
・　合同策定（鳥取県西部７町村国土強靱化地域計画）について県から提案を行い、防災担当者会議及び副町長会での了解を得て、策定の支援に着手（平成 28 年度～29 年度）
・　市町村国土強靱化推進担当者会議による情報共有と計画策定支援により、令和元年度に県内全市町村が計画策定に着手

（鳥取県西部７町村国土強靱化地域計画における鳥取県の支援内容）

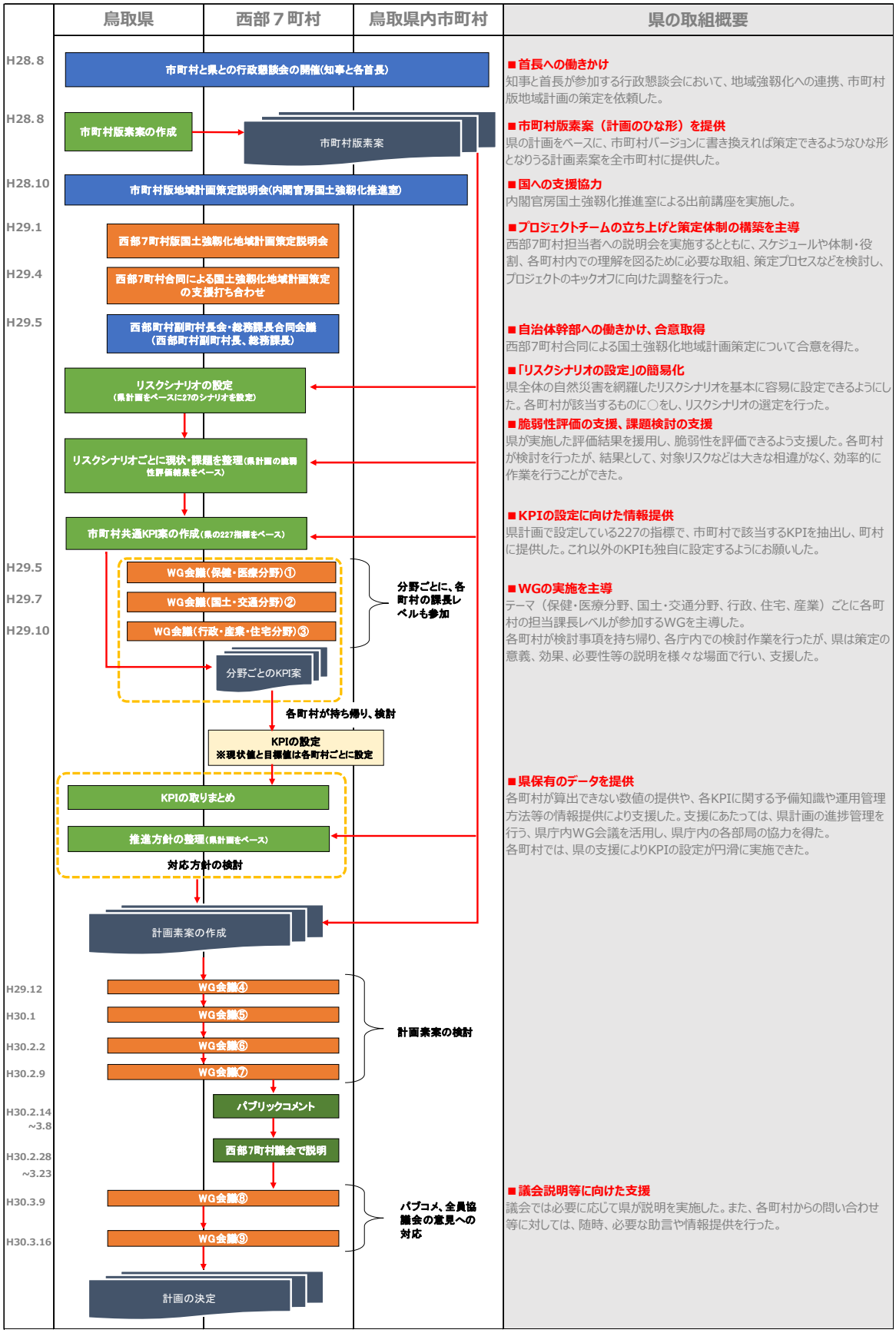

● 島根県の場合

・ 内閣官房国土強靱化推進室に出前講座を依頼し、県内全１９市町村を対象に、国土強靱化地域計画に関する担当者会議を開催
・ 県の地域計画をベースとした、計画のひな形を作成し、県内市町村に提供
・ 県土整備事務所等を通じて、個別に各市町村へ計画策定の必要性等を説明
・ 離島の町村には、web会議システムを使用して、地域計画策定に係る講習会を開催し、計画策定の必要性等を説明
・ 市町村から依頼があれば、計画策定の各段階での協議や、内容の確認を行うなど、計画策定の助言

● 徳島県の場合

・ 県内市町村の防災担当課長会議において地域計画策定の必要性について説明
・ 知事と首長が参加する行政懇談会において地域計画策定の必要性を説明
・ 県内全市町村を対象に、国土強靱化地域計画に関する出前講座（内閣官房国土強靱化推進室）を開催
・ 徳島県の計画をベースとした市町村計画のひな形を作成し、市町村に提供するとともに、説明会を開催
・ 要望のあった市町村に対し、徳島県版出前講座を実施
・ 地域計画策定に関する事務の外部委託に対して、県予算による補助を実施
・ 月１回程度、計画策定状況の個別ヒアリングを行い進捗状況を確認するとともに、判明した課題の解消を積極的に実施

● 香川県の場合

・ 市町長防災トップセミナーや市町防災・減災対策連絡協議会において地域計画策定の必要性について説明
・ 全市町を対象に、国土強靱化地域計画に関する出前講座（内閣官房国土強靱化推進室）を開催
・ 香川県の現行地域計画策定時の資料等を情報提供するなど地域計画の策定を支援
・ 各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

● 佐賀県の場合

・ 知事と県内全市町長による意見交換の場で、知事から地域計画作成の働きかけを行い、県と全市町が一体となって地域計画策定に取り組むことを推進
・ 国の出前講座の活用のほか、県において各市町の策定に向けた進捗状況をこまめに把握するとともに、市町からの求めに応じて個別に訪問し、勉強会を開催し、助言を実施
・ 県計画において見直しを行った各種施策や新たに追加した個別事業リストなど、きめ細かく市町へ情報提供を実施

● 長崎県の場合

・ 依頼があった市町に対し県計画策定当時の会議データや策定作業データ等を提供
・ 国土強靭化推進室に出前講座を依頼、市町の担当者等を集めた説明会を開催
・ 管内市町村で策定済団体のない都道府県に対して国から提供された計画策定支援ツール（機能追加試行版）を全市町に提供
・ 県の計画をベースとした、市町版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町に提供
・ 策定予定が未定の市町の首長及び市町議会議長に対し、県議会議長及び県計画所管課長が訪問し、計画策定の必要性を説明
・ 市町における会議へ講師を派遣、併せて計画策定支援ツールの操作説明を実施

● 熊本県の場合

・ 市町村に対し、国土強靭化共管３課（知事公室危機管理防災課、企画振興部企画課、土木部監理課）の連名により、計画策定について依頼
・ 国の出前講座を活用し、県内全市町村の担当者等を対象とした説明会を実施
・ 各広域本部・地域振興局で実施する重要事業説明において、土木部から首長等へ直接、計画策定の意義や必要性等を説明
・ 未策定市町村の首長等を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期策定を依頼
・ 各地域ごとに計画策定にかかる勉強会・意見交換会を実施し（市町村担当職員及び県本庁・出先機関職員等で構成）、必要に応じて第２回、第３回と段階的に実施
・ 県計画の電子データを市町村版に置き換えた策定のためのツールを提供
・ 管内市町村で策定済団体のない都道府県に対して国から提供された計画策定支援ツールを全市町村へ配布
・ 希望する市町村の計画素案について、レビューを実施

● 大分県の場合

・　各市町村長を県職員が直接訪問し、地域計画の必要性を説明
・　各市町村の事務レベル職員を集めて説明会を実施
・　全国の市町村の計画策定の概要についてまとめ、各市町村に参考資料として提供
・　県の地域計画の代表指標毎の各市町村状況を調査。県計画の脆弱性評価を市町村レベルで確認することで、調査に協力する市町村にとっては自らの脆弱性を確認することができ、市町村が地域計画を作る際のたたき台として利用できるツールとなっている

（市町村状況調査票）

大分県国土強靭化地域計画の市町村状況調査表

この枠の中の記入できる項目について記入してください

県の地域計画8つの「事前に備えるべき目標」	県の地域計画35の「リスクシナリオ」		想定される施策項目（必要に応じて追加してください）	左記の県担当課	貴市町村での担当部局	課題の現状	貴市町村での取組の方針（実施事業がある場合は事業名）	重要度（3段階）	県の計画への要望・意見
	1-1）	住宅・特定建築物・交通施設等倒壊や住宅密集地しおける火災による死傷者の発生	一般の住宅・建築物の耐震化	建築住宅課					
			一般の住宅・建築物の耐震診断	建築住宅課					
			特定建物（宿泊施設等）の耐震化	建築住宅課					
			避難所の耐震化	地域福祉推進室 施設整備課 教育財務課					
			大規模造成地の等の耐震性	都市・まちづくり推進課					
			交通施設・沿道の工作物等の耐震性	交通政策課 道路保全課					
			災害現場での作業用装備・機材の確保	建設政策課 防災局危機管理課					
			（追加用枠）						
	1-2）	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	津波等の災害から避難する避難所・避難器の整備	防災対策室					
			津波ハザードマップの作成	防災対策室 建設政策課					
			発生頻度の高い津波や高潮に備える浸度保全施設等の整備	農村基盤整備課 漁港漁村整備課					

● 宮崎県の場合

・　内閣官房国土強靭化推進室の担当者を招聘し、市町村の担当課長・担当者向けの研修会を開催
・　県において市町村国土強靭化地域計画のひな形を作成し、市町村に提供。ひな形は県の地域計画の構成をベースとし、序章から第５章までの全４４ページで構成
・　市町村計画は案の段階で県に提出してもらい、各部局確認の上、修正意見を市町村に伝達

Ⅳ　国への相談等

国土強靱化地域計画は、その策定の手続きにおいて、国の確認等を受けることが必要となるものではありませんが、連携・協力を行うと効果的です。相談窓口を設けていますので、活用してください。

○地域計画は国の基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合があると想定されることから、地域計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力することが望ましいと考えられます**。

○このため、**国においては、下記の相談窓口を設置**していますので、地方公共団体においては、**地域計画の策定にあたり必要な場合には、ご連絡ください**。

○また、国においては、全国の地域計画の情報を収集し、策定に取り組まれる地方公共団体等へ情報提供しておりますので、**地域計画の策定に着手した場合や地域計画を策定した場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口にご連絡をお願いします**。

【国土強靱化に関する相談窓口】

①　地域計画の策定等に関する全般的な事項

⇒　内閣官房国土強靱化推進室

住所：東京都千代田区永田町１－６－１（中央合同庁舎第８号館）

電話：０３－６２５７－１７７５

②　地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

⇒　各府省庁の支分部局等（一覧については資料編Ⅳ資料９参照）

○なお、地域計画に国の交付金又は補助金が活用できる事業を位置付けたり、位置付けようとする場合には、国や地方公共団体の担当部局への相談等を行いつつ、進めることが有益と考えられます。関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について」（概要については資料編Ⅳ資料１０参照。詳細については、http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202104_shien.pdf）に対象となる交付金・補助金、問合せ先を掲載していますのでご活用ください。

【出前講座について】

・地域計画について解説し、疑問に答えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します。

・派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受付します（派遣日時、会場等については、調整させていただきます）。

・詳細については、
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202106_demaekouzapr.pdf
をご覧ください。

（開催イメージ）